



金融力で未来をデザインします

Applying Financial Expertise to Design the Future

CSR・ディスクロージャー誌

2009

株式会社日本政策投資銀行

株式会社日本政策投資銀行 (DBJ) のプロフィール (平成21年7月1日現在)

設立	平成20年(2008年)10月1日 (旧日本開発銀行 昭和26年(1951年)設立) (旧北海道東北開発公庫 昭和31年(1956年)設立) (旧日本政策投資銀行 平成11年(1999年)設立)
代表取締役社長	室伏 稔
従業員数	1,064名(平成21年3月末)
資本金	1兆円(全額政府出資)
本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目9番1号
URL	http://www.dbj.jp/
支店・事務所	支店10カ所、事務所8カ所、海外駐在員事務所2カ所、海外現地法人1カ所

総資産	14兆174億円(平成21年3月末)
貸出金	12兆266億円(平成21年3月末)
自己資本比率	18.70%(国際統一基準)(平成21年3月末)
発行体格付	Aaa (Moody's)、AA- (S&P)、AA (R&I)、AAA (JCR)

※総資産、貸出金、自己資本比率は単体ベース



DBJ

株式会社日本政策投資銀行
Development Bank of Japan Inc.

本誌は、銀行法第21条を参考にして作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明書類)です。(当行は本誌発行時点(平成21年7月現在)において、銀行法第21条の適用を受けておりませんが、参考情報として開示します。)本誌には経営方針や将来的な業績に関する記述が含まれていますが、それらを保証するものではありません。これらの記述は、経営を取り巻く環境の変化などにより異なる可能性があることにご留意ください。

目次

トップメッセージ	2
企業理念	4
DBJの新たなスタート	5
DBJのあゆみ	6
事業の概要	7
平成20年度(平成20年10月～平成21年3月)の事業概況	8
DBJの民営化について	10
危機対応業務について	12
金融力を高める活動について	14
海外業務について	15
グループ会社について	16
経営方針	17
DBJが目指すビジネスモデル	18
業務内容	18
第1次中期経営計画の概要	19
CSR経営の実践	20
知的資産経営	25
時代の要請に応える基盤「金融プラットフォーム」	28
金融サービスのご紹介	29
投融資一体型金融サービス	30
融資	32
投資	36
コンサルティング/アドバイザー	38
投融資業務の実践(本業を通じたCSR)	40
セーフティネットとしての取り組み	57
情報機能の活用	58
マネジメント体制	61
コーポレート・ガバナンスの状況	62
法令等遵守(コンプライアンス)態勢	67
リスク管理態勢	68
ディスクロージャー	71
顧客保護等管理態勢、個人情報保護方針	72
人材育成と職場環境づくり	73
環境マネジメント	75
資料編	
コーポレート・データ	79
財務の状況	95



本誌の計数について

計数は各項目ごとに単位未滿を切り捨てているため、各計数の和は合計に一致しないことがあります。また、単位に滿たない場合は「0」で、計数の全くない場合には「-」で示しています。

トップメッセージ

日本政策投資銀行 (DBJ) は、過去半世紀以上にわたるお客様との信頼関係のもと、平成20年10月、株式会社として新たにスタートいたしました。

お客様の企業価値向上という金融サービスの原点を見つめ、これまで培ってきた知識や経験、パブリックマインドを活かし、お客様志向の姿勢を徹底することで、投融資一体型の金融サービスを提供するオンリーワンの金融機関を目指してまいります。

オンリーワンの金融機関を目指して

当行は、昨年10月に、株式会社日本政策投資銀行として民営化の新たな一歩を踏み出しました。これまで当行は、総合政策金融機関として、時代の要請に応じてわが国の経済社会の発展に寄与してまいりましたが、これもひとえに皆様方のご理解・ご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

発足にあたり、「金融力で未来をデザインします」という企業理念を定めました。これまで築いてきたお客様との信頼関係を大切にしながら、お客様とともに「豊かな未来」を実現する——こうした決意を込めたものです。

私どもは、お客様の企業価値向上を図り、お客様と果実を分かち合うべく、「投融資一体型の金融サービス」を提供することこそ、DBJならではのビジネスモデルと考えます。そしてお客様のニーズに謙虚に耳を傾けながら、適確なソリューションを提供できるオンリーワンの組織を目指してまいります。

すでに昨年10月には、第1次中期経営計画(CHALLENGE 2010)を策定し、海外業務展開への基礎固めや資金調達が多様化など、今後の成長戦略に本格的に取り組み始めています。

金融危機への対応について

米国に端を発する昨年来の金融危機に際しては、これまで培ってきた政策金融での知識や経験を活かし、金融危機対応業務に積極的かつ機動的に取り組んできております。まさにパブリックマインドや中立性といった私どもの特長を十分発揮し、引き続き他の金融機関とも連携しつつ、お客様のさまざまなニーズに迅速にお応えしてまいります。

CSRの基本姿勢

私どもは、こうした危機対応業務を含め、投融資業務を通じて企業理念を実現することこそ、DBJに求められるCSR(企業の社会的責任)への基本的な取り組み姿勢であると考えます。

当行の企業活動は、そのすべてが社会、環境、経済に直接結びつくものであることから、一つひとつの業務を適切に遂行し、お客様と当行双方の企業価値向上に努めつつ、社会の一員として責任ある行動をとり、持続可能な社会の実現に力を尽くしてまいります。

自律的な経営へ向けて

今般の金融危機対応業務を円滑に実施できるよう、先の国会で「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」が可決成立いたしました。これにともない、政府により当行の財務基盤強化が図られ、併せて今後、当行の株式保有の在り方を含め、組織の在り方等について検討が行われることとなります。

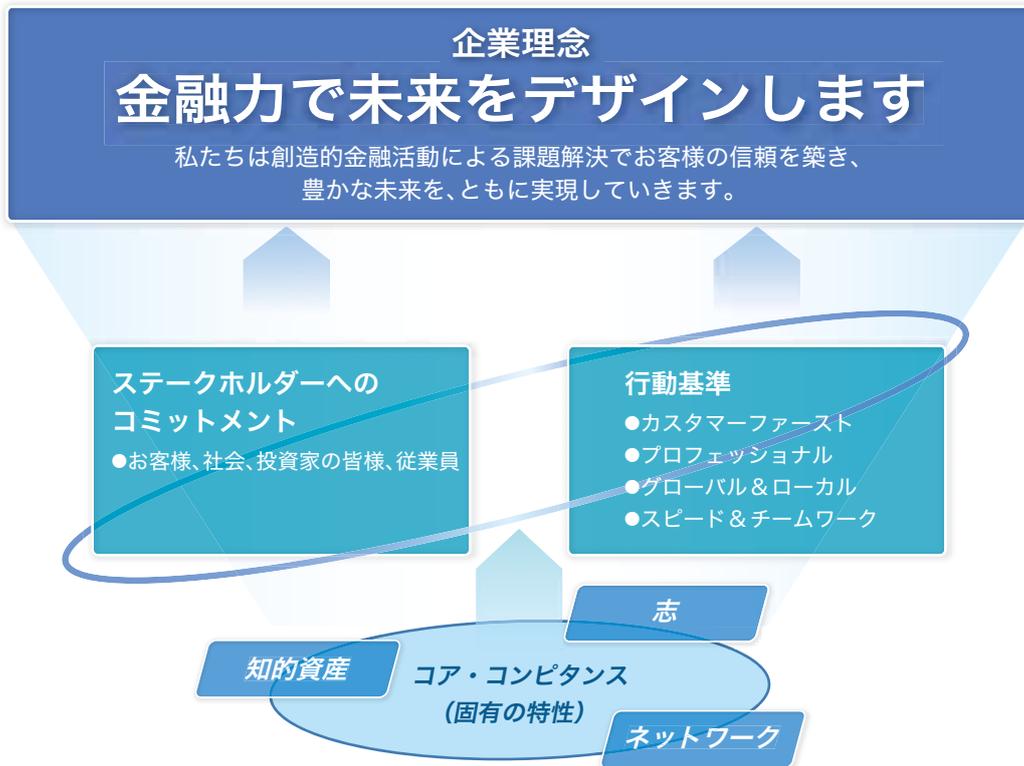
私どもは、こうした変革の時代にこそ、お客様の企業価値向上という金融サービスの原点に立ち返り、いかなる変化にも耐え得るような普遍的な価値を持つ金融本来の役割を果たしたいと考えます。国内外の金融市場において、皆様に高くご評価いただける金融機関に成長できるよう、自律的な経営の確立へ向け、役職員一丸となって業務に邁進してまいります。

今後とも、皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。

平成21年7月

株式会社日本政策投資銀行
代表取締役社長

室伏 稔



ステークホルダーへのコミットメント、行動基準、コア・コンピタンス

ステークホルダーへのコミットメント

- お客様へのコミットメント**
金融力で課題を解決し、お客様の経済価値・社会価値を高める。
- 社会へのコミットメント**
当行の全ての企業活動が、社会・環境・経済の3つの調和の上に成り立つことを常に意識し、より豊かで持続可能な社会の実現に貢献する。
- 投資家の皆様へのコミットメント**
透明性の高い経営を実現するとともに、長期的視点で企業価値を高める。
- 従業員へのコミットメント**
理念を共有する、高い倫理観を持つ人材の発掘・育成と、風通しのよい職場環境の創造に努める。

行動基準

- カスタマーファースト**
お客様の立場に立ち、自ら課題に向かい、成果と喜びを共有する。
- プロフェッショナル**
判断力とスキルを磨くことにより、投融資一体型の金融サービスを提供する、国内外を通じてオンリーワンの会社を目指す。
- グローバル&ローカル**
時代・世界・地域を見渡した、長期的でフェアな視野を持ち続ける。
- スピード&チームワーク**
チーム力を活かし、迅速で誠実な行動でお客様の信頼を築く。

コア・コンピタンス

- 志** 当行のDNAである「**長期性**」、「**中立性**」、「**パブリックマインド**」、「**信頼性**」を核とした基本姿勢。
- 知的資産** 当行が培ってきた経験・ノウハウから生まれる産業調査力、審査力、金融技術力、R&D(研究開発)力などの知的資産。
- ネットワーク** 当行が築いてきた、お客様・地方自治体・金融機関などとのリレーションに基づくネットワーク。

DBJの新たなスタート

ロゴマークとコーポレートカラー

4つのテーマからなる「地球」は、「豊かな未来の実現」に向けお客様の夢をふくらませ、ともに「未来をデザインしていく」というDBJの企業姿勢を象徴しています。

4つのカラーは、**長期性**、**中立性**、**パブリックマインド**、**信頼性**を表現しています。

同時に、**カスタマーファースト**、**プロフェッショナル**、**グローバル&ローカル**、**スピード&チームワーク**という4つの行動基準も表現しています。



「DBJ」のブルーの文字は、コーポレートカラーとして、「明るい未来」や「みずみずしさ」「若さ」「成長性」を表現しています。

発足式・レセプションの開催

平成20年10月1日に「株式会社日本政策投資銀行発足式」、10月30日に「株式会社日本政策投資銀行 民営化披露レセプション」が開催されました。

発足式は、中川昭一前財務大臣および加納時男国土交通副大臣をはじめ、室伏稔社長ほか総勢7名によるテープカットで幕を開け、DBJに対して激励のお言葉を多数いただきました。また、レセプションには、政財界から多数の方々にご参加いただき、これからのDBJへの大きな期待を温かい応援のお言葉とともに頂戴いたしました。



発足式でのテープカット



レセプションでの室伏社長あいさつ

DBJのあゆみ

戦後復興の時代から日本経済を支えてきたDBJのあゆみをご紹介します。

持続可能な発展に向けた構造改革期

平成13年～

平成20年10月1日 民営化(特殊会社として株式会社化)
「株式会社日本政策投資銀行」設立

「地域・環境・技術」支援の金融ソリューション

平成11年、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立。「地域再生支援」「環境対策・生活基盤」「技術・経済活力創造」の3分野を重点分野とした投融資活動を行い、わが国経済社会の持続的発展に貢献。

ポスト・バブル期

平成8年～
平成12年

活力ある豊かな社会の創造と経済社会の安定

引き続き社会資本の整備、環境対策などを重点分野としたほか、ベンチャービジネス支援にも注力。また、阪神・淡路大震災の復興融資や、金融システム安定化のための金融環境対応融資にも迅速な対応を行うなど、セーフティネットとしての機能を発揮。

バブル期

昭和60年～
平成7年

生活・社会基盤整備と産業構造転換の円滑化

対外経済摩擦の激化を背景に、内需拡大と産業構造転換が急務となり、社会資本整備、創造的技術開発、産業構造転換等の支援に重点を置く。平成時代以降、生活大国を目指し、環境・エネルギー対策、地域経済の活性化に注力。

安定成長期

昭和47年～
昭和59年

国民生活の質的向上とエネルギーの安定供給

経済発展に見合った国民生活の質の向上と不均衡の是正に向けて、産業開発に加えて公害対策、地域・都市開発などに注力。石油ショックを背景とした石油代替エネルギーの導入、省エネの推進によるエネルギー安定供給の確保、大規模工業用地の造成への投融資を施行。

高度成長期

昭和41年～
昭和46年

国際競争力の強化と社会開発融資の展開

産業基盤の拡充・強化

経済の開放体制への移行に向けて国際競争力の強化を目指し、産業の体制整備・自主技術開発の支援に力を入れる一方、高度成長の歪みを解消すべく、地方開発、大都市再開発、流通近代化、公害防止などに取り組む。

高度成長への基盤整備

産業基盤の充実・強化

産業の基盤を支えるエネルギー・輸送力の充実・強化に加え、新たな経済発展の原動力となる分野の育成と近代化、地域格差の是正を目指す地域開発などへの融資を施行。

昭和31年に北海道開発公庫設立(翌年、北海道東北開発公庫に改組)。北海道・東北地方における産業振興を促進するための投融資を開始。

経済復興期

昭和26年～
昭和30年

経済の再建と自立

産業基盤と重要産業の再建

昭和26年に日本開発銀行設立。

経済・産業の発展の基盤となる電源の開発、石炭、鉄鋼、海運など重要産業の合理化・近代化・育成のための融資を開始。

事業の概要



平成20年度(平成20年10月～平成21年3月) の事業概況.....	8
DBJの民営化について.....	10
危機対応業務について.....	12
金融力を高める活動について.....	14
海外業務について.....	15
グループ会社について.....	16

■平成20年度(平成20年10月～平成21年3月)の事業概況

業務の状況

経済環境

当事業年度(平成20年10月～平成21年3月の6カ月間)の日本経済は、平成20年9月中旬の米投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻をきっかけとした金融危機が世界的に広まり、実体経済にも急速に波及、戦後で最も厳しい景気後退の様相を呈しました。近年の成長を牽引した輸出が過去にみられないほど急速に縮小、鉱工業生産が3割以上の大幅減産となったほか、企業収益、所得・雇用等へ急速に影響が波及し、設備投資は減少基調を強め、消費も弱含みで推移しました。

平成20年度の概況について

DBJは、平成20年10月1日の設立以降、民営化前の旧DBJの業務を基本としつつ、専門性の高い金融機関として、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行ってきています。

こうしたなか、平成20年度の概況は、下記のとおりとなりました。なお、以下の融資業務、投資業務、コンサルティング/アドバイザー業務における金額はDBJ単体の数値を記載しています。

融資業務

融資業務においては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応してきました。当事業年度(6カ月間)における融資額は1兆6,703億円(金融危機対応業務による融資額を含む。)となりました。

なお、金融危機対応業務による融資額については、P.13の「金融危機対応業務について」をご参照ください。

投資業務

投資業務においては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱えるさまざまな課題に対して、ファンドを通じた支援や、メザニンファイナンス、エクイティ等の手法により、長期的視点に基づき適切なリスクマネーを提供してきました。当事業年度(6カ月間)における投資額は631億円となりました。

コンサルティング/アドバイザー業務

コンサルティング/アドバイザー業務においては、旧DBJより培ってきたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行ってきました。当事業年度(6カ月間)における投融資関連手数料およびM&A等アドバイザーフィーは計38億円となりました。

子会社の状況

子会社に関しては、平成20年12月にシンガポール駐在員事務所を現地法人化し、DBJ100%子会社「DBJ Singapore Limited」として開業しました。

成長著しい東南アジアの中心に位置し、金融センターとしてもその影響力を増すシンガポールに営業拠点を設けることにより、DBJグループとして、融資、投資、M&Aアドバイザーなどお客様の広汎なニーズにお応えしていきたいと考えています。

連結業績の概況

連結財務ハイライト

(単位：億円)

	平成20年度 (平成20年10月1日～ 平成21年3月31日)
経常収益	1,512
経常利益(△は経常損失)	△1,216
特別損益	35
当期純利益(△は当期純損失)	△1,283
総資産	140,280
貸出金	120,088
有価証券	12,465
負債	119,416
借入金	80,678
債券および社債	35,130
純資産	20,864
資本金	10,000
自己資本比率(国際統一基準)	18.88%
銀行法基準リスク管理債権比率	1.60%
自己資本利益率(ROE)	△6.06%
総資産利益率(ROA)	△0.92%
従業員数(人)	1,096人

当連結会計年度は平成20年10月1日から平成21年3月31日の6カ月間となっています。またDBJは、平成20年10月1日に設立されたため、前連結会計年度の比較情報はありません。

連結損益の状況

経常収益は1,512億円となりました。その内訳は、資金運用収益が1,357億円、役務取引等収益が46億円、その他業務収益が7億円およびその他経常収益が100億円となりました。

また経常費用は2,729億円となりました。その内訳は、資金調達費用が841億円、役務取引等費用が1億円、その他業務費用が110億円、営業経費が178億円およびその他経常費用が1,597億円となりました。この結果、経常損失は1,216億円となりました。

経常損益の内容としては、資金運用収支については516億円、役務取引等収支については45億円と利益を計上したものの、クレジット取引市場の混乱の煽りを受けた影響

により、CDS(クレジット・デフォルト・スワップ)評価損失等の金融派生商品費用を主因とするその他業務収支の損失計上(△103億円)に加え、急速な景気悪化を要因とする貸倒引当金積み増し等不良債権処理損失および株式関係損益の損失計上によるその他経常収支の損失計上(△1,496億円)がありました。これらから営業経費を控除した経常損益は1,216億円の損失計上となりました。

これに特別損益35億円の計上により、税金等調整前当期純損失は1,181億円となりました。

またDBJは民営化(株式会社化)されたことにより一般の株式会社同様、法人税等の納税義務が生じることにより、当連結会計年度から法人税、住民税及び事業税200億円、法人税等調整額64億円(益)を計上しました。

以上の結果、当連結会計年度の税金等調整後の当期純損失は1,283億円となりました。

連結資産・負債・純資産の状況

資産の部については、14兆280億円となりました。このうち貸出金は12兆88億円となりました。また、有価証券は1兆2,465億円となりました。これらには金融危機対応融資業務への取り組みによる新規融資およびCP購入業務開始にともなう短期社債が含まれています。

また、コールローンおよび買入手形は1,450億円、買現先勘定は3,759億円となりました。これらは余裕資金を運用したことによるものとなっています。

負債の部については、11兆9,416億円となりました。このうち、債券および社債は3兆5,130億円、借入金は8兆678億円となりました。なおDBJは、民営化(株式会社化)後、初めてとなる社債発行(570億円。有価証券届出書方式)を平成20年12月に行っています。

また支払承諾については、1,572億円となりました。

純資産の部については2兆864億円となりました。DBJ単体およびファンドを通じて所有する上場有価証券の評価損益に関しては、その他有価証券評価差額金に計上していますが、株式市場の低迷により当該評価差額金は△16億円となりました。

■ DBJの民営化について

当行は、平成18年5月に国会において承認された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)(以下「行政改革推進法」という。)、および政策金融の抜本的な改革の一環として、平成19年6月6日に国会において成立した「株式会社日本政策投資銀行法」(平成19年法律第85号。以下「新DBJ法」という。)に基づき、日本政策投資銀行(以下「旧DBJ」という。)の財産の全部(新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を現物出資により引き継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧DBJの一切の権利および義務(新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を承継して、平成20年10月1日に設立されました。

当行は、平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機にともなう危機対応業務を実施しています。さらに、平成21年4月に公表された「経済危機対策」への取り組みに

対応すべく、当行の財務基盤強化を可能とした「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」(以下「新DBJ法改正法」という。)が平成21年6月26日、国会において可決成立し、同年7月3日に公布・施行されました。

新DBJ法においては、当行設立後おおむね5～7年後を目途として完全民営化されることとなっていました。新DBJ法改正法においては、出資可能期間(平成24年3月末まで)終了よりおおむね5～7年後を目途として完全民営化するものとされました。ただし、政府は平成23年度末を目途として政府による株式の保有を含めた当行の組織の在り方等を見直すこととされており、それまでの間においては保有する当行の株式を処分しないものとされています。

※「新DBJ法」「新DBJ法改正法」については、P.90～94をご参照ください。

新DBJ法改正法

第171回通常国会 参議院本会議において、新DBJ法改正法が可決成立しました。

米国に端を発する昨年来の国際金融危機によって、わが国の中堅・大企業においても資金繰りに困難を来しているという状況に際し、法改正が行われました。主な内容は以下のとおりです。

- 当行の財務基盤の強化のため、政府による当行への追加出資を平成24年3月末まで可能とすること。出資については、交付国債の交付によることも可能としていること。
- 政府保有の当行株式の全部を処分する時期について「平成20年10月1日からおおむね5年後から7年後を目途として」という現行法の規定を変更し、「平成24年4月からおおむね5年後から7年後を目途として」政府が当行の株式を全部処分すること。
- 政府は、当行による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時当行の発行済株式の総数の3分の1を超える株式を保有するなど当行に対し国が一定の関与を行うとの観点から、平成23年度末を目途として、当行による危機対応業務の在り方およびこれを踏まえた政府による当行の株式の保有の在り方を含めた当行の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずること。あわせて、この措置が講ぜられるまでの間、政府はその保有する当行の株式を処分しないものとする。

参考1：新DBJ法(新DBJ法改正法による改正後)

(政府保有株式の処分)

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び附則第三条において「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十四年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

(政府の出資)

第二条の二 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(国債の交付)

第二条の三 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。

附則

(検討等)

第二条 政府は、平成二十三年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)に対する出資の状況、同法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。)の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項及びこの法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する会社の株式を処分しないものとする。

参考2：行政改革推進法(新DBJ法改正法による改正後)

(商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の在り方)

第六条 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行は、完全民営化するものとし、平成二十年度において、これらに対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずるものとする。

2 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十四年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

3 政府は、第一項の完全民営化に当たっては、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるとともに、商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能並びに日本政策投資銀行の有する長期の事業資金に係る投融资機能の根幹が維持されることとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

参考3：附帯決議

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成二十一年六月二十五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の追加出資措置を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の実施に際しては、これまで蓄積してきたノウハウ等の積極的活用などを通じた適切な審査の下で、必要な資金が円滑に供給されるよう業務の実施に万全を期すこと。
- 一 現下の国際金融危機に伴う経済金融情勢の悪化の下で、中小企業向け貸出残高が引き続き低下傾向にあることを踏まえ、株式会社日本政策金融公庫の行う中小・小規模企業向け融資の更なる円滑化に努めること。また、日本政策投資銀行の行う大企業・中堅企業向けの危機対応業務の実施に当たっては、その関連の中小・小規模企業に対する金融の円滑化にも十分配慮すること。
- 一 日本政策投資銀行の株式の保有の在り方等を見直し、必要な措置を講ずるに際しては、会社の業務運営の公共性の確保、会社が長期の投融资機能を果たしていくために必要となる安定的な資金調達基盤の確保、競争力のある人材を確保できる体制の構築等に留意して検討を行い、会社の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。
- 一 日本政策投資銀行や日本政策金融公庫等の担う政策金融の今後の在り方については、その機能と役割の重要性を再確認した上で、民間金融機関のみならず、系統金融機関、ゆうちょ銀行等も含めた我が国金融セクター全体との関係などにも留意しつつ、改めて見直しに向けた検討を行うこと。

右決議する。

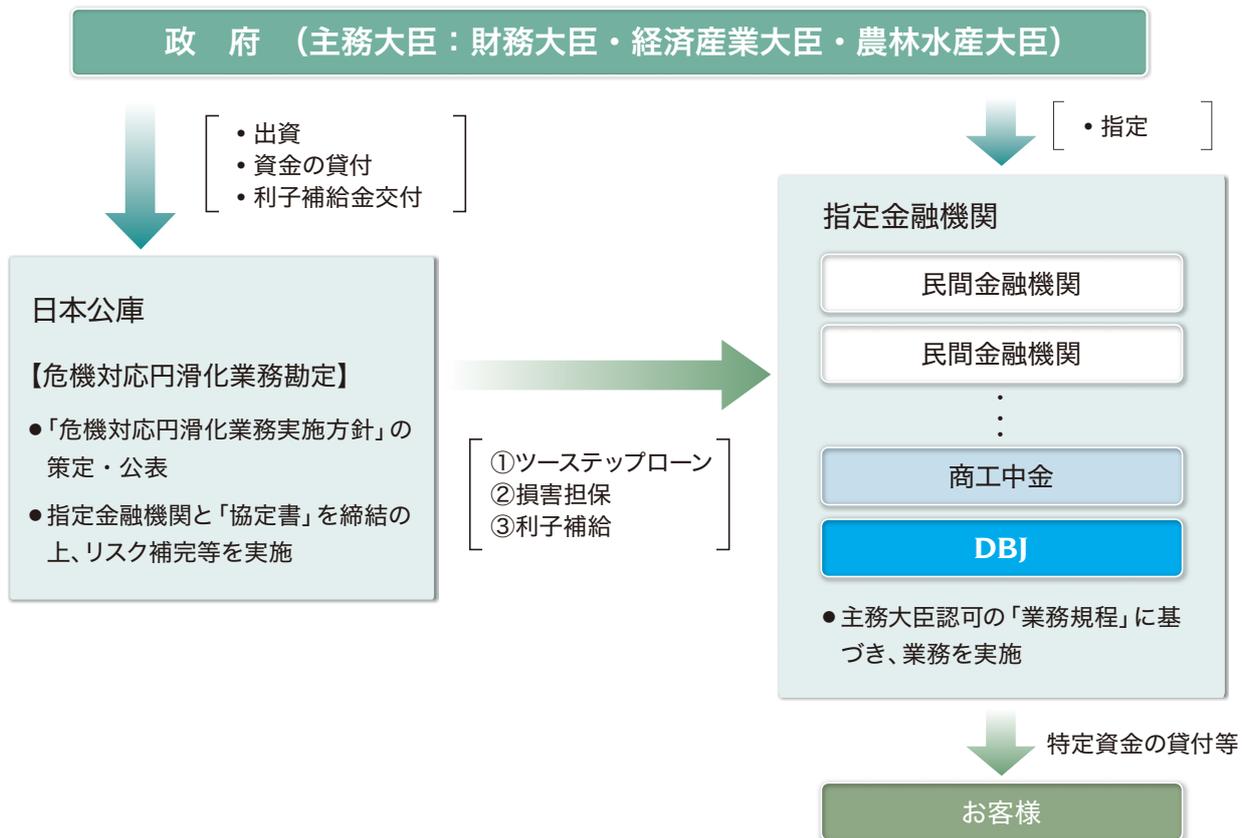
■ 危機対応業務について

危機対応業務とは

内外金融秩序の混乱、大規模な災害、テロリズム、感染症等の危機による被害に対処するために必要な資金(特定資金)を、政府の指定を受けた金融機関(指定金融機関)が、株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)からの信用供与(①ツーステップローン、②損害担保、

③利子補給)を受け、迅速かつ円滑に供給するものです。
DBJは設立時において、株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)とともに、この指定(みなし指定)を受けています。

■ 危機対応業務スキーム



金融危機対応業務について

危機対応業務は内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、日本政府が指定する金融機関(指定金融機関)が株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号。その後の改正を含む。)に基づき、日本公庫からのリスク補完等を受け、危機に対処するために必要な資金を供給する業務として、平成20年10月1日より開始されているものです。

平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応策として、日本政府は同年10月30日に策定された経済対策「生活対策」において「商工中金、政投銀による金融危機対応業務の発動」を掲げ、同年12月11日には「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」の危機認定を行っています。さらに同年12月19日に策定された経済対策「生活防衛のための緊急対策」において予算枠の拡充・CP(コマーシャルペーパー)購入業務の追加等を含む「日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した中堅・大企業の資金繰り対策」が掲げられました。これを受け、平成21年1月27日には平成20年度二次補正予算が成立し予算枠が拡充されたほか、同年1月30日にはCP購入業務の追加等を含む政省令の改正が行われています。

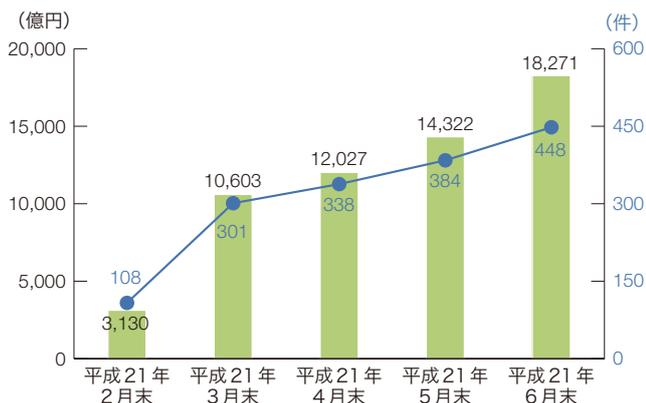
加えて、同年4月10日に公表された「経済危機対策」において、中堅・大企業向け危機対応業務として計15兆円という大規模な危機対応業務が具体的施策として掲げられました。これを受け、同年5月29日には平成21年度補正予算が成立し、また同年6月26日に国会において可決成立した新DBJ法改正法(同年7月3日公布・施行)においては、DBJの財務基盤強化が講じられ、危機対応業務を円滑に実施できるよう対策が講じられています。

当該業務として実施した中堅・大企業向け融資およびCP購入に関して生じる恐れのある損失の一部については、日本公庫との損害担保取引により補填される枠組みも措置されているため、DBJとしては、この損害担保取引の枠組みを適切に活用していきます。

なお、平成21年6月末時点の「金融危機に対応した危機対応融資およびCP購入」の実績については、以下のとおりです。

- 融資額累計：1兆8,271億円(448件)
- 損害担保契約付融資実行額累計：1,631億円(10件)
(日本公庫へ申し込み予定のものを含む)
- CP購入額累計：3,510億円(66件)

■金融危機対応融資額・件数(月末時点累計)



■金融危機対応CP購入額・件数(月末時点累計)



■ 金融力を高める活動について

DBJは「金融力で未来をデザインします」という企業理念のもと、事業活動を行っています。

DBJが考える金融力とは、当行のコア・コンピタンスである「志」「知的資産」「ネットワーク」、およびこれまでに蓄積してきた財務基盤を活用することによって発揮される、「お客様の課題を解決するための力」です。

DBJでは金融力を高めるために、平成20年度には、「DBJ金融力研究会」を設置してその理論的な整理を行うとともに、職員それぞれの金融力のレベルアップを図るべく「DBJ金融アカデミー」を開設しました。

DBJ金融力研究会

平成20年5月から9月にかけて、合計8回、「DBJ金融力研究会」を開催し、金融力について理論的整理を行いました。

この研究会では、金融学者をはじめ外部の有識者も招いて、金融危機の実態を把握するとともに、それを踏まえてDBJの今後の業務がどうあるべきかといった観点から議論を重ねました。そして、その研究成果は、平成20年10月に「投資銀行モデルと今後の当行業務のあり方について」という報告書にとりまとめられました。



報告書「投資銀行モデルと今後の当行業務のあり方について」

DBJ金融アカデミー

平成20年5月より、ビジネスモデルの中核となる高度な企業向け金融業務を担うために不可欠な知識の習得・理解の深化を通じて、職員それぞれの金融力のレベルアップを図るため、「DBJ金融アカデミー」を週1回のペースで開催しています。平成20年度には、統計学をはじめ、金融技術概論、金融法令などの講座が開催されました。

DBJ金融アカデミーは、地域金融機関等の外部受講者を受け入れており、DBJの金融ノウハウが幅広い分野で活用されることも期待されます。



■ DBJ金融アカデミー カリキュラム

- | | |
|--|--|
| <p>平成20年度
(平成20年5月～平成21年2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 統計学 ● 債券数理 ● コーポレート・ファイナンス ● 金融技術概論 ● 企業経営とM&A ● 国際金融 ● 金融法令 ● 日本の企業金融 | <p>平成21年度
(平成21年6月～平成22年2月予定)</p> <p>【基礎講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融基礎論 ● コーポレート・ファイナンス ● バリュエーション／ケーススタディ ● 国際金融 ● 金融システム論 ● 金融政策 <p>【選択講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融商品取引法 ● クリスタル・ボール演習 ● 不動産ファイナンス ● Investments(投資理論) ● M&Aファイナンス |
|--|--|

■海外業務について

DBJは平成20年10月の民営化以降、海外業務の本格的展開に着手しており、第1次中期経営計画のなかでも成長戦略のひとつに位置づけています(P.19参照)。

第1次中期経営計画における目標を達成できるよう、海外向けリスク管理体制の確立、拠点整備、人材育成などの基盤整備を進めるとともに、信頼できるパートナーおよび内外の金融機関とのネットワークを拡充し、海外業務を展開していきます。

平成21年6月には国際部を国際統括部に改編し、海外投融資活動の本格化にともなう情報の集約化、リスクの一元的管理等を通じて、お客様の海外事業を支援する体制を整備してきています。

海外拠点の業務

◆ニューヨーク駐在員事務所

米国、カナダ、中南米地域を担当。金融・産業・経済、経済政策および都市開発・インフラ開発等の動向をフォロー。また、北・南米に進出しようとする日本企業、対日進出を考えるお客様企業へ情報を提供。

◆ロンドン駐在員事務所

欧州(旧ソ連、東欧を含む)、中東、アフリカ地域を担当。国際金融市場、経済政策等の動向をフォロー。また、欧州等に進出しようとする日本企業、対日進出を考えるお客様企業へ情報を提供。

DBJシンガポール株式会社

平成20年12月16日、シンガポール駐在員事務所を現地法人化し、当行100%子会社「DBJシンガポール株式会社」(DBJ Singapore Limited)として開業。

成長著しい東南アジアの中心に位置し、金融センターとしてもその影響力を増すシンガポールに営業拠点を設けることにより、融資、投資、M&Aアドバイザリーなど、お客様の広汎なニーズに応えています。

DBJシンガポールは、アジア、オセアニア全域を担当し、主な活動内容として、

- ①アジア、オセアニア地域に進出あるいは業況拡大を図る日本企業に対するサポート
- ②日本に進出しようとするあるいは日本企業との事業提携等に関心を有する外国企業に対するサポートを行っています。

【DBJシンガポール株式会社の概要】(平成21年7月1日現在)

設立 : 平成20年12月

資本金 : 100万シンガポールドル

事業内容 : 投融資、M&Aアドバイザリー業務

本社所在地 : 9 Raffles Place, #30-03 Republic Plaza, Singapore 048619

代表者 : CEO & Managing Director 川住 昌光

海外機関との業務提携の例

DBJは、目的に応じて以下の海外機関と業務提携を行っています。

◆CITIC(中国中信集团公司)

中国を含むアジアにおいて幅広い金融サービス網を有する企業グループ

◆シンガポール国際企業庁(IE)

シンガポール企業の国際化・海外投資を支援する政府機関



DBJシンガポール(株) 開業記念式典

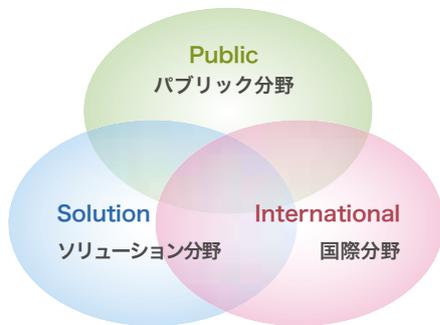
■グループ会社について

DBJは、子会社・関係会社とともにグループを形成し、お客様のニーズに合わせて多様なサービスを提供しています。

株式会社日本経済研究所

(株)日本経済研究所は、DBJが全額出資する、調査・コンサルティングを主とする総合研究機関です。平成21年4月には、財団法人日本経済研究所の受託調査および関連事業を引き継ぎ、新たな一歩を踏み出しました。

(株)日本経済研究所は、公的セクターや民間企業に対し、公平・中立的な立場から長期的な視点に立ち、パブリック分野、ソリューション分野、国際分野の3つの調査分野のシナジー効果を活かして、総合的な観点からお客様のニーズに合った調査・コンサルティングを行います。



【株式会社日本経済研究所の概要】(平成21年7月1日現在)

設立 : 平成元年12月
資本金 : 4億8,000万円
事業内容 : 調査・コンサルティング、アドバイザー事業
本社所在地 : 東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4
駿河台セントビル
代表者 : 代表取締役社長 森 和之

新規事業投資株式会社

新規事業投資(株)は、ベンチャー企業による多様な新規事業の創出を活発化することを通じて、わが国産業・経済の活力を維持・増進することを目的として、平成2年に政府系ベンチャーキャピタルとして設立されました。平成

16年には、DBJと民間企業126社との共同出資によるベンチャーキャピタルとして新たなスタートを切りました。

新規事業投資(株)は、設立以来、200社近い有望なベンチャー企業への出資を通じて、新事業の創出に寄与しており、事業分野や規模にとらわれず、高度かつ独自の優れた技術力・サービス・ノウハウを持ち、高い成長性が見込めるベンチャー企業への出資を行っています。

【新規事業投資株式会社の概要】(平成21年7月1日現在)

設立 : 平成2年6月
資本金 : 60億円
事業内容 : ベンチャー企業に対する出資等
本社所在地 : 東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル12階
代表者 : 代表取締役社長 松野 信也

新規上場情報

IPO(新規株式公開)市況が冷え込んでいるなか、平成21年に入り、新規事業投資(株)の投資先では、次の2社が上場しました。

◆株式会社ユビキタスエナジー JASDAQ上場

(株)ユビキタスエナジーは、中堅・中小の製造業などに対して電気料金削減コンサルティングを行う「エネルギーコストソリューション事業」を主要事業とする企業です。

エネルギーコストソリューション事業に加えて、エコキュートやIHクッキングヒーターといったCO₂削減等の環境負荷削減に貢献する商品の販売を行う「エコロジーソリューション事業」なども手がけています。

◆テラ株式会社 NEO(JASDAQ)上場

テラ(株)は、がん免疫療法のひとつである「樹状細胞ワクチン療法^{*}」を中心に、化学療法(がん休眠療法)、放射線療法(低侵襲放射線療法)等を組み合わせることで、効率よくがんを攻撃することをめざす、独自のがん治療技術・ノウハウ「アイマックスがん治療(免疫最大化がん治療)」を契約医療機関に提供しています。

^{*}「樹状細胞ワクチン療法」とは、がん免疫療法のひとつで、樹状細胞等によってリンパ球にがん抗原(がん独自の特徴)を認識・記憶させることで、がん細胞を特異的に攻撃でき、正常細胞を傷つけないことから、副作用がほとんどない治療といわれています。

DBJが目指すビジネスモデル..... 18

業務内容..... 18

第1次中期経営計画の概要..... 19

CSR経営の実践..... 20

DBJのCSR実践領域..... 20

トリプルボトムライン..... 21

社会的効果..... 21

本業を通じたCSR..... 22

環境・社会貢献活動..... 23

知的資産経営..... 25

時代の要請に応える基盤

「金融プラットフォーム」..... 28

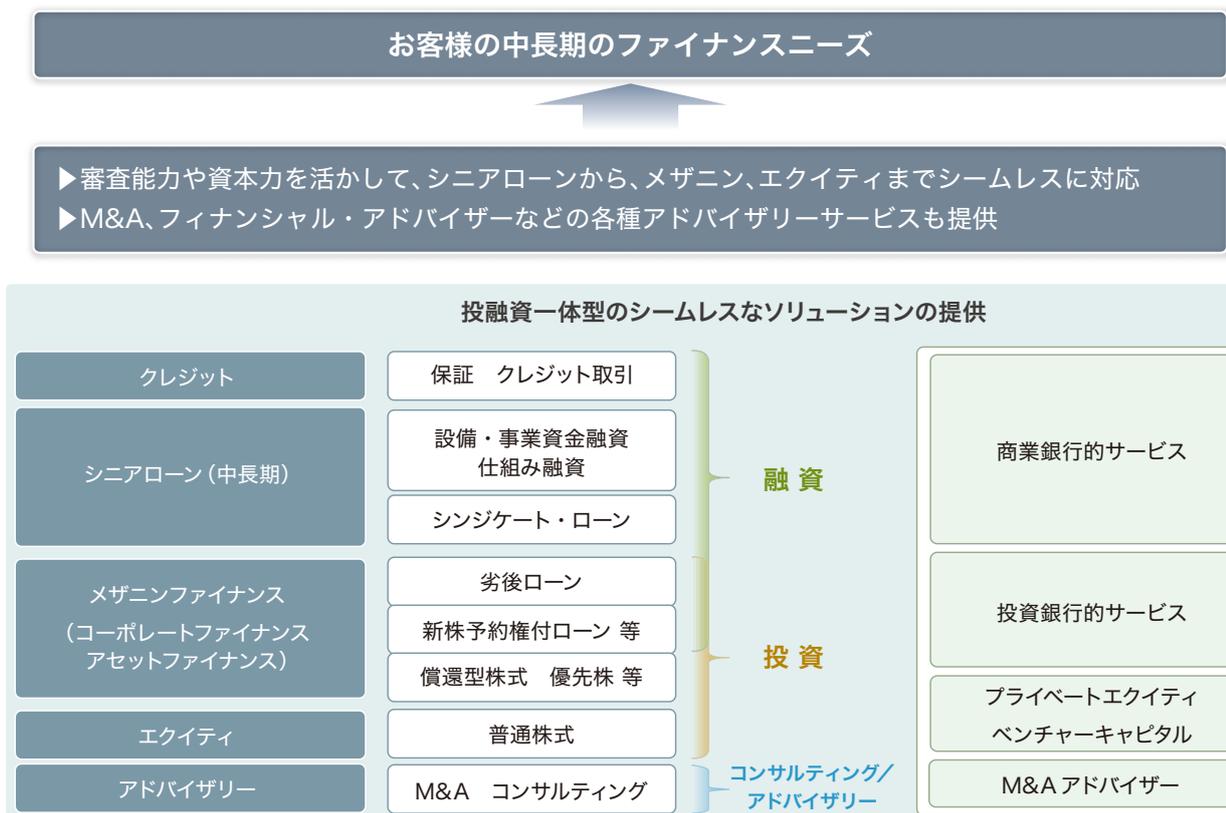
■ DBJが目指すビジネスモデル

投融資一体型の特色ある金融サービスの提供を通じて、お客様の課題解決に取り組みます。



■ 業務内容

長期の資金供給をはじめとする以下のような機能を複合的に発揮することにより、お客様への「投融資一体型金融サービス」の提供を行っています。



■第1次中期経営計画の概要 (平成20年10月2日公表)

DBJは、投融資一体型の金融サービスを提供するオンリーワンの金融機関として、お客様の信頼に応えることを目指しています。その実施プロセスとして、平成20年度～平成22年度を対象期間とする第1次中期経営計画「CHALLENGE 2010～投融資一体型金融サービスの確立に向けて～」を策定しました。

第1次中期経営計画では、対象の3年度を投融資一体型金融サービスの確立、基礎力充実の期間と位置づけ、着実な成長により、民営化成功のための次なる飛躍につなげます。

そして、具体的な成長戦略として、投融資一体型金融サービスへの取り組み方針・内容、海外業務への本格的な取り組み、資金調達の多様化などを定めました。

第1次中期経営計画「CHALLENGE 2010」(平成20年度～平成22年度)の成長戦略

◆ 各業界、各地域にわたる、お客様への投融資一体型金融サービスの拡充による成長

- お客様のニーズに対応したサービス内容の一層の拡充を図ります。
- 投融資一体型金融サービスの特長を活かして他の金融機関とも広く連携します。

◆ 「環境・技術」「社会インフラ」に強みを発揮する金融サービスの高度化

- 幅広いお取引先基盤、産業情報の蓄積を活かし、「環境・技術」「社会インフラ」に強みを発揮できる、高度な金融サービスを目指します。

◆ 海外業務への本格的な取り組み

- 信頼できるパートナーおよび内外の金融機関とのネットワークを前提に、海外業務への本格的な取り組みを開始します。
- 平成22年度のエクスポージャーの目途を定め、基盤整備を進めます。

◆ 知的資産の一層の強化

- 産業調査力・審査力・金融技術力・R&D力・ネットワーク力を強化し、お客様の価値向上に寄与します。
- 成長戦略を支える人材の確保・育成を図ります。

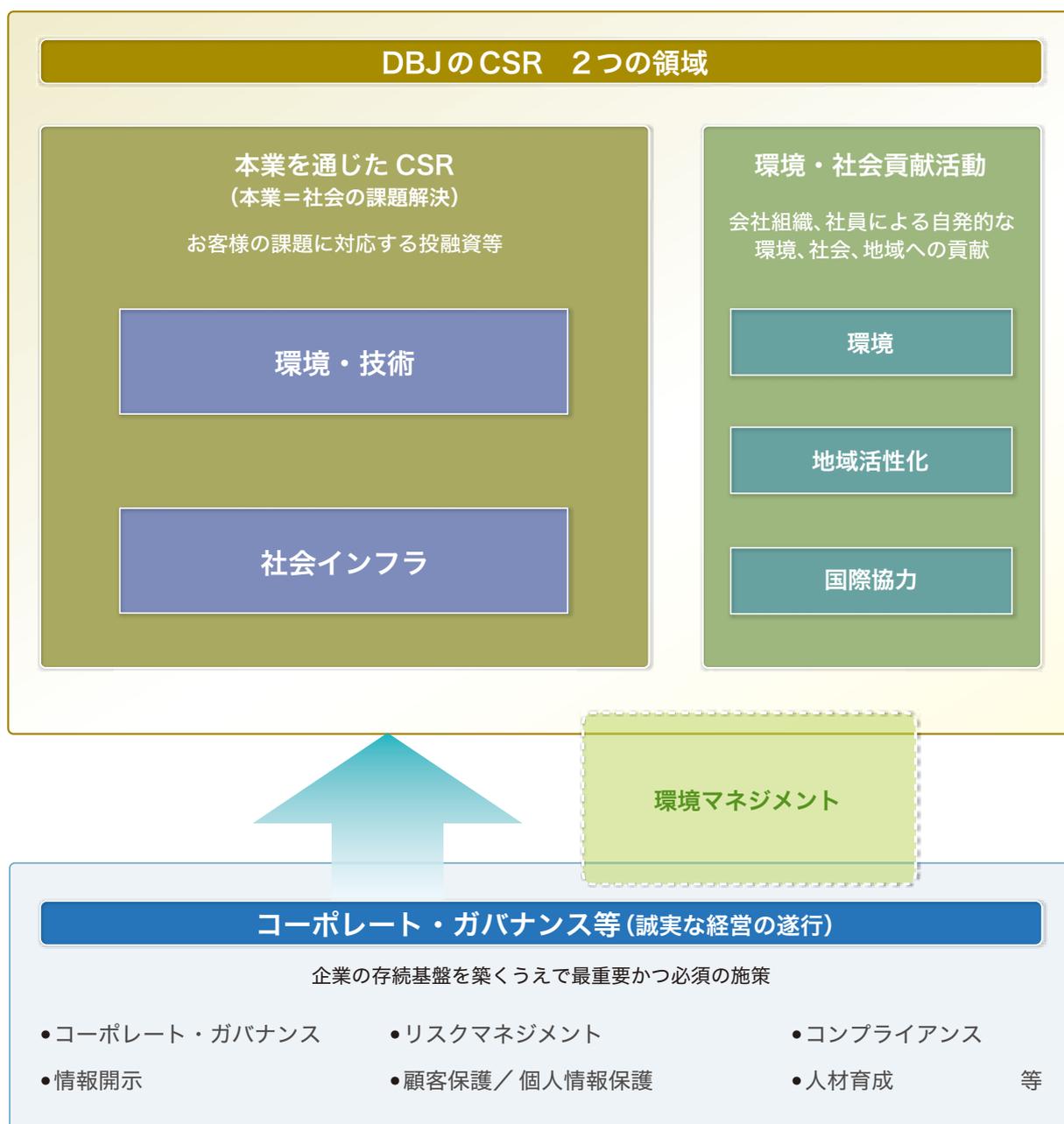
◆ 資金調達の多様化

- 健全な財務基盤の維持に努めるとともに、資金調達手段の多様化を図ります。

■ CSR経営の実践

DBJでは、「コーポレート・ガバナンス等」を礎とし、社会の課題解決のためのCSR実践領域を「本業を通じたCSR」と「環境・社会貢献活動」の2つに分類してCSR活動を行い、企業価値向上に向けて取り組んでいます。

DBJのCSR実践領域



トリプルボトムライン

「トリプルボトムライン」とは、企業活動を財務パフォーマンスのみで評価するのではなく、環境・社会・経済という3つの側面から評価する—つまり、持続的発展の観点から、経済だけでなく、環境と社会の側面からも総合的に評価する考え方のことをいいます。

DBJが行う「環境・技術」「社会インフラ」に着目した投融资等は、お客様の経済的側面のみならず、地域の問題でもある社会的側面、時代の問題でもある環境的側面、すなわちトリプルボトムラインの要素を考慮することを包含しています。したがってDBJの「本業を通じたCSR」は、サステナブルな社会を築くためのトリプルボトムラインを踏まえた活動といえることができます。



社会的効果

DBJが総合政策金融機関時代に、年度ごとに行っていた政策金融評価は、わが国が直面する政策課題や経済社会環境の変化に対してDBJの機能・役割を適切に対応させるべく、業務の有効性・成果を高めるためのマネジメントサイクルのツールであり、金融機関としての本業におけるCSRを評価する仕組みであったといえます。

民営化後もDBJは、創造的金融活動による課題解決で、引き続き豊かな未来の実現に貢献することを目指しており、独自の観点から真に社会に有用な事業を見極め、サステナブルな社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

本業を通じたCSR

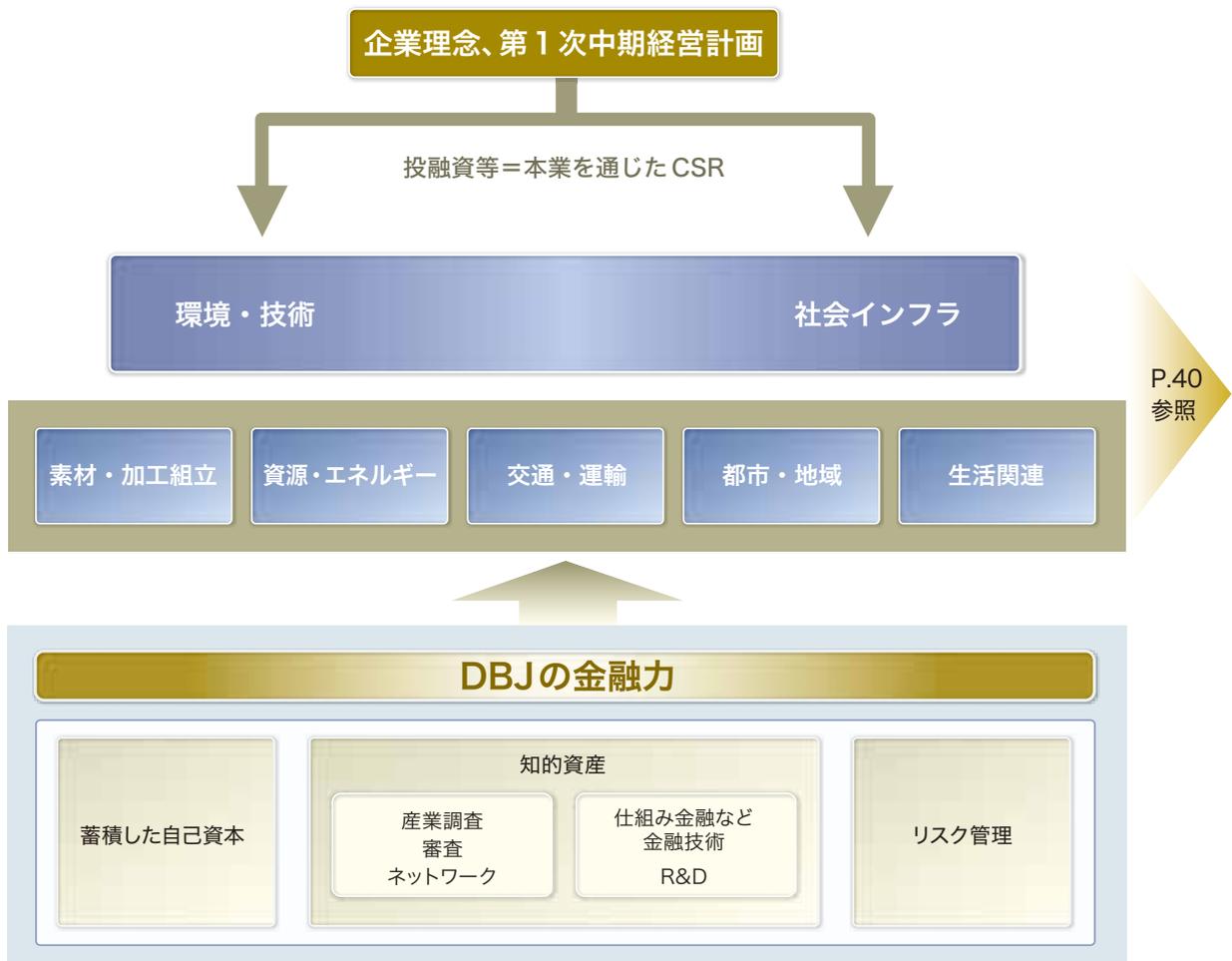
企業が持続的に発展していくためには、コンプライアンス等に配慮するのはもちろんのこと、その事業活動を通じて、社会に新しい価値をもたらし、社会の問題解決に貢献し、社会から信頼されることが重要です。

特に金融機関は、経済・社会にとって真に有意義なプロジェクトを見極め、適正なリスク評価を行い、良質な資金と金融ソリューションを提供することにより、長期にわたり調和のとれた社会を形成する役割を担っています。

DBJは、「本業」を通じたCSR活動により、お客様の満

足度や企業価値の向上につながるサービスを提供し、社会から信頼される企業になれるものと考えています。また、それには、知的資産や金融プラットフォームを活用した投融資をはじめ、業務の一つひとつをさまざまな分野の皆様とともに推進することが重要です。

具体的には、企業理念、第1次中期経営計画の方針に基づき、幅広いお客様基盤、産業情報の蓄積を活かし、「環境・技術」「社会インフラ」に強みを発揮できる、より高度な金融サービスを提供するよう努めています。



環境・社会貢献活動

DBJでは、多岐にわたる社会・環境問題を解決するには、さまざまな分野の皆様とともに考え、対話することが重要であるととらえており、セミナーやシンポジウム、講演会等を通じて、できるだけ多くの方々とのコミュニケーションを図るよう心がけています。

(1) 環境をテーマとしたコミュニケーション

地球温暖化をはじめとする環境問題の解決に向けては、一人ひとりが正しい問題認識を持ち行動することが重要です。

DBJでは、環境イベントへの出展等を通じ、環境と金融とのかかわりへの理解を深めていただけるよう努めています。

国内最大規模の環境イベントである「エコプロダクツ展」には、平成13年度に銀行として初めて参加して以来、毎年継続的に出展しています。また、「DBJ環境格付」やUNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)との連携、排出権取引などDBJのさまざまな環境への取り組みを紹介するパネルの展示等を行っています。平成20年度には、プレゼンテーションステージで「DBJ環境格付」の紹介を行い、多数のお客様にご来場いただきました。

「北海道洞爺湖サミット」を記念して平成20年6月に札幌ドームで開催された「環境総合展2008」や、同年11月に大阪で開催された「NEW EARTH 2008」にも出展し、「エコプロダクツ展」と同様にDBJの取り組みを紹介しました。



エコプレゼンテーションステージ(エコプロダクツ2008)

(2) 地域活性化に向けたコミュニケーション

DBJは、地域の自立的な発展を支えるには、地域の方々とともに「その地域に合った地域づくり」が重要であるととらえ、地方自治体や地元商工会議所など経済団体と連携して、セミナーやシンポジウムを開催しています。

また、DBJの職員が現地に出向き、客観的な指標と独自の分析手法をもとに、地域の方々とのディスカッションを行い、その地域の課題と可能性を地域の方々自身が発見するのを手伝いする「地域づくり健康診断」を行っています。このプログラムでは、事前に関係者ヒアリングやその地域に存在する各種資源の調査を行い、最終日に、地域の方々に参加するワークショップを実施しています(P.39参照)。



セミナーにおける地域の方々との交流

(3)国際協力でのコミュニケーション

DBJは、(株)日本経済研究所と協力して、戦後日本の産業経済を政策金融により支援してきた経験や、近年、省エネ・環境対策や民活インフラ整備等の政策課題に取り組むなかで蓄積してきた知見を、アジアを中心とする開発途上国に対して提供しています。例えば、昭和42年以降39回実施している開発金融研修には、延べ30カ国以上から346名を受け入れています。

また、個別の開発金融機関向けでは、中国国家開発銀行およびマレーシア開発インフラストラクチャー銀行に、国内外の援助機関と協力して技術協力を実施してきました。平成19年には新たにベトナム開発銀行と業務協力協定を締結し、平成21年には、東京およびハノイで同行幹部・職員に対する研修を実施するなどの協力も行っています。

DBJは、その経験と知見を活かし、今まさにさまざまな課題に対するソリューションを必要としている、これらの開発金融機関に対し知的支援を行っています。



ベトナム開銀への研修風景

(4)その他のコミュニケーション

<情報発信活動>

○CSRレポートの発行

DBJでは、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを深めるため、平成15年度には「社会環境報告書」を、平成16・17年度には「サステナブルな社会づくりレポート」を、そして平成18年度には「CSR Report 2006」を発行しました。

現在は、「CSRの視点で伝えるディスクロージャー」をコンセプトに、ディスクロージャー誌と統合して発行しています。今後とも、サステナブルな社会の実現に向けたDBJの取り組みを報告していきます。

<地域活動への参加>

○打ち水プロジェクト

DBJは、大手町・丸の内・有楽町打ち水プロジェクト実行委員会等が主催する打ち水プロジェクトに参加しています。これは、都市部特有のヒートアイランド現象の緩和に向け、大手町・丸の内・有楽町エリアで打ち水を行うものです。



打ち水プロジェクト

○環境配慮型バス『丸の内シャトル』の運行支援

DBJは、大手町・丸の内・有楽町地区を無料で巡回する環境配慮型バス『丸の内シャトル』の運行に、平成15年度より協賛しています。環境配慮型バスの運行は、ビジネス街の環境意識向上に貢献しています。また、環境配慮型バスは、環境負荷低減だけでなく、低床によるバリアフリー化、低騒音化もなされています。



無料巡回バス『丸の内シャトル』

■ 知的資産経営

企業価値と知的資産経営

知的資産とは

企業が持続的に利潤・利益を確保するためには、自社の強みを維持・強化し、提供する商品やサービスの個性を伸ばして他社との差別化を図り、それを自社の重要な経営資源・競争軸として認識し、「差別化の状況を継続」することが必要です。差別化を可能にするものは具体的には技術、ノウハウ、人材、ビジネスモデルなどであり、目に見えないものではあるものの企業独自の強みとして評価し得るものです。これらは企業価値の源泉として有しているものであり、将来的に企業の経済的利益として実現されることが期待されるもので、有形ではなく無形であり、何らかの形で知的な活動が介在して生まれてくるという意味で「知的資産」と総称できるものです。

企業価値向上に不可欠な知的資産経営

知的資産は、目に見えない資産（無形資産）であり、またこれに関する情報は一部を除いて財務諸表に表れない非財務情報ですが、企業価値の源泉であり経営の根幹でもあることから、企業はこれを有効に活用すべく明確に認識し、企業価値の向上に結びつける経営（知的資産経営）を行うことが不可欠であると考えられています。

さらに公開企業にとっては、このような知的資産を積極的に開示することが、市場の適正な評価を得る有効な方法であると見なされるようになっており、非財務情報の開示を促進・義務化する法制度の導入が欧州を中心に世界的に進められています。

DBJにとっての知的資産

DBJは、民営化前の旧DBJの時代から、お客様そして社会の信頼を得ることが第一ととらえ、官民にわたる幅広いネットワークを築いています。

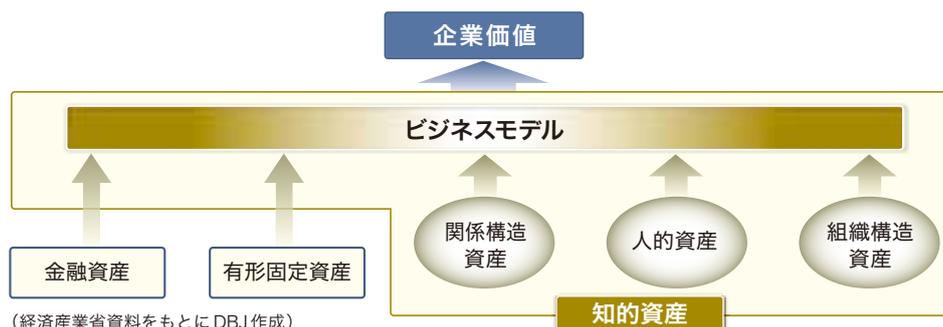
DBJの役職員は、これまでの業務で培われた長期性、中立性、パブリックマインド、信頼性という4つのDNAを承継しており、時代の要請に応え、挑戦を続けてきました。

また各役職員は、企業やプロジェクトを評価する目利き能力を向上させる努力を続けており、時代あるいは地域の課題を意識した高い視点から長期的に審査・評価するノウハウ・能力の蓄積はDBJの強みであるといえます。

このような状況は、DBJの知的資産の集大成といえます。課題解決に向けた新しい金融手法は、金融プラットフォームとして広く利用されており、経済・社会に貢献するとともに、その経験はDBJにとっての新たな財産となり、次の金融手法の開発につながっています。また、こうした財産は、DBJが変化する政策的要請に迅速に対応し、経済・社会に対して持続的に付加価値をもたらすうえで大きな役割を果たしてきました。

DBJが、民営化後も経済・社会に貢献し続けるためには、知的資産を明確に認識し、活用していくことがますます重要になると考えています。

■ 知的資産・ビジネスモデル・企業価値との関係



DBJにおける知的資産の活用状況

知的資産は、ネットワークや顧客基盤(関係構造資産)、経営陣や従業員(人的資産)、知的財産や業務プロセス(組織構造資産)の3つに分けて把握・報告するのが、ひとつの考え方となっています。以下では、この分類方法に従って、DBJにおける知的資産の内容と活用状況について紹介します。

関係構造資産

DBJでは、民営化前の旧DBJにおいて、投融資制度の企画・立案や実際の運用を行うなかで、政策を担う中央官庁や地方自治体と連携し、問題意識を共有するとともに、政策的に意義のあるプロジェクトを支援してきました。現在では、このネットワークを活かし、環境格付利子補給制度をはじめとする国・地方自治体の各種利子補給金制度等を活用した融資や危機対応業務などを行っています。さらに、海外を含む公的あるいは民間の金融機関との協働や、大学教授、弁護士、公認会計士といった各方面のプロフェッショナルとのネットワークを最大限に活用し、「金融プラットフォーム」の創出・発展に努めています。このような産・学・官や各分野のプロフェッショナルとの多面的なネットワークこそが、DBJにとっての関係構造資産となっています。

人的資産

DBJの特徴である中長期の投融資を適切に遂行するためには、全役職員が長期的な視野を持ち、中立的な立場から金融判断を行う必要があります。また、経済・社会が抱える課題が複雑化し、ビジネススキルが高度化する今日、事業形成や金融ストラクチャーへの関与の巧拙で、その成果が大きく変わってきます。こうしたなかで、企業にとっても経済・社会にとっても最適なソリューションをもたらすには、役職員が各々の分野のプロフェッショナルとして課題に対処できる人材となることが求められます。DBJでは、長期的かつ中立的な視点を持つことを全役職員の志の中心に置いて、新たなビジネスへの革新と挑戦を続けています。

DBJでは、全新人職員が2カ月半にわたり独自の審査ノウハウを学ぶ「財務分析研修」をはじめ、さまざまな金融スキルを習得するための研修メニューやOJTを通じ、役職員の専門性向上を支援しています。また、国内外の大学院や研究機関、国際機関などのネットワーク先への留学・派遣等を行い、個人レベルのスキルアップを図るだけでなく、新たな金融手法の研究・導入やネットワークづくりを行っています。

DBJ設備投資研究所は、社会的共通資本や地球温暖化問題などサステナブルな社会づくりにかかわる研究や金融研究等を行い、中立的・長期的視点からの研究成果により、学界や専門家から高い評価を得ています。

組織構造資産

製造業と異なり、DBJには特許権等の明示的な知的財産はありません。しかし、新たな金融手法を日本に導入し、他金融機関と協働して金融プラットフォームの形成に寄与し、経済・社会に独自の貢献を行っています。こうした取り組みを可能にしてきたのは、課題をいち早く把握し必要かつ適切な人材を配置するという小回りのきく組織としての機動性や、これまでの投融資業務で積み上げてきた50年にも及ぶ長期財務データの蓄積、常にプロジェクトを経済合理性と経済的・社会的意義の両面から考える企業文化、さらには「財務分析研修」などを通じて取得した共通知識による円滑かつ迅速なコミュニケーションプロセスなど、DBJならではの組織構造資産であるといえます。

知的資産を活用した新たな金融手法への取り組み

DBJは、知的資産を活用して、新しい金融手法を、わが国に先駆的に導入しています。こうした先駆けとなる試みは、地域との協働や、行内の人材、長年蓄積してきたノウハウ等の知的資産を最大限に活用することで実現するものです。複雑な金融市場のなかにあつて、いかにしてリスクをコントロールし、分散していくかという観点から、DBJは取り組みを続けてきました。

1992年に英国で導入された手法に「PFI (Private Finance Initiative)」がありますが、わが国ではDBJが他に先駆けてノウハウの吸収・蓄積を図り、数多くの案件を手がけてきました。PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法であり、官民の適切なリスク分担を図ることにより、効率的かつ効果的な公共サービスを提供することができます。PFIにおいては、プロジェクト関係者間で適切な役割分担を行い、事業の長期的継続を確実なものとするために、資金調達には「プロジェクトファイナンス」の手法を採用するのが一般的です。

さらに事業再生の分野では、民事再生法や会社更生法の手続き申し立て後、計画認可までの間において、運転資金を調達できない場合に、事業の優良な部分の価値を継

続させるために一時的に運転資金を融資する「DIPファイナンス」や、事業の選択と集中による事業再構築等を通じて正常化を図り、必要に応じて債務の圧縮をはじめとした抜本的対応を図ることを目的とした「事業再生ファンド」の組成等を行っています。

また、近年では、「メザニンファイナンス」に積極的に取り組んでいます。メザニンファイナンスとは、従来より金融機関が取り組んできたシニアファイナンス※よりも返済順位が低く、シニアファイナンスに比べてリスクが高い資金になりますが、米国など幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしています（メザニンとは中2階の意味）。事業の再編、財務の再構築、または資本政策に関して、お客様のさまざまな課題に対応するため、DBJでは、長期的な視野に基づきメザニンファイナンス等のテラメイドの金融ソリューションを提供しています。

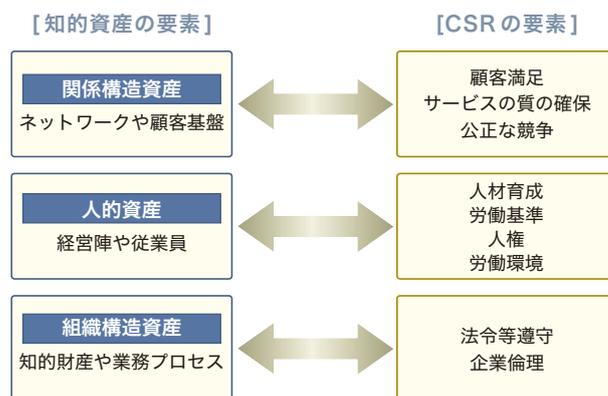
※シニアファイナンスとは、相対的にリスクが低い資金であり、日本において発行されている社債、金融機関から供給されている融資の多くがシニアファイナンスに該当します。

DBJの知的資産とCSRとの関係

DBJにとっての知的資産を、社会のなかのDBJという観点から見れば、右の図のように、CSRと対照してとらえ、評価することができると考えられます。そのような意味で、知的資産とCSRは表裏一体の関係にあるといえます。

例えば、DBJが中央官庁や地方自治体・有識者・顧客等とのネットワーク、役職員のマンパワー、DBJに蓄積された経験やノウハウ等の知的資産を総動員して考案した、「DBJ環境格付」融資と「DBJ防災格付」融資は、DBJのCSRにとって重要であるだけでなく、取引先のCSRも強力にバックアップする融資メニューとして注目されています。

■知的資産とCSRとの関係



(経済産業省資料をもとにDBJ作成)

実際、DBJ環境格付融資やDBJ防災格付融資を受けた企業においては、各種法令等を遵守していることの再確認、安全・安心な職場環境や周辺環境の確保、適正な競争のもとで質の高い製品・サービスの提供を行うことによる顧客基盤の強化などを通じて、CSRの実践による企業価値の向上につながるものとなっています。

DBJでは、このような知的資産の有効活用により、単なる資金供給にとどまることなく、企業のCSR経営の高度化を促す役割を果たしていきたいと考えています。

なお、P.29以降に記載しているさまざまな「金融サービス」は、DBJが蓄積してきた知的資産を活用しています。

■時代の要請に応える基盤「金融プラットフォーム」

金融プラットフォームの定義

DBJでは、企業などのお客様が利用できる資金の量や質、調達手段の多様性などを左右する基盤（プラットフォーム）としての制度的仕組み、金融ノウハウや慣行、市場の透明性、市場参加者の層の厚さ等を総称して「金融プラットフォーム」と呼んでいます。

金融システムの健全化がマクロ経済の活性化に不可欠であるように、金融プラットフォームの充実度は事業再生、都市・地域再生、新産業創出などの進展に大きな影響を与えます。しかしながら、一般的に利用可能で制度的な資本財ともいえるもののひとつでもある金融プラットフォームは、一朝一夕に形成されるものではありません。制度や法律が企業の経済活動を支援する仕組みや枠組みとし

て実効性を持つためには、それを利用する金融機関や事業者の経験や実務上のノウハウ、その結果として将来参考とされ得るような実績の蓄積（取引事例、判例など）が不可欠です。さらに、こうした法律などのハード面、ノウハウなどのソフト面が整備されても、限られた少数の参加者にしか活用されない状況では金融プラットフォームの機能は不十分であり、幅広いプレーヤーが参加するための呼び水、触媒となる存在が必要とされます。

DBJは金融プラットフォームを維持・発展させるため、こうした触媒となる中立的かつ先行的プレーヤーとして、他金融機関とともに活動しています。

金融プラットフォームへの取り組み

DBJは、ストラクチャードファイナンス、ベンチャー企業支援、事業再生支援、環境・防災対策関連融資、M&Aアドバイザー業務、セーフティネット機能などを通して、金融プラットフォームの維持・発展に貢献しています。

なお、P.29以降に記載している「金融サービスのご紹介」は、DBJの金融プラットフォームへの取り組みを紹介したものです。

金融サービスのご紹介



投融資一体型金融サービス.....	30
融資.....	32
投資.....	36
コンサルティング/アドバイザー.....	38

投融資業務の実践(本業を通じたCSR)	40
DBJ環境格付.....	42
排出権.....	45
自然エネルギー導入.....	46
3R(リデュース、リユース、リサイクル) の推進.....	47
企業再生・事業再生.....	48
交通インフラ.....	49
都市開発.....	50
DBJ防災格付.....	51
PFI.....	52
地域再生.....	53
ヘルスケア.....	54
M&A・事業提携.....	56

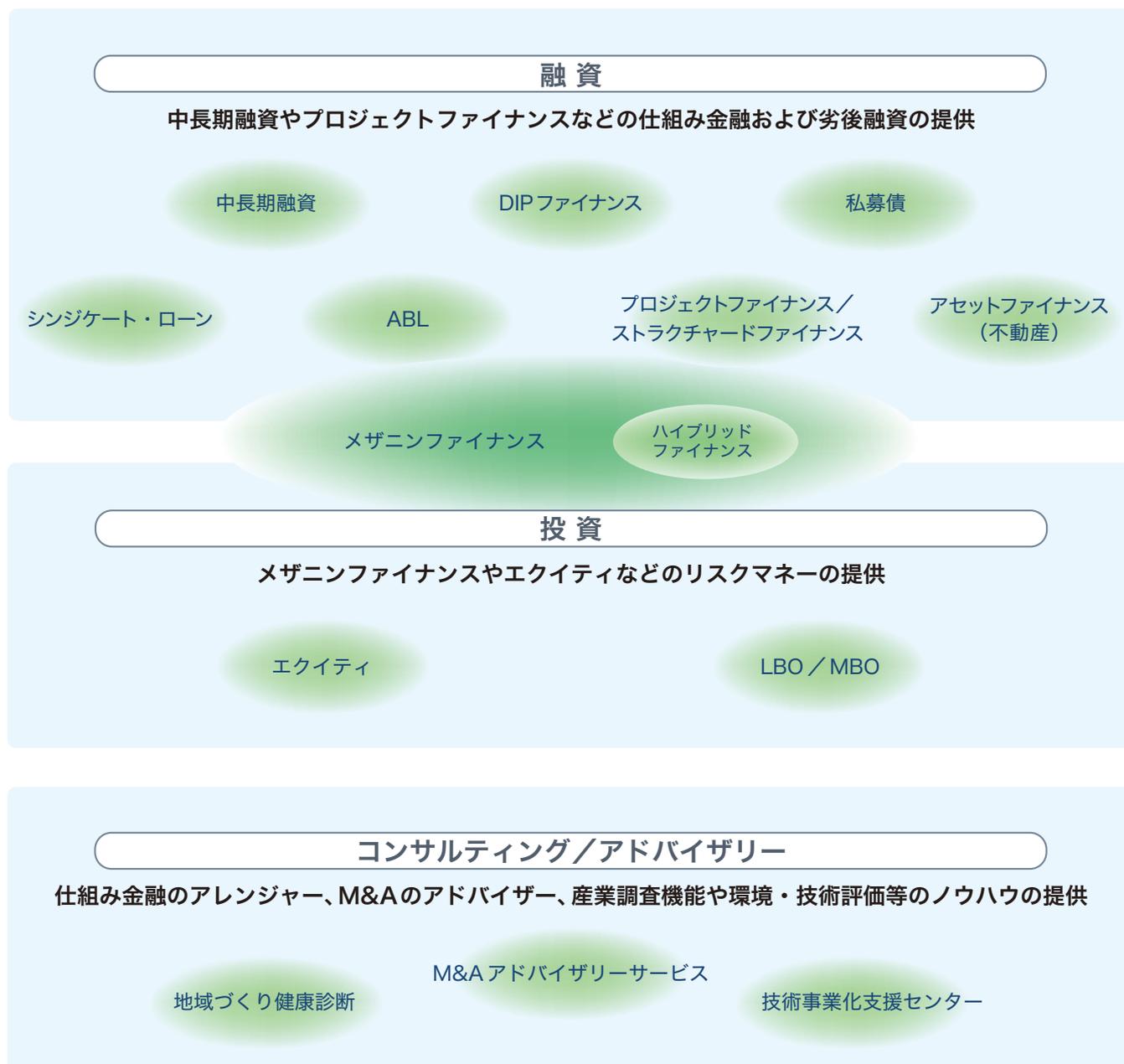
セーフティネットとしての取り組み.....	57
-----------------------	----

情報機能の活用.....	58
--------------	----

投融資一体型金融サービス

DBJは、投融資一体型のシームレスな金融サービスを提供し、中立的かつ長期的視点で時代を見据えた金融手法により、お客様の国内外のファイナンス活動全般にわたってお手伝いをします。

- シニアローンからメザンファイナンス、エクイティまで投融資一体でのソリューション提供が可能です。
- 企業価値向上に貢献できるよう、M&Aアドバイザリー、CSRサポートなど、さまざまなサービスを提供します。
- グループ会社と連携して、お客様の個別の金融ニーズに対し、きめ細かく応える態勢を整えています。



融資

お客様の多様化する資金調達ニーズに対応したファイナンス

- 中長期の融資
- 独自の高付加価値の金融サービスを提供（環境・社会的責任投資、防災・安全対策、技術の事業化等の評価付き金融など）
- さまざまなニーズに対応するため、ノンリコースローン、担保・仕組みを工夫したファイナンス（DIP、在庫担保、知的財産権担保など）を開発・提供

投資

お客様の抱えるさまざまな課題に対して、長期的視点に基づいたリスクマネーの提供

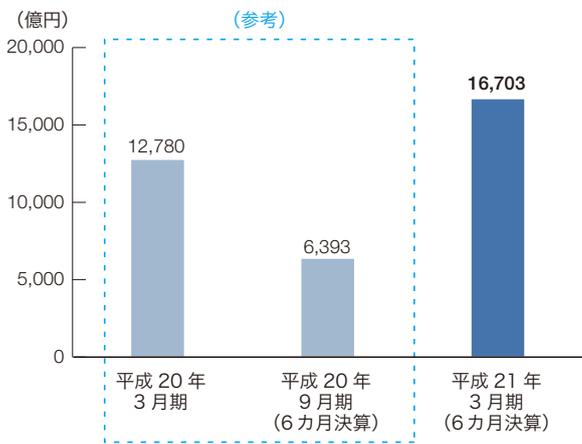
- 事業再生・再編、成長戦略、国際競争力強化、インフラ事業向けに、メザニンファイナンス、エクイティなどのリスクマネーを提供

コンサルティング/アドバイザー

お客様の競争力強化や地域経済の活性化に寄与する案件に対してアドバイザーとしてサポート

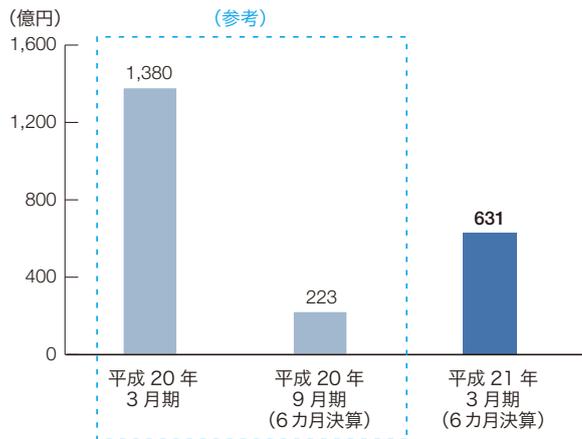
- M&Aアドバイザーサービス
- 産業調査力と新金融技術開発力を活用した提案
- 仕組み金融などのファイナンスのアレンジメント

■融資額実績(単体)(フローベース)



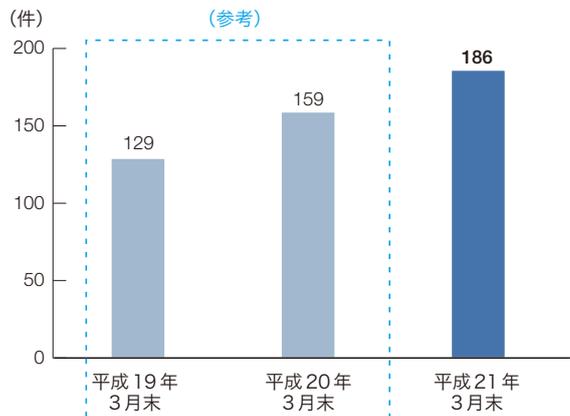
注1. 平成20年3月期、平成20年9月期(6カ月決算)は旧DBJの数値です。
 2. 社債を含む経営管理上の数値です。

■投資額実績(単体)(フローベース)



注1. 平成20年3月期、平成20年9月期(6カ月決算)は旧DBJの数値です。
 2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値です。

■M&Aアドバイザー・コンサルティング契約件数(累計)



注1. 平成19年3月末、平成20年3月末は旧DBJの数値です。
 2. 平成21年3月末の数値は、旧DBJの数値(平成20年4月から9月までの数値)を含んでいます。

■ 融資

DBJでは、お客様のさまざまなニーズに合わせた中長期の融資を行っています。伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、プロジェクトファイナンス、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンスなどの金融手法を活用した融資まで幅広く提供し、多様化する資金調達ニーズに対応しています。

中長期融資

DBJは、中長期の資金を中心に融資を行っており、お客様は事業の収益性を勘案した中長期の返済計画が可能です。また、必要に応じて据置期間を設けるなど、お客様のさまざまなニーズに対応しています。

なお、国・地方自治体の各種利子補給金制度等を活用した融資についてもご検討いただけます。

お客様のニーズに応じて、幅広い情報の提供等も行っています

長い歴史のなかで蓄積してきた知識・経験をもとに、お客様の課題解決に向けたアドバイスをを行います。

DBJの幅広いネットワークを活かして、お客様の事業拡大をお手伝いします。

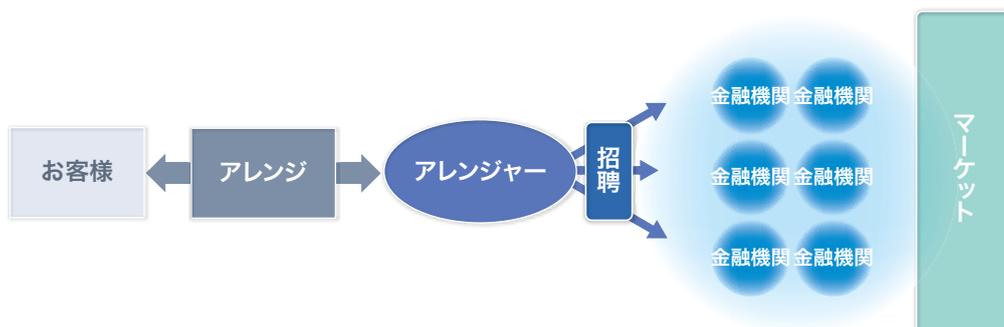
さまざまな調査・研究活動の成果や海外情報等の情報提供を、レポートや広報誌等を通じて行っています。

シンジケート・ローン

シンジケート・ローンとは、幹事金融機関（アレンジャー）が複数の金融機関を集めてシンジケート団を組成し、お客様に対し、単一の契約書で同一の約定条件により協調して融資を行う手法です。お客様には、交渉窓口をアレンジャーに一本化することによる事務負担の軽減、エージェントを通じた資金決済事務などによる事務管理負担の軽減、多額の資金の機動的な調達、アレンジャーによる招聘

を通じた取引金融機関の拡大、借り入れ条件の透明性の確保などのメリットがあります。

DBJのサービスの特長としては、ターム・ローンを中心とした積極的な組成、中立的な立場を活かした幅広い参加金融機関への呼びかけ、「DBJ環境格付」融資などDBJ独自の融資メニュー等との組み合わせによる付加価値向上といった点があげられます。

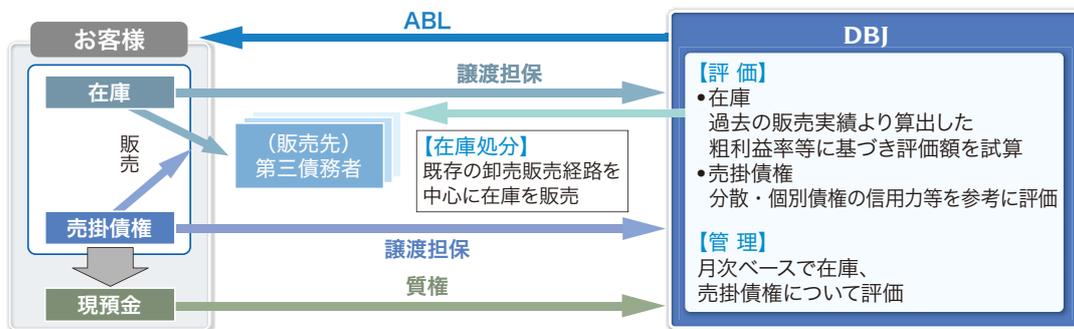


ABL(資産担保融資)

ABL(Asset Based Lending)は、お客様の流動資産(集合動産、在庫、売掛債権等)を担保として活用する金融手法です。

お客様には、資金調達手段の多様化、機動的な資金調達、負債の組み替え、余剰在庫の売却、内部管理体制の強化・整備を図ることができるなどのメリットがあります。

DBJは、他に先駆けて取り組んできた企業再生ファイナンス分野において、豊富な実績を有しており、企業支援と債権保全の両立を図るため、ABLスキームを開発し活用してきました。今後は、こうしたスキーム構築力を下地に、企業の成長資金の提供に向けてもABLスキームの展開を進めていきます。

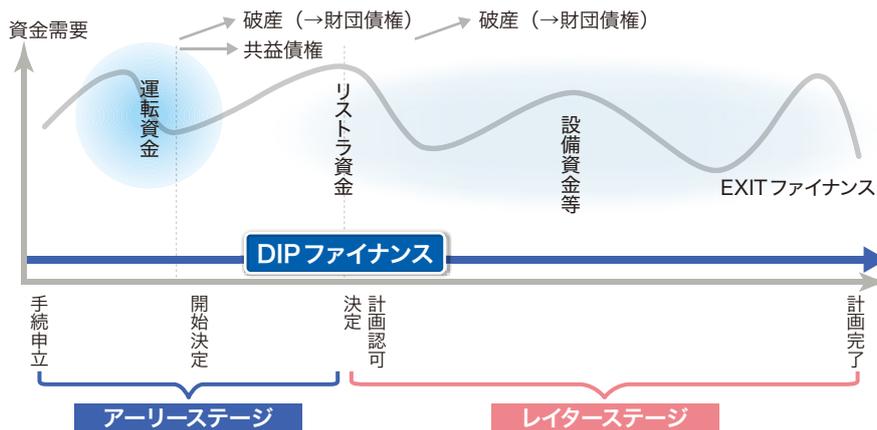


DIPファイナンス

DBJは、1990年代後半以降の不良債権問題にともなう金融システム不安の克服に向け、多様なツールを用い、不振企業が保有する価値ある事業の維持・発展を支援してきました。その手法には、民事再生法等を申請した企業が計画認可までの期間において、運転資金を調達できずに事業の継続が困難な場合に、この事業の価値を維持させる一時的な運転資金を融資する「アーリーDIP」と、再建計画実施に必要となるリストラ資金の融資、再生計

画実施中の別除権の買い取り、設備投資に向けた中長期の融資、再生債権等をリファイナンスし、法的整理プロセスを早期に終結させるための融資(EXITファイナンス)などを含む「レイターDIP」があります。

DBJでは、平成13年に国内初のDIPファイナンスを行い、以後、対象・手法の多様化に努め、お客様のニーズにお応えしています。



プロジェクトファイナンス/ストラクチャードファイナンス

DBJは、平成10年に国内初のプロジェクトファイナンスのアレンジを手がけてから、エネルギー分野やインフラ分野を中心に、日本有数の実績を築き上げてきました。こうした経験を通じて蓄積したノウハウを活かしつつ、フィナンシャルアドバイザーとしてのサポート・助言、リードアラレンジャーとしてのプロジェクトファイナンスの組成およびシニアローン、メザニンローンの提供やエクイティ投資によるプロジェクトへの参加により、お客様のニーズに応え、課題解決をサポートしています。

<プロジェクトファイナンス>

特定の企業の信用力や担保価値に依存せず、当該事業から生み出される収益およびキャッシュフローを返済原資とするファイナンス手法を用いて、エネルギー分野やインフラ分野等での豊富な経験を活かし、お客様の検討しているプロジェクトの資金調達をサポートしています。

<オブジェクトファイナンス>

船舶、航空機等のアセットの特性を考慮しつつ、それぞれの収益性に着目したファイナンス手法を用いて、お客様の資金調達をサポートしています。

<証券化>

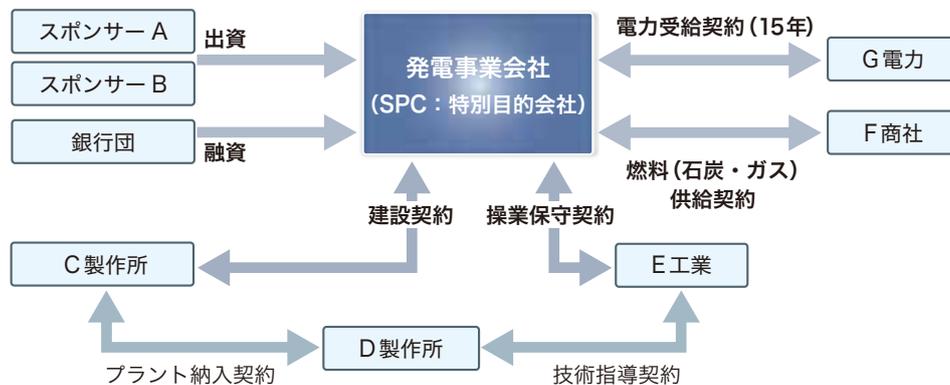
企業などが保有する金銭債権の売却等を行い、当該金銭債権から生じる収益・キャッシュフローのみを裏付けとして資金調達を行う金銭債権流動化や、特定の事業を営むことで生み出される将来キャッシュフローを裏付けとして資金調達を行う事業証券化 (Whole Business Securitization) 等の手法を用いて、お客様のバランスシートのリストラクチャリングや有利な条件での資金調達をサポートします。また、ノンリコースローン等の手法を用いて、お客様の資金調達をサポートしています。

<PFI(Private Finance Initiative)>

DBJは、平成11年の所謂「PFI推進法^{*}」成立以降、数多くのPFIの実績を積み重ね、業界のリーディングプレーヤーとして取り組んできました。そのような活動を通じて蓄積したノウハウに加え、公共セクターとの強いリレーションを活用し、PFIへの取り組みを検討している事業者の方々等の課題解決をサポートしています。

^{*}「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」

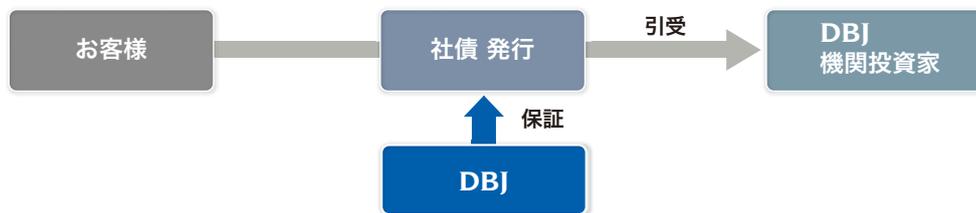
■プロジェクトファイナンス—発電プロジェクトの例



私募債

私募債とは、少数の特定投資家が直接引き受ける社債のことで、証券会社を通じて不特定多数の投資家を対象に広く募集される公募債とは異なります。

DBJは、お客様の調達先・調達手段の多様化に向けて、私募債引受、私募債の保証を通じて、資本市場からの直接調達（直接金融）や市場型間接金融への取り組みを支援しています。



アセットファイナンス（不動産）

DBJは、1960年代から不動産事業への長期ファイナンスに取り組み、また、日本の不動産証券化市場には、その黎明期から参画し、市場の活性化に取り組んできました。

こうした実績を通じて蓄積したノウハウとネットワークを活用しながら、ノンリコースファイナンスなどさまざまな形態のソリューションを提供しています。

流動化型ファイナンス

【例1】お客様が自社所有している賃貸用不動産をSPCに売却し、資本効率を向上

【例2】お客様が利用している不動産をSPCに売却したうえで、新たに賃貸借契約を締結し、利用を継続

- ① 資金調達手段の多様化
 - 対象資産の収益力・キャッシュフローを活用した調達の実現
 - オリジネーター(対象資産の原所有者)の借入枠の温存
- ② オフバランスによる財務の効率化
 - ROAの向上
 - 含み損益の計画的な実現
 - 有利子負債削減等の財務内容改善
 - 不動産の価格変動リスクの切り離し

開発型ファイナンス

【例】自社が所有する遊休不動産を、投資家の資金を活用して収益物件として開発

- ① 開発利益の実現
 - 自社のみでは資金調達が困難な不動産開発の実現
 - 追加的な必要投資や工事の遅延により、工事費が予定を超過するリスクを分散・コントロール
- ② オフバランスによるリスクコントロール
 - 自社の財務の健全性を維持
 - 不動産の価格変動リスクの隔離

DBJのアセットファイナンスの特徴

- ◆ 多数の案件での豊富なアレンジメント実績、投融資実績
- ◆ 国内外の有力投資家・金融機関とのネットワークを活用したプロジェクト実現支援、資金調達のアレンジメント
- ◆ お客様のニーズに合わせたシニア～メザニンのデットファイナンスやエクイティの提供など、プロジェクトに応じたソリューション
- ◆ プロジェクトの円滑な実現のため、中立な立場から、適切にリスク分散および関係者の利益実現を調整

■投資

DBJでは、事業拡大・成長戦略や財務基盤整備など、お客様の抱えるさまざまな課題に対して、ファンドを通じた支援や、メザニンファイナンス、エクイティなどの手法により長期的視点に基づきリスクマネーを提供しています。

エクイティ

グループ事業の選択と集中や成長戦略のニーズが高まることに加え、コーポレート・ガバナンスに対する要請も強まることで、企業経営に対してエクイティが持つ意味はますます大きくなっています。

DBJは、エクイティ投資を通じて、お客様が抱える課題を解決し、長期的な発展を支援します。投資後、DBJが有

するネットワーク、情報力、調査力、金融技術力等を活用して、課題に即したトータルソリューションを提供し、お客様の企業価値の長期的な最大化を実現します。

DBJは、エクイティ投資を通じて、お客様と成長の成果を分かち合うとともに、豊かな未来の実現に貢献します。

お客様のニーズ

- 事業の選択と集中のニーズの高まり
- グローバリゼーションによる成長戦略
- 資本市場を活用した成長戦略(M&A、上場など)

DBJのソリューション

- 成長資金の出資
個別企業、SPC、各種ファンド等への出資
- グローバリゼーションへの対応
外国企業の日本市場への展開支援、日本企業の海外展開支援
- 投資後のソリューションの提供
DBJが有するネットワーク、情報力、調査力、金融技術力等を活用したトータルソリューションの提供

成果

- お客様が抱える課題の解決
- お客様の長期的な発展、企業価値の長期的な最大化

LBO/MBO

LBOは、Leveraged Buyout(レバレッジド・バイアウト)の略です。M&Aの形態のひとつで、借入金を活用した企業・事業買収のことを指します。一定のキャッシュフローを生み出す事業を、借入金を活用して買収するので、買い手(多くの場合はエクイティを提供するスポンサー)は少ない資金で企業・事業を買収することができます。借入金を梃子(lever)として、投資金額を抑えることで買い手のリターンを極大化を図ることから、この名がついています。一般的には、多額の借入金をともなうことから、対象となる事業には安定的なキャッシュフローを生み出すことが求められます。

MBOは、Management Buyout(マネジメント・バイアウト)の略で、経営陣が自ら会社の株式・事業などをその所有者から買収することをいいます。一般的に経営

陣は、手元資金の規模が限られていることから、事業の買収にあたっては借入金による調達が必要となるケースが多くなります。このため、MBOはLBOの形態をとることが多くなります。また、借入金だけでは調達ができないような場合には、経営陣はエクイティを提供する共同スポンサーとしてバイアウト・ファンドとパートナーを組むケースも見られ、最近、上場企業の株式非公開化やオーナー企業の事業承継などによく利用されています。

DBJは、フィナンシャルアドバイザーとしてMBO全体を取りまとめたり、融資のアレンジメントやメザニンファイナンス、スポンサーとの共同エクイティ投資を行ったりすることで、LBO/MBOの場面においてソリューションを提供しています。

メザンファイナンス

メザンファイナンスとは、従来より金融機関が取り組んできたシニアローンと、普通株式によるエクイティファイナンスの中間的な手法です。

メザンファイナンスは、シニアローンよりも返済順位が低く、シニアローンに比べてリスクが高い資金になりますが、米国など幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては、多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしており、投資リスクに見合った金利・配当水準が設定されることによって、経済合理性が確保されています。お客様の資金計画や資本政策に応じて柔軟な設計が可能で、近年は事業買収、子会社・事業の切り出し、事業承継、非公開化といったケースにおいて、ニーズが高まっています。

メザンファイナンスには、シニアローンでは対応困難なリスクマネーの提供、既存株主の議決権希薄化の回避、柔軟な償還スケジュールの設定などのメリットがあります。

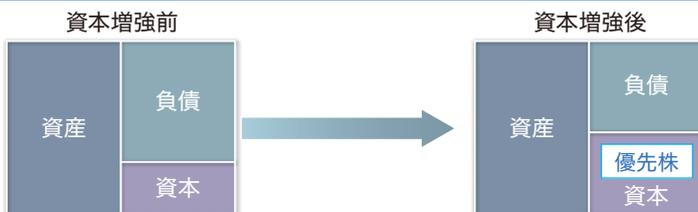
DBJでは、長期的な視野に基づくお客様のバランスシート問題解決に向け、スキーム構築からファイナンスアレンジメント、リスクマネー供給まで、トータルソリューションを提供します。

メザンファイナンス

- 劣後ローン／劣後社債
- 優先株／種類株
- ハイブリッド証券／ハイブリッドローン 等

■メザンファイナンス事例

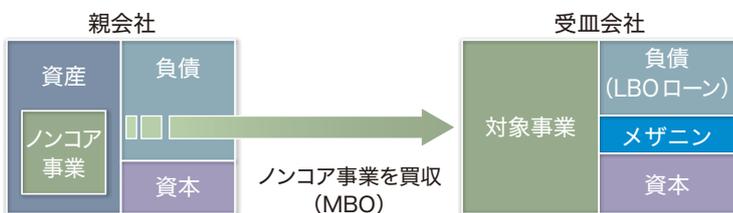
事例 1 過小資本解消策として



目的

過去のリストラにともなう特別損失等を原因とする過小資本状態から、優先株により増資することで脱却

事例 2 事業買収におけるファイナンスの補完手段として



目的

エクイティ、ローンの金額に、それぞれリスク/リターン観点から制約が生じた際に、買収価格との不足分を補完

事例 3 事業承継における議決権の希薄化防止策として



目的

事業承継時のファイナンスにおいて、事業承継者の議決権希薄化を防止

■コンサルティング/アドバイザー

DBJでは、業務提携金融機関等とのネットワークを活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件などについてコンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートします。

これまで蓄積してきた、仕組み金融などのファイナンスのアレンジメント、M&Aアドバイザー、産業調査機能や環境・技術評価等のノウハウを提供し、お客様の課題解決に取り組んでいます。

M&Aアドバイザーサービス

企業の発展の形が多様化し、「選択と集中」に向けた事業再構築、産業再編などの動きが活発になるなか、M&A(企業の合併・買収)が脚光を浴びるようになりました。M&Aは、企業の事業を効率化しつつ、雇用の安定化や競争力の強化にもつながる点で有効な手段です。M&Aに対する国

内外での関心の高まりなどを背景に、DBJでは独自のネットワークによるアドバイザー業務を提供しています。

DBJは、企業のさまざまなニーズに対応し、それぞれの経営戦略に合致したM&Aソリューションをトータルに提案します。

戦略的コンサルティング

● 総合的事業戦略

長年培われた融資・プロジェクト支援経験を活かし、ナレッジバンクとして、中長期的な視野で事業・経営戦略を提案。

● 充実した企業情報

国内における幅広い産業にわたる3,500社超の取引先とのネットワークと、昭和59年以来、700件超の外資系企業への融資を実施した実績に基づく、国内外の企業情報の提供。

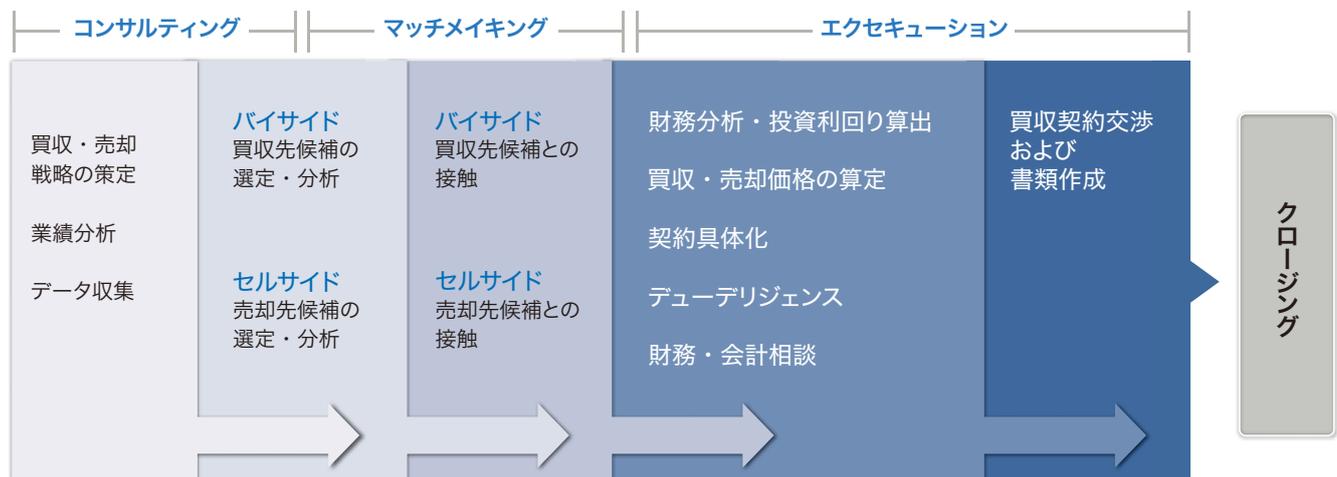
● 密接な国内外の情報ネットワーク

地域の企業を熟知している地域金融機関および国内・海外金融機関、会計事務所・法律事務所との情報ネットワークに基づく的確な情報収集。80の加盟金融機関(地方銀行、信用金庫)と連携して地域企業のM&Aに取り組む「地銀M&Aネットワーク」を構築。

● M&Aの実施

計画段階から実行段階まで、質の高いM&Aアドバイザーサービスの提供。

■M&Aアドバイザーサービスの流れ

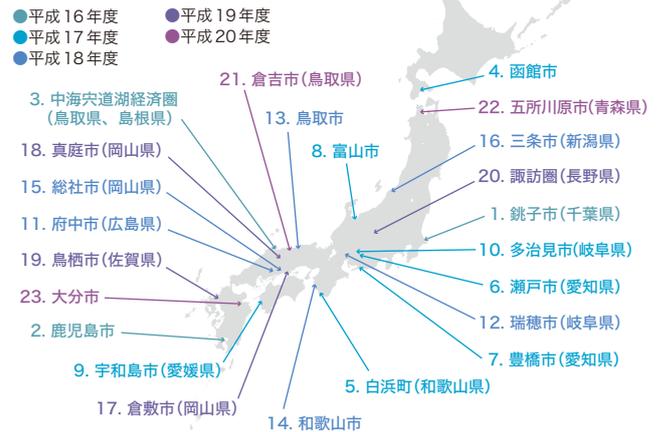


地域づくり健康診断

「地域づくり健康診断」とは、DBJが公表データ等から把握し得る地域の現状分析をもとに、市街地の実査や地域の方々へのヒアリング等の情報を加えて、独自の分析による地域の診断を行うもので、診断結果を地域の方々に発表するとともにディスカッションを行うことによって、地域の課題と可能性を地域の方々自身に発見していただくプログラムです。

地域の課題と可能性に対する認識の共通化を図り、これを踏まえた“次の行動”(プロジェクト創出等)を起こす契機となるよう支援するものです。

■地域づくり健康診断実績

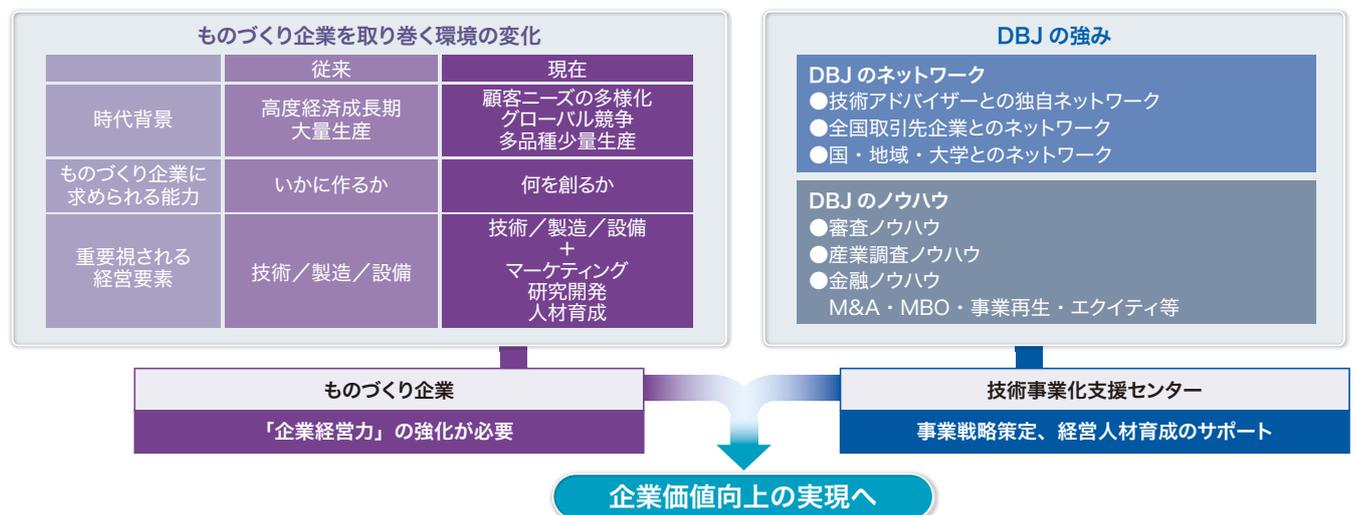


技術事業化支援センター

DBJは、平成16年2月、中堅製造業等が行う技術開発成果の事業化をサポートするため、「技術事業化支援センター」を開設しました。同センターの役割は、技術を製品に変える経営力(=技術経営力)の診断と成長戦略やビジネスプランに対するアドバイス、技術経営に関する研修事業を行うことであり、中堅製造業等における新しい価値創造を支援しています。また、DBJと地域金融機関、地方自治体、大学、経済団体、産業支援機関との連携を活かして、積極的に技術事業化支援センターのノウハウを提供することで、地域の産業競争力の強化にも貢献しています。

技術を製品に変える経営力(=技術経営力)を評価したうえで、幅広いネットワークから集まる客観的な情報に基づき、適切な成長戦略の立案をサポートしています。また、事業審査のノウハウに基づくセカンドオピニオンの提供、財務戦略の相談を通じて、お客様とともに最適な成長戦略とビジネスプランを考えます。

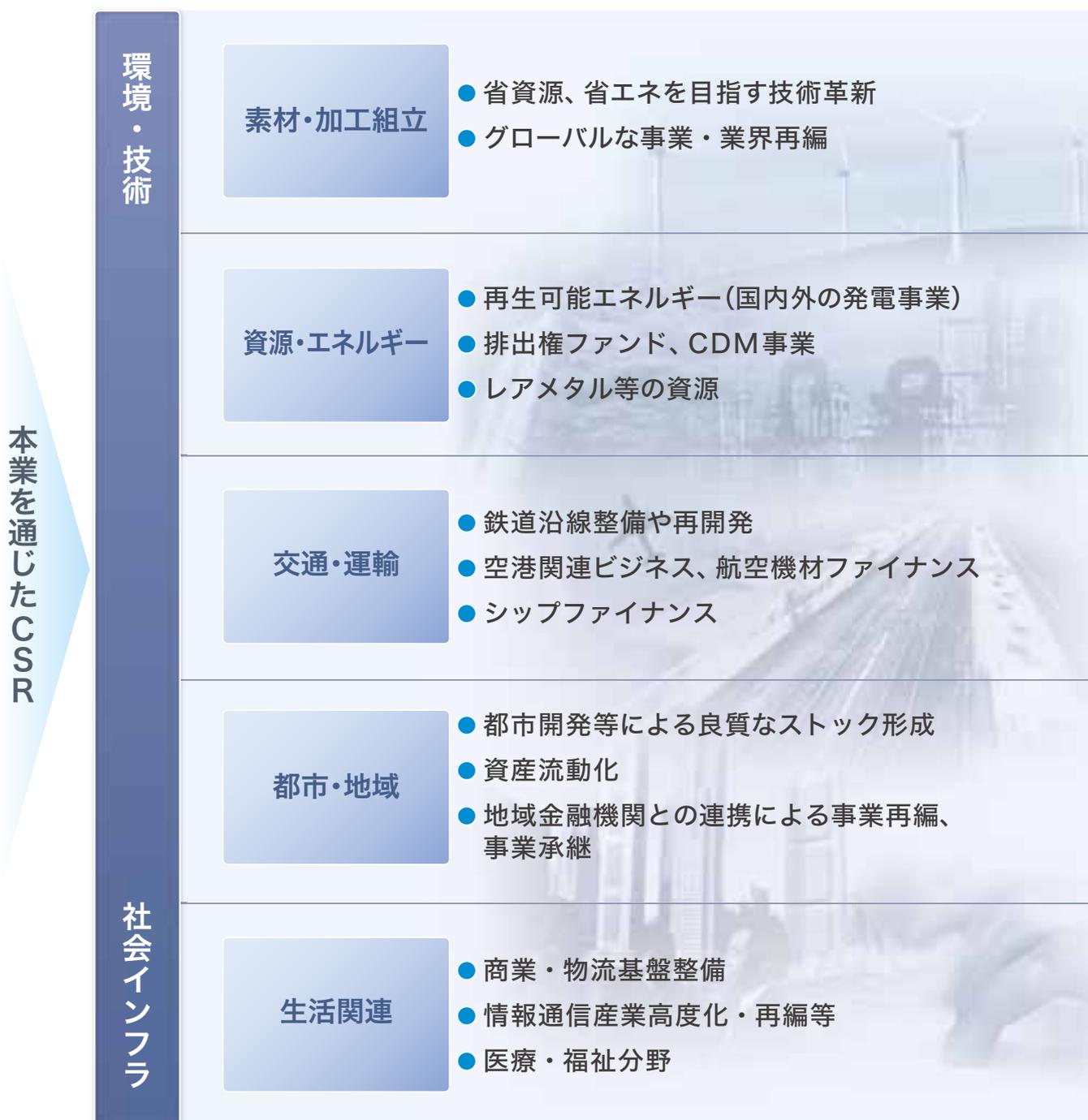
DBJは、中立的かつ専門的な立場から、経営者のよき相談パートナーとして製造業経営に関する総合的なナレッジを提供することで、お客様の企業価値向上とわが国製造業の発展に貢献しています。



投融資業務の実践 (本業を通じたCSR)

DBJでは、社会の課題解決のために本業を通じたCSRを推進しています。具体的には、幅広いお取引先基盤、産業情報の蓄積を活かし、「環境・技術」と「社会インフラ」に区分したさまざまな分野への投融資等を行い、高度な金融サービスを提供しています。

お取引先基盤と取り組み例



取り組み事例

DBJ環境格付 環境クラブ型シンジケート・ローン「エコノワ」
環境格付融資
関西版CSR融資

排出権 温室効果ガス排出権移転スキームの構築

自然エネルギー導入 ... 風力発電事業への私募債によるファイナンス

**3R(リデュース、リユース、
リサイクル)の推進** リサイクル製品製造会社へのメザニンファイナンス
「資源有効利用促進等資金利子補給金事業」への融資

企業再生・事業再生 ... 再生支援業務等を行う地域企業への優先株出資

交通インフラ 新高速鉄道整備事業へのシンジケート・ローン

都市開発 都市再開発事業へのハイブリッドファイナンス

DBJ防災格付 防災格付融資

PFI PFI事業へのプロジェクトファイナンス

地域再生 「地域再生計画」対象事業への融資

ヘルスケア ヘルスケア事業者向け事業再生・再構築ファンドへの出資
私募型不動産ファンドへのノンリコースローン
病院SPCへのプロジェクトファイナンス

M&A・事業提携 海外企業買収に向けてのM&Aアドバイザー

DBJ環境格付

地球環境問題が喫緊の課題となり、企業は環境に配慮した事業運営を求められています。そのことは金融機関においても例外ではなく、環境に配慮した投融資活動を行うことでサステナブル（持続可能）な社会の実現に貢献することが、大きな使命として課せられています。

DBJの取り組み

DBJは、昭和40年代の公害対策を皮切りに、過去40年余の間に環境対策事業に対して3兆円以上の投融資実績を有しています。

平成16年度には、それまで培ってきた知見をもとに「DBJ環境格付」融資の運用を開始しました。これは、DBJが開発したスクリーニングシステム（格付システム）により、企業の環境経営度を評点化し、優れた企業を選定して、得点に応じて3段階の金利を適用するという、「環境格付」の手法を導入した世界で初めての融資メニューです。平成19年度には、地球温暖化対策を促進するため、「環境格付利子補給制度^{*1}」も開始しました。これら一連の取り組みが高く評価されて、平成21年4月には、ADFIAP(Association of Development Financing Institutions in Asia and the Pacific、本部：フィリピンのマニラ)の年次総会にて、ADFIAP Awards^{*2}の環境部門賞を受賞しました。



ADFIAP Awardsの授賞式

DBJ環境格付融資金額の推移は左下のグラフのとおりです。平成20年度（平成20年4月～平成21年3月）の実績は603億円と前年度比7割増となり、平成16年度からの累計は2,000億円を超えました。

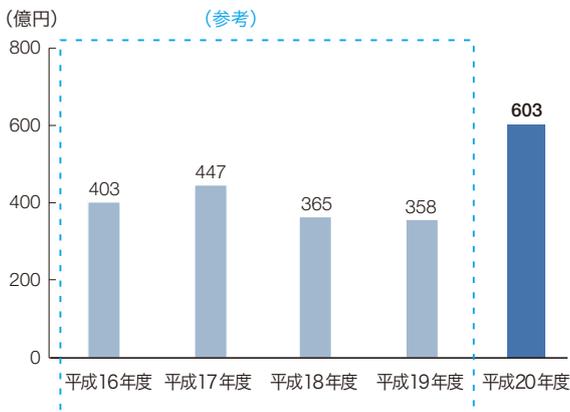
平成20年度は、住友金属工業株式会社、南海電気鉄道株式会社、キリンホールディングス株式会社、積水化学工業株式会社の4社に対し、DBJ環境格付に基づくシンジケート・ローンを組成しました。シンジケート・ローンを含む他金融機関との協調融資件数は、関西地域の案件が大幅に増加したこともあり、前年度の4件から9件へと倍増し、協調金融機関の融資金額も前年度の約6倍にあたる約370億円となりました。

また、平成20年10月には、「東京都中小企業環境配慮取組支援融資」制度の中核金融機関にも選ばれました。同制度は、都内に事業所がある中小企業の環境への取り組みを加速化させることを目的とした低利融資であり、DBJは独自の中小企業向けスクリーニングシステムを用いてベスパック株式会社、株式会社トリリオンなどに対し環境評価を実施しました。

^{*1} 環境省の利子補給制度で、「DBJ環境格付」を取得し、かつ「原単位当たりCO₂排出量」を5年以内に5%以上削減すると誓約した企業に対し、地球温暖化対策資金に係る貸出金利を最大1%優遇するもの。

^{*2} アジア太平洋地域内の優秀かつ啓発性の高いディールを広く知らせ、金融手法・技術の共有化を図る目的で、優れた実績を残した同地域の開発金融機関を表彰するもの。

DBJ環境格付融資の実績

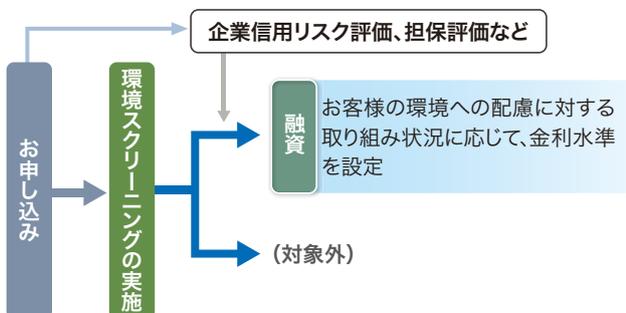


注1. 平成16年度～平成19年度は旧DBJの数値です。
 2. 平成20年度の数値は、旧DBJの数値（平成20年4月から9月までの数値）を含んでいます。



DBJ環境ロゴマーク

■ DBJ環境格付融資の概要



<特徴>

- ◆「環境格付」に応じた段階別金利
- ◆世界の環境動向を踏まえた公平中立な評価
UNEP FI(国連環境計画金融イニシアティブ)や環境省との情報交換を踏まえ、約120の質問からなるスクリーニングシートを開発
- ◆お客様へのインタビューによる格付評価
- ◆幅広いお客様への対応
製造業から小売、鉄道、リースなどの非製造業まで

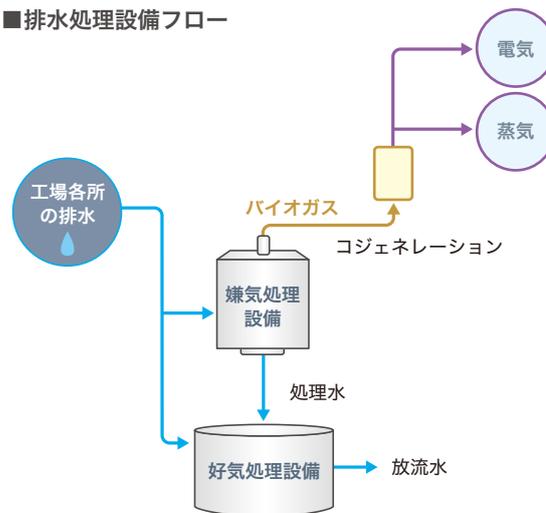
投融資事例：キリンホールディングス株式会社 環境クラブ型シンジケート・ローン「エコノワ」

キリンホールディングス(本社：東京都中央区)は、国内酒類の最大手企業であるキリンビールを中核とするキリングループの持株会社です。キリングループは、太陽光発電装置の設置、嫌気性排水処理によるバイオガスの活用、ボイラー燃料転換などの対策によりCO₂排出量を大幅に削減させているほか、ビール工場などで発生する副産物・廃棄物の完全再資源化を達成するなど、地球温暖化・リサイクル対策でレベルの高い取り組みを実践しています。

DBJは、キリンホールディングスに最高ランクの格付を授与し、モデル企業として特別表彰するとともに、地域金融機関など11行とともに、総額200億円の環境クラブ型シンジケート・ローン「エコノワ[※]」を組成しました。エコノワは、環境投資・環境費用のみを資金使途とし、環境意識の高い金融機関によって組成されるシンジケート・ローンです。地域における環境配慮活動を促進するため、キリングループの主な工場がある地域を営業基盤とする地域金融機関各行とともに、融資を行いました。

※「エコノワ」は、「Ecologyのワ=環境の輪・和・環」という意味であり、環境クラブ型シンジケート・ローンの新商品名として商標登録出願中です。

■排水処理設備フロー



キリンビアパーク福岡の太陽光発電パネル

金融サービスのご紹介

投融资事例：サラヤ株式会社 環境格付融資

サラヤ(本社：大阪府大阪市)は、昭和46年に誕生したヤシノミ洗剤を代表格として、「衛生・環境・健康」の向上に貢献する商品の開発・販売を積極的に推進しています。なかでも、石鹼・洗剤の主原料であるパーム油(アブラヤシ)の持続可能な調達に向け、環境団体などのステークホルダーと共同で生物多様性に配慮した原料調達を積極的に推し進めている点が、サラヤの最大の特徴です。

サラヤはここ数年、「ボルネオ保全トラスト」の設立、「ボルネオ保全寄付金付き商品」の発売と、環境面での取り組みを深化させており、平成20年5月には、国連の生物多様性条約に賛同する「ビジネスと生物多様性イニシアティブ・リーダーシップ宣言」にも署名しています。

DBJはこれら一連の取り組みを高く評価し、サラヤに対して最高ランクの格付を授与し、DBJ環境格付融資を実行しました。



ヤシノミ洗剤

トピックス：関西版CSR融資

DBJ関西支店は、関西に本社を置く企業が行う環境配慮や防災、福祉等の対策を支援する地域独自の融資制度「CSR融資」を平成19年に創設しました。同制度は、関西に本社を置く企業が行った社会貢献活動、コンプライアンス状況、情報開示、安全・品質、労働者への配慮等のCSR関連の取り組みを評価し、取り組みが先進的と認め

られる企業に一定の金利優遇を行うものです。

こうした企業の取り組みは、当該企業の価値向上のみならず、地域社会の発展にも有形・無形の効果が見込まれることから、地域づくりの観点からも意義のある取り組みであると考えます。

投融资事例：三ツ星ベルト株式会社 関西版CSR融資

三ツ星ベルト(本社：兵庫県神戸市)は、大正8年創業の自動車・OA機器向けを主軸とする伝動ベルトメーカーです。同社は、環境負荷低減への取り組みに加え、積極的な地域貢献活動を行っており、「関西版CSR融資」の適用にあたってはこの点を高く評価しました。具体的には、①「人を想い、地球を想う」を経営理念に掲げ、阪神・淡路大震災で傷ついた子どもたちの心を癒すことを目的に、平成8年より神戸市内の学校・施設の池づくりを支援していること(約80カ所)、②当該池づくりに従業員がボランティアとして参加しやすいよう従業員ボランティア休暇制度を整備していること、あるいは、③阪神・淡路大震災時には地元住民と従業員が一体となり地域で消火活動を行って、延焼を食い止め、その後も地元と共同で防災訓練を行っているといった防災面での取り組みを、高く評価しました。



ハロゲン化合物質を含まないゴムを使用した環境にやさしい「タイミングベルト」



学校・施設の池づくり支援

排出権

地球温暖化は、生態系、農業、社会基盤、人の健康など、さまざまな局面で地球環境への影響が予想されるため、温室効果ガスの削減に向けた国際的な取り組みが進んでいます。

1997年に採択された「京都議定書」では、日本は温室効果ガスの排出量を第1約束期間(2008～2012年)の年平均で、基準年(1990年)と比較し6%削減する義務を負っています。しかし、2007年度の日本の排出量は、基準年と比較し約9.0%増加しており、京都メカニズム活用の政府購入分および森林吸収源対策分を除くと、約9.6%の排出削減が必要となります。

日本の二酸化炭素排出量の3分の1を占める産業界では、不断の努力により、2007年度の排出量を基準年と比較し約2.3%削減しましたが、省エネレベルはすでに世界の最高水準にあり、排出削減余地は限られています。

京都議定書に定める京都メカニズムとは

費用対効果に優れ、かつ途上国の持続的発展に貢献する温室効果ガスの削減手法として注目されているのが、京都議定書に定める「京都メカニズム」です。「京都メカニズム」は、活動の種類や実施国により「クリーン開発メカニズム(CDM)」「共同実施(JI)」「排出権取引」に分類されます。その中核となる「CDM」「JI」とは、先進国が途上国等への技術支援や資金提供などを通じて温室効果ガスを削減すると、先進国はその削減分を途上国等から「排

出権」として受け取り、自国の削減量としてカウントできる仕組みです。「CDM」「JI」事業は、温室効果ガス削減の有効な手段とされる反面、経験の蓄積がない新しい制度であることにともなう不確実性への対応リスクをはじめ、カントリーリスクや建設リスクなど途上国等での事業にともなう多様なリスクが想定されるため、個別企業が取り組むにはかなりハードルが高いとされています。

DBJの取り組み

温室効果ガスの排出削減が日本企業のもっとも優先課題となるなか、DBJは、安定的に、かつまとまったボリュームの排出権を獲得するスキームとして、「日本温暖化ガス削減基金(JGRF)」および「日本カーボンファイナンス株式会

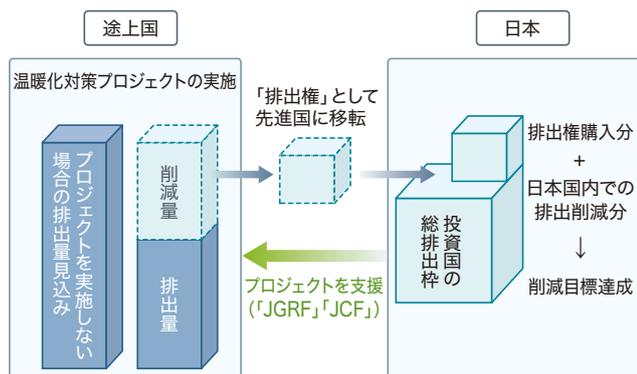
社(JCF)」を設立しました。ファンドという枠組みを利用することにより効率的に優良プロジェクトを発掘し、数十件のプロジェクトに分散投資することでリスク分散を図ることを可能にしました。

投融資事例：「JGRF」「JCF」 温室効果ガス排出権移転スキームの構築

官民協調のもと2004年末に始動した「JGRF」「JCF」ですが、設立から4年が経ち、DBJのファンド関連業務のノウハウや民間企業の温室効果ガス削減に関する実務面でのノウハウを最大限に活用し、中国やインド等のアジア諸国をはじめ中南米・アフリカ諸国などで幅広いポート

フォリオを組成しつつ、着実に排出権購入契約を締結し、案件管理・モニタリングを進めています。2007年8月には、「アントニオ・モラン風力発電プロジェクト(アルゼンチン)」事業より、JGRF初となる約10万トンの排出権クレジットを獲得しています。

■ 排出権移転スキーム



アルゼンチンの「アントニオ・モラン風力発電プロジェクト」



中国の「党河水力発電プロジェクト」

自然エネルギー導入

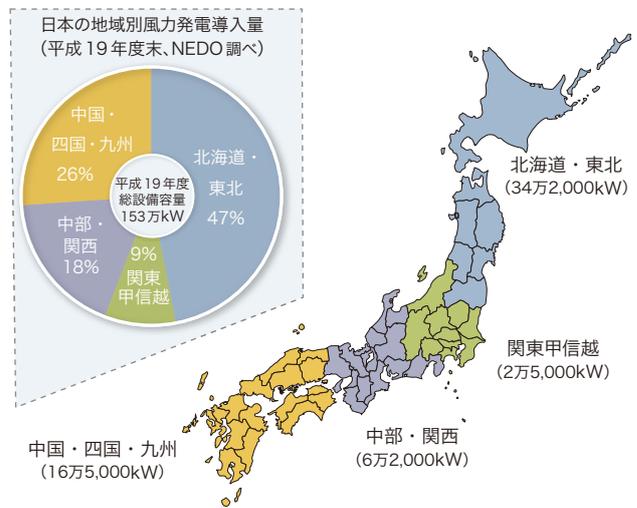
地球温暖化の進行などを背景に、自然エネルギー、代替エネルギーとしての風力発電への関心が世界的に高まっています。欧米諸国が風力発電事業に積極的に取り組んでいるのに対し、日本国内の設備容量は153万kW(平成19年末)と世界13位にとどまっています。こうしたなか、風力発電への取り組みを加速させるには、事業者の技術力の向上・ノウハウの蓄積とともに、さまざまな成長段階・規模に応じた事業者への円滑な資金供給が必要となっています。

DBJの取り組み

DBJは、平成11年に、日本初となるプロジェクトファイナンス方式による風力発電所への融資スキームの組成・資金提供を行いました。そしてそれを皮切りに、全国各地で実施される風力発電事業に対して積極的な支援を続け、日本国内における風力発電所の総出力の38.6%(平成19年度末)に相当する風力発電プロジェクトに投融资を行っています。

なお、右の円グラフは日本国内全体の風力発電の総設備容量を示しており、日本地図上の数値はDBJが融資した風力発電所の設備容量を示しています。

■ DBJの風力発電所融資実績(平成19年度竣工ベース)



投融资事例：日本風力開発株式会社 風力発電事業への私募債によるファイナンス

日本風力開発(本社：東京都港区)は、日本国内を中心に積極的な開発を行う風力発電事業者で、これまで培った優れたノウハウを活かし、世界初の蓄電池(NAS電池)を併設した大型の風力発電所を完成させ、運営しています。蓄電池の併設は、送電網への供給電力量の安定化に

加え、電力の供給体制が不十分な離島や僻地での自立的・持続的自然エネルギーの確保にも寄与する可能性を秘めています。

DBJは、同社の風力発電所開発に必要な資金調達に向けた私募債に応募し、長期安定資金を提供しています。



蓄電池による電力貯蔵システム



風力発電所

3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進

日本企業はオイルショック以降、省エネ商品の開発等を進め、現在では省エネ技術で世界をリードするまでになりましたが、まだ課題は山積しています。持続可能な省資源型社会の形成を促進するためには、3R(リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用)をさらに推進する必要があります。

DBJの取り組み

DBJは、その前身機関の時代から、新たな技術を用いる廃棄物処理・リサイクル施設をはじめ、リデュース事業(製品の製造・使用等に係る資源効率を高め、廃棄物の発生抑制につなげるための施設の整備等)、リユース事業(使用済み製品等を回収し再利用するために、適切な処

置を施すのに必要な施設の整備等)、リサイクル事業(使用済み製品等を回収し、原材料として利用する事業に必要な施設の整備等)に対し、中長期のファイナンスを通じて支援を行っています。

投融資事例：株式会社環境経営総合研究所 リサイクル製品製造会社へのメザニンファイナンス

環境経営総合研究所(本社：東京都渋谷区)は、原料となる廃棄古紙を独自技術により微粉化・ペレット化して成形素材に加工し、製品梱包用の緩衝材、断熱材、発泡食品トレーなどの工業製品、櫛や箸などの生活用品を製造する会社です。

同社の主力製品(成形素材)のひとつが「マブカ」です。「マブカ」は、古紙の粉を樹脂と混ぜて固めたものであり、プラスチックと同様に成形できることから、既存のプラスチック・紙製品の代替品として高い汎用性と環境性能を有しています。

同社の事業は高い成長性が見込まれる一方、比較的大規模な投資が必要であることなどから、事業の立ち上げ期に

は、資金的な余裕度が求められ、エクイティ性の資金ニーズがありました。

DBJは、「マブカ」の生産能力増強を図るための製造設備の増設資金に対し、優先株式によるメザニンファイナンスを実行しました。

本件メザニンファイナンスにより、同社の資金調達力の強化や財務基盤の一層の安定化が図られています。



マブカを使用した製品

投融資事例：鹿島選鉱株式会社 「資源有効利用促進等資金利子補給金事業」への融資

鹿島選鉱(本社：茨城県鹿嶋市)は、鴻池運輸株式会社の100%子会社であり、住友金属工業株式会社鹿島製鉄所内で製鉄ダストや産業廃棄物から製鉄原料や亜鉛精錬原料をリサイクルする事業を手がけています。同社の工場(メタルサークルカシマ)においては、原料成分の厳格な選別や、長年の業歴に裏打ちされた操業ノウハウにより、天然の鉄鉱石や亜鉛鉱石と遜色のない製品品質を実現するとともに、その工程から二次廃棄物を一切出さない環境負荷低減型のビジネスモデル(パーフェクトリサイクルシステム)を確立しています。

DBJは、同社が計画しているプラントの能力増強投資に対し、24億円の融資を実行しました。これは、製鉄ダ

スト等のリサイクル事業者として経済産業省の「平成20年度資源有効利用促進等資金利子補給金事業^{*}」の認定を受けた初の案件となりました。



リサイクルプラント

^{*}「資源有効利用促進等資金利子補給金事業」は、資源の有効利用の促進に係る設備投資向けに融資した金融機関に対し、国が利子補給することにより、資源エネルギーの合理的かつ適切な利用を促進し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものです。

企業再生・事業再生

1990年代後半の不良債権問題の発生以降、企業再生・事業再生は大きな課題となりました。近年は、国際的な金融秩序の混乱や経済のグローバル化の進展などから、企業を取り巻く事業環境の変化は加速する一方で、事業性を有する企業の再生等をいかに円滑に進めるかが、再生事業者、金融機関にとってますます大きな課題となっています。

DBJの取り組み

DBJは、不振企業が保有する価値ある事業の維持・発展を支援する仕組みづくりが必要と考え、他の金融機関に先駆け、多様なツールを用いて企業再生・事業再生を支援してきました。その手法には、主に法的整理を申請した企業が再生計画を策定するまでの資金を手当とする

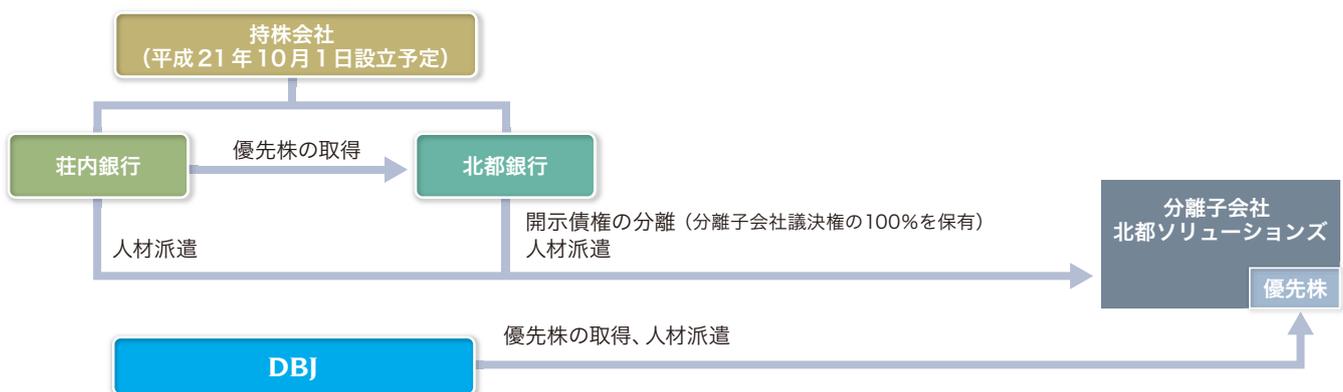
「アーリーDIP」、不振企業の株式取得などを通じて資本の再構築を支援する「事業再生ファンド」、再建企業が通常の企業として活動するための資金手当を行う「EXITファイナンス」、「既存借入金のリファイナンス」「中長期資金の供給」「M&Aの提供」などが含まれます。

投融资事例：株式会社北都ソリューションズ 再生支援業務等を行う地域企業への優先株出資

DBJは、株式会社北都銀行（本店：秋田県秋田市）の財務健全化に向けた開示債権の削減と取引先企業の経営支援等を目的として設立された同行100%子会社である北都ソリューションズ（本社：秋田県秋田市）の事業に関し、北都銀行および株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市）と業務提携を締結しました。

北都ソリューションズは、北都銀行の開示対象となっ

ている約162億円相当の貸出債権等を引き継ぎ、当該引き継ぎ債権の管理、再生支援業務等を行います。本件業務提携は、DBJ、北都銀行、荘内銀行のノウハウを結集し、北都ソリューションズの事業目的達成を図るものであり、DBJは、北都ソリューションズに対し、議決権のない優先株の形で約10億円の出資を行うと同時に人材を派遣しています。



交通インフラ

交通インフラは、経済活動を支え、人びとの生活を豊かにするための基盤です。輸送力の増強・効率化、経年劣化にともなう交通インフラの整備・更新、さらには利用者の高齢化や環境問題等に対応するための投資を進めていくことが必要ですが、投資額が大きく、投資回収に長い期間を要するケースが多いため、長期資金の調達が課題のひとつとなっています。

DBJの取り組み

DBJは、戦後復興の時代から日本の経済・産業の発展や社会資本の整備、国民生活の質的向上などに貢献してきましたが、その経験・ノウハウを活かし、交通インフラの整備・改善に向けたお客様の取り組みを支援しています。

具体的には、長期資金の安定供給、プロジェクトのキャッシュフローのみを返済原資とするプロジェクトファイナンス、長期的な視点からのプロジェクトの形成、中立的な立場を活かした複数の企業との連携によるサポートなど、幅広く取り組んでいます。

投融資事例：成田高速鉄道アクセス株式会社 新高速鉄道整備事業へのシンジケート・ローン

成田高速鉄道アクセス(本社：千葉県船橋市)は、都心と成田空港を短時間で結ぶ新たなアクセスルート(北総線・千葉ニュータウン線を延伸して成田空港へ至る路線、平成22年度開業予定)を整備するために、平成14年4月に設立された第三種鉄道事業者です。

成田新高速鉄道整備事業は、平成13年8月に、内閣官房都市再生本部より「都市再生プロジェクト」の決定を受けた国家的プロジェクトです。当事業により、都心と成田空港が最速36分(現在は51分)で結ばれ、諸外国の主要空港に比肩し得るアクセスの利便性が実現します。さらに、当事業による大幅な輸送力増強は、官民挙げての取り組みが進められているビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)^{*}等による将来的な成田空港の国際航空需

要の増加に対し、大きな効果があるものと期待されています。

DBJと株式会社みずほコーポレート銀行は、成田高速鉄道アクセスに対し、両行協働にてシンジケート・ローンを組成しました。両行は、同社の親会社である成田国際空港株式会社による部分的な信用補完に加え、合理的なコベナンツ設定による事業性の確保など創意工夫によるファイナンススキームを構築することで、新線開業前の現時点における同社に対するファイナンスを提供可能にしました。

^{*}平成22年に訪日外国人旅行者数を1,000万人にするとの目標に向け、日本観光の魅力を海外に発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の開発・導入等を行う官民共同実施のキャンペーン。



成田高速鉄道の松虫川橋梁外工事



成田高速鉄道の吉高東高架橋工事

都市開発

情報化や少子高齢化に対応した都市基盤・都市機能の整備・高度化を図り、働く人にとっても生活する人にとっても快適な環境を整え、新しい都市文化の創造につながる“街づくり”をすることが、地域の、ひいてはわが国の経済・社会を活性化する原動力となります。

また、近年は、持続可能な社会の実現に向けて、環境保全や防災に配慮した都市の開発・再生が求められています。

DBJの取り組み

DBJは、複数金融機関と協力し、都市開発プロジェクトに対してメザニンファイナンスを行う「都市再生ファンド」を設立するなど、都市開発事業に対して積極的にかかわってきました。

今後も、事業者への融資はもとより、証券化の手法をはじめとするさまざまなファイナンススキームを駆使して、都市開発事業を支援します。

投融资事例：東武鉄道株式会社 都市再開業事業へのハイブリッドファイナンス

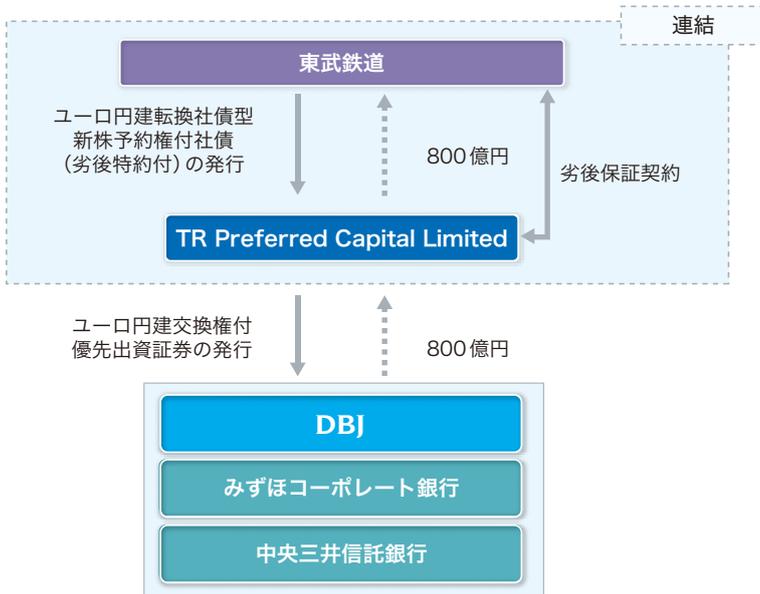
東武鉄道（本社：東京都墨田区）は、平成20年10月、地上デジタル放送の電波タワー「東京スカイツリー」を含む業平橋・押上地区再開業事業などの大規模プロジェクトを控え、財務体質向上のための資本強化等を図るため、同社100%出資の海外特別目的会社TR Preferred Capital Limited（TR社）を設立し、同社を割当先とするユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）を800億円発行し、TR社がユーロ円建交換権付優先出資証券を発行する方法により、資金調達を行いました。

ターおよび株式会社日本格付研究所）から70%以上の資本性が認められるなど、実質的な財務構成比率を改善し、財務の安定性を高める資本性資金調達手段としての特性も兼ね備えています。

DBJは、大規模プロジェクトが東武鉄道の財務体質に与える影響を勘案し、かねてよりメザニンファイナンスを提案し、株式会社みずほコーポレート銀行、中央三井信託銀行株式会社とともに、TR社が発行する優先出資証券（ハイブリッド証券）の引き受けを行いました。本証券発行による資金調達は、社会インフラ整備に必要な資金の円滑な調達とともに、東武鉄道の財務体質強化にも寄与しています。

この優先出資証券は、資本と負債の中間的な性質を持つハイブリッド証券です。負債性調達手段の特性を有すると同時に、主要格付機関（株式会社格付投資情報セン

■ 資金調達のスキーム概要



東京スカイツリーの完成予想図

DBJ防災格付

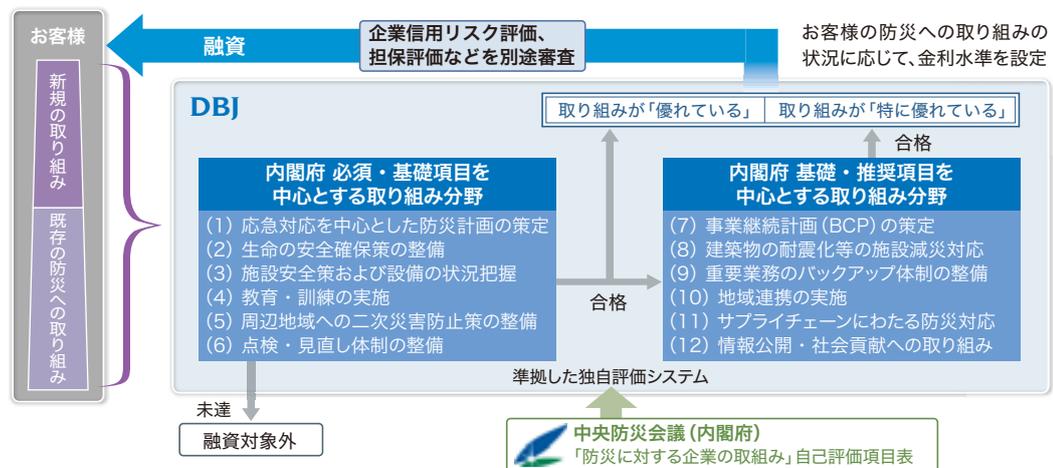
阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震といった大災害は、莫大な経済被害をもたらし、長期にわたり事業停止を余儀なくされ、業務の継続に支障をきたした企業も少なくありませんでした。人や物の被害対策だけでなく、災害時の事業中断による利益の減少、顧客の流出を防ぐ事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)を策定し、企業の事業継続という観点から経営基盤を強固なものにすることが、重要な経営課題となっています。

DBJの取り組み

DBJは、防災対策もしくは災害復旧関連の融資を通して、災害に強い街づくりや被災地復興の支援を行ってきました。それに加え、事業継続の観点から、BCPの策定、施設の耐震化、情報システムのバックアップ体制の整備など企業の総合的な減災対策の支援をするとともに、被災時に必要な復旧資金に対する新たなファイナンス手法の提供を行っています。

平成18年度には、「DBJ防災格付」融資の運用を始めました。これは、中央防災会議(内閣府)の「『防災に対する企業の取り組み』の自己評価項目表」をベースとしたDBJ独自の評価システムにより、防災に対する取り組みの優れた企業を評価・選定し、当該企業の防災対策事業に優遇金利で融資を行うもので、「防災格付」の手法を導入した世界で初めての融資メニューです。

■DBJ防災格付融資の概要



投融資事例：株式会社ウェルシィ 防災格付融資

ウェルシィ(本社：東京都千代田区)は、地下水飲料化プラント(「地下水膜ろ過システム」)の開発・販売を行っており、病院、スーパー・百貨店、ホテル、駅、食品工場、学校など幅広い施設に導入されています。

DBJは、ウェルシィの防災対応について「防災への取り組みが特に優れている」という最高ランクの格付を授与し、防災格付融資を実行しました。この融資は、災害時の水供給手段の二重化に貢献する地下水飲料化プラントに係る資金を対象としており、災害時には不可欠な水の安定供給等の防災体制が一層促進されることが期待されます。

また、DBJは、融資だけでなくビジネスマッチングを通しても、地下水飲料化プラントの普及に協力しています。



導入例：神奈川県内の病院

PFI

PFI (Private Finance Initiative) 事業は、従来、地方自治体等が担ってきた公共施設などの整備等について、民間の資金、経営能力および技術能力を活用して社会資本の整備、維持管理、運営等を行うものです。PFIの手法は、英国で誕生し、日本では平成11年にPFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が施行された後、普及・拡大していきました。PFI手法を導入するメリットとしては、地方自治体にとっては事業コストの削減、利用者・地域住民にとっては民間のノウハウを活かした質の高い公共サービスの享受、民間事業者にとっては新たなビジネス機会の創出などがあげられます。その一方、複数事業者間の責任分担など事業実施体制上の課題、あるいはファイナンス上の課題も多く、事業遂行能力だけでなく、関係者間の調整能力や管理能力も求められます。

DBJの取り組み

DBJは、PFI法の制定前からこの手法を日本に紹介し、金融機関として培ったストラクチャードファイナンスのノウハウや、官民にわたる幅広いネットワークを活用し

て、水道事業、住宅事業、宿泊施設、学校施設などさまざまなPFI事業を支援してきました。

投融资事例：株式会社PFI新庄 PFI事業へのプロジェクトファイナンス

PFI新庄（本社：富山県富山市）は、富山市の実施するPFI事業である「新庄小学校分離新設校及び新設公民館等設計・建設・維持管理事業」を実施するために、落札者である株式会社ホクタテ（本社：富山県富山市）グループにより設立された特別目的会社（SPC）です。

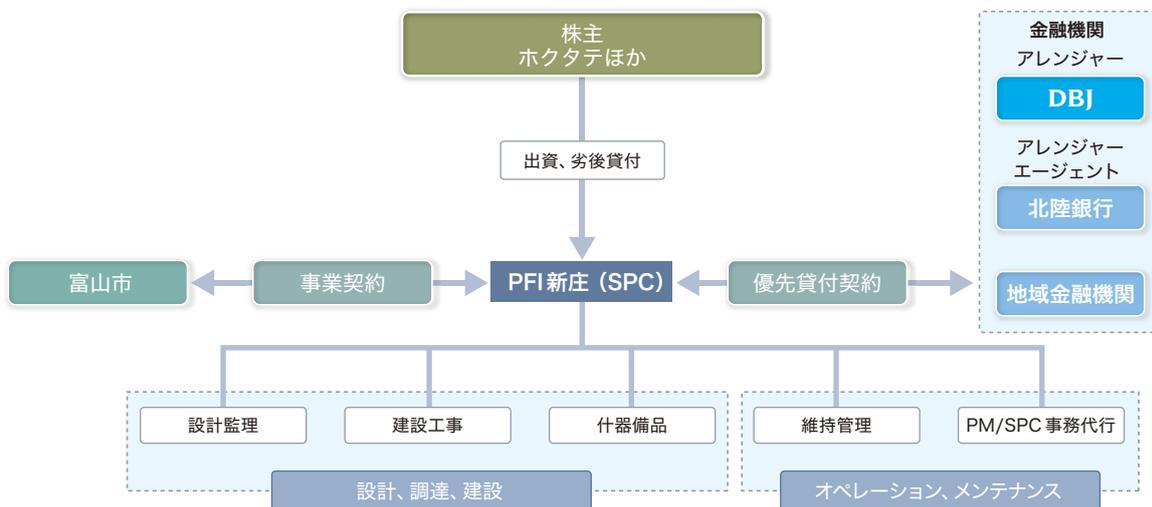
新設される小学校および公民館は、地域のコミュニティ形成のうえで重要な役割を果たす施設であり、その整備・維持管理などの実施主体である事業者から資金調達を行う金融機関まで、ほぼ地元で完結している点で、このPFI事業は「地域完結型」といえるものです。

DBJは、株式会社北陸銀行とともに幹事行（アレンジャー）としてPFI新庄に対し総額18億5,000万円のプロジェクトファイナンスを組成し、富山県を事業拠点とする地域金融機関とともに融資実行を決定しました。



新設される小学校と公民館の完成予想図

■PFI新庄の事業スキーム



地域再生

均衡のとれた地域の発展や、個性ある地域の活力なしには、わが国全体の活性化は図れません。しかし、少子高齢化の状況や地域格差をはじめ、地域ごとに事情が異なり、画一的な振興策には限界がありました。

このため、地域経済の活性化と雇用機会の創出などによる地域の活力再生を目的に、平成15年10月、内閣に「地域再生本部」が設置されました(平成19年10月より地域活性化統合本部会合を構成する一本部となっています)。地域再生本部設置の狙いは、国の施策を全国に課すのではなく、地方公共団体が独自に策定する「地域再生計画」を認定し、その計画を支援することで地域再生の実現を図ることにあります。

DBJの取り組み

DBJは、その前身機関の時代から、地域再生支援を投融資重点分野とし、「地域再生計画」に基づく事業に対して、中長期の資金供給等を行ってきました。

民営化後も、平成20年5月に地域再生法の一部改正により創設された「地域再生支援利子補給金制度^{*}」を活用し、地域再生に貢献する事業を支援しています。

^{*}地方公共団体等が独自に作成し、国により認定された地域再生計画に基づく支援措置のひとつ。地域再生に資する事業の実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものです。これにより事業者は低利での資金調達が可能となり、地域再生に資する事業の円滑な実施につながることが期待できます。

投融資事例：日東メディック株式会社 「地域再生計画」対象事業への融資

DBJは、日東メディック(本社：富山県富山市)に対し、点眼薬製造の新たな拠点である第3製剤棟建設工事を対象とした融資を行いました。本件は、「地域再生支援利子補給金」対象事業への融資として全国初のケースとなりました。

日東メディックは、平成6年の設立以来、医薬品のなかでも点眼薬を主体に事業展開をしてきた製薬企業で、第3製剤棟の建設には、増加する需要や受託製造に対応するため、製造能力の増強を図る狙いがあります。

それに加えて、ステロイド製剤と一般製剤の製造エリアの完全分離、あるいは日本のGMP基準(医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準)のほかFDA(アメリカ食品医薬品局)など世界レベルの製造基準に準拠する設計にし、技術競争力の強化を図るものです。

本件融資は、富山県の地域再生計画「『元気とやま』ものづくり産業活性化計画」に定める「ものづくり産業」の一基幹業種である医薬品製造業の事業基盤の強化等に資するもので、この地域における雇用機会の確保・増大にもつながるものと期待されています。



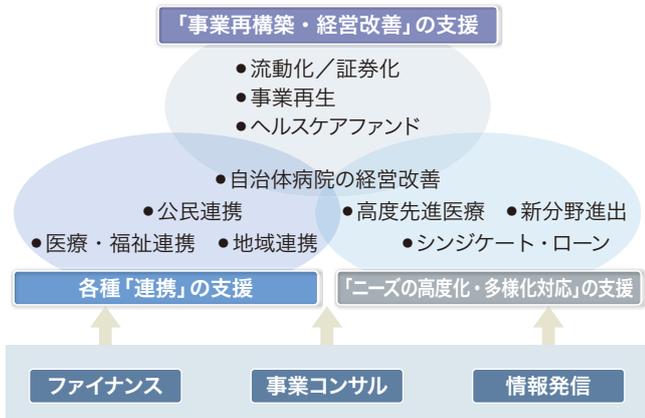
日東メディックの第3製剤棟

ヘルスケア

ヘルスケアをめぐるのは、高齢化の進展、医療制度改革、医療法人のM&A、老朽化した施設の建て替えなどさまざまな課題が存在します。持続的なヘルスケアの提供を行うためには、医師など従事者の技能の向上や関連施設・機器等の整備に加え、財政面の課題の解決も重要なポイントになっています。

DBJの取り組み

DBJでは、日本のヘルスケアの「質」(アクセス、コスト、技術水準を含む)を維持・向上させていくことをミッションに、ファイナンス・事業コンサル・情報発信等を通して、図に示す各分野に取り組んでいます。



ヘルスケア事業向けのコンサルティングについては、DBJはグループのシンクタンクである株式会社日本経済研究所(日経研)と連携しながら、積極的な取り組みを行っています。日経研は医療・病院分野については、病院

PFI事業に関するアドバイザー業務や公立病院に関する経営計画等の検討支援をはじめとするコンサルティング業務を行ってきましたが、この分野への取り組みを一層強化するため、平成20年4月には医療福祉部を立ち上げています。同部では、公立病院向けには経営分析を踏まえた「病院改革プラン」策定等の経営コンサルティング業務や「病院基本計画」策定等のプランニング業務などを行い、民間病院向けには経営改善や事業計画づくり等の経営コンサルティング業務を行っています。そのほか、医療をめぐる諸課題等に関する調査・研究業務なども行っています。

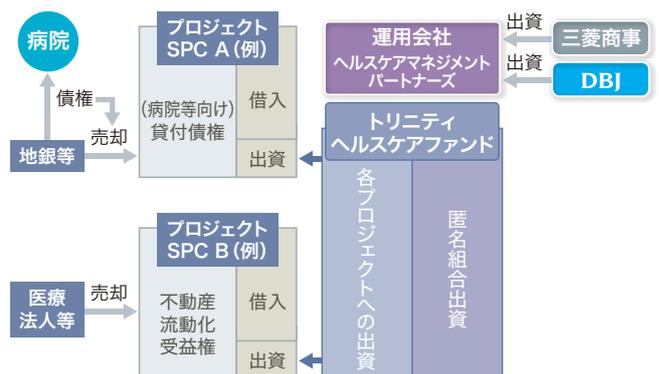
『病院業界事情ハンドブック2009』
平成21年5月末、DBJと日経研が連携して刊行。
病院の経営改善のサポートに向けて、現状を総合的に俯瞰するために必要な情報をコンパクトな形で提供しています。

投融资事例：トリニティヘルスケアファンド ヘルスケア事業者向け事業再生・再構築ファンドへの出資

DBJは、三菱商事株式会社と共同で、ヘルスケア事業者の事業再生・再構築をエクイティの供給により支援するトリニティヘルスケアファンドを設立しました。運用にあたるのは両社の共同出資により設立されたヘルスケアマネジメントパートナーズ株式会社です。

このファンドは、全国の金融機関から、経営支援を必要としている医療機関や介護事業者向けの貸出債権の買い取り、経営改善計画を策定するなど、支援先の経営陣と協力して財務体質と経営体制の強化を図り、収益改善および持続的な経営の安定化を目指します。

■トリニティヘルスケアファンドの概要



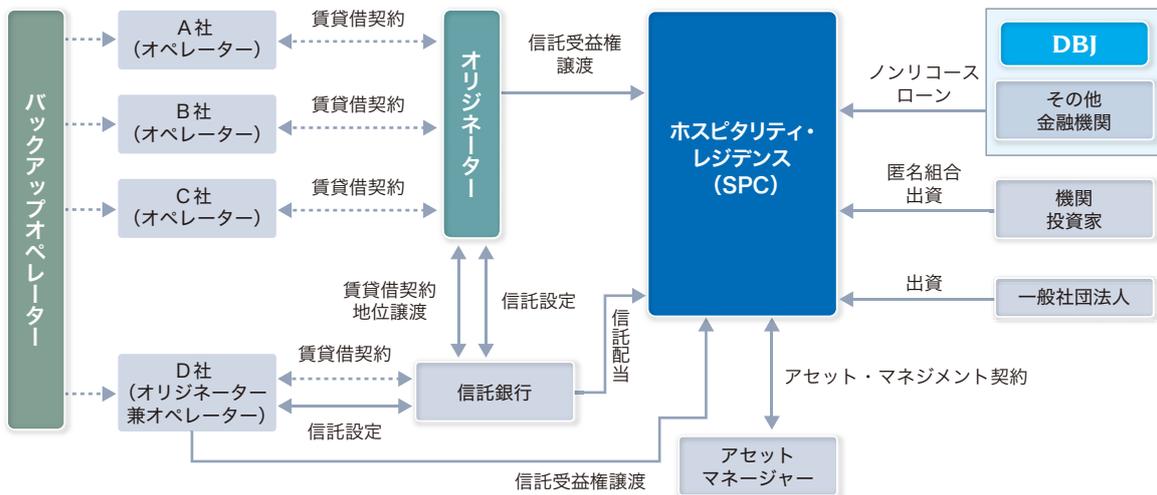
投融資事例：ホスピタリティ・レジデンスファンド 私募型不動産ファンドへのノンリコースローン

DBJは、三井不動産グループの主導により組成された、高齢者向け住宅(介護付き有料老人ホーム等)を対象とした私募型不動産ファンドに対し、他金融機関と協調してノンリコースローンを実行しました。

高齢者向け施設のファンド組成については、一般の不動産投資と比べて事業性の判断が難しく、国内では類似がありませんでしたが、本件に参画した関係者がそれぞれ対象物件の事業性を評価し、組成に結びついま

した。また、施設の継続運営に万全を期すため、バックアップオペレーターを設け、入居者へのサービスが安定的に行われるような工夫もなされています。このようなファンドが普及することで、高いサービス提供力を持つ運営会社(オペレーター)が、オリジネーターから賃借を受けて施設運営をすることが容易になるなどの効果が期待されます。

■ホスピタリティ・レジデンスファンドの概要



投融資事例：JR札幌鉄道病院 病院SPCへのプロジェクトファイナンス

JR札幌鉄道病院は、JR北海道が運営する大型総合病院で、内科・呼吸器科・循環器科・耳鼻咽喉科に強みを持つ地域中核医療機関です。

JR札幌鉄道病院は、老朽化が進んだ病院の建て替えの資金調達に流動化の手法、すなわち新築する病院をSPCを利用して現金化するプロジェクトファイナンスの手法を活用しました。アレンジャーを三菱商事グループのライフタイムパートナーズ株式会社が、共同アレンジャーをDBJが務め、シニアローンを地域金融機関、メザニンローンをDBJが実施し、安定したスキームを構築しています。

また、SPCとからめて外部経営資源(ライフタイムパートナーズのコンサルティング等)を導入しています。



JR札幌鉄道病院の建て替え完成予想図

M&A・事業提携

企業の発展の形が多様化し、「選択と集中」に向けた事業再構築、産業再編などの動きが活発になるなか、M&Aが脚光を浴びるようになりました。M&Aは、事業再構築等を迅速に進めることができるのに加え、既存事業の人的・物的・知的資産を有効活用できることから、積極的な事業再構築・不振事業の再生・活性化等に不可欠かつ有効な手段として認識されるようになりました。

DBJの取り組み

DBJは平成11年から独自のネットワークを活用したM&Aアドバイザー業務を開始しました。これまでの業務で培った広範なネットワークに加え、地銀M&Aネットワーク(80の加盟金融機関(地方銀行、信用金庫)と連携して地域企業のM&Aに取り組む枠組み)を通じて、地域金融機

関との連携を図るとともに、法律・会計事務所等との間に情報インフラとしてのネットワークを整備しています。これにより、多様な業種・事業規模のお客様に対し、戦略的コンサルティング、M&Aの買い手/売り手へのアドバイザー業務、資金供給などのサービスを提供しています。

投融资事例：凸版印刷株式会社 海外企業買収に向けてのM&Aアドバイザー

凸版印刷(本社：東京都千代田区、以下「トッパン」)は、印刷事業を中核に「情報・ネットワーク系事業」「生活環境系事業」「エレクトロニクス系事業」など幅広い分野で事業を展開している会社です。

DBJは、シンガポールの政府系投資ファンドのTemasek(テマセク)にSNP社の株式を売却する意向がある模様との情報を入手しました。SNP社はシンガポール政府印刷局として設立された大手印刷会社で、シンガポール、中国、香港、東南アジアおよび欧米市場向けに事業を展開しており、近年は中国での事業を活発化させています。

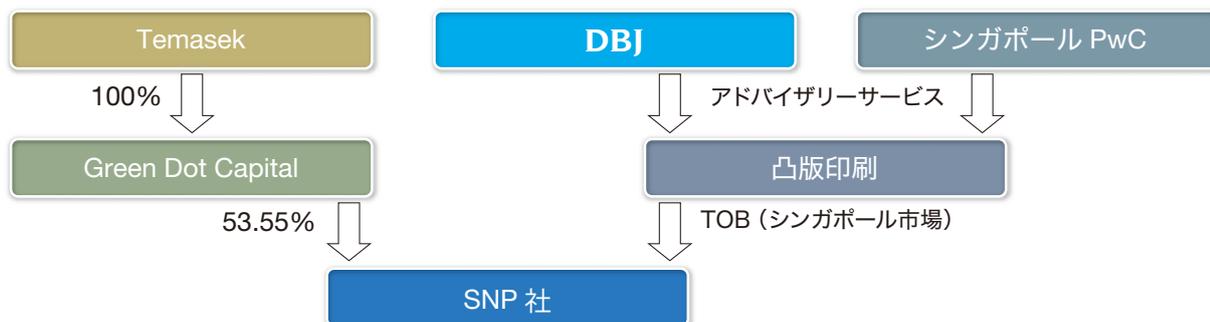
DBJは、SNP社の企業価値や海外での事業展開の状況等に鑑み、トッパンに対して買収の提案を行い、DBJとシンガポールPwC*が共同M&Aアドバイザーとして、この買収

案件をサポートすることになりました。買収交渉は、テマセクが競争入札による売却プロセスに着手したことを受けて急速に進展し、買収監査の実施、独占交渉権の獲得、株式買収契約協議等を経てトッパンとテマセクが最終合意し、TOB手続きに移行したのち、平成20年9月に買収手続きが完了しました。

今後は、トッパンの有する高度な技術とSNP社の製造・販売網の融合により、海外市場での一層の事業の成長が期待されます。

*ニューヨークを本拠地とする世界最大のプロフェッショナルサービスファームである「プライスウォーターハウスクーパース」のシンガポール法人。

■SNP社買収のスキーム



■セーフティネットとしての取り組み

DBJはこれまで、地震や台風といった大規模自然災害が発生した場合の復旧・復興支援や、SARSやBSE等の疫病、テロ、金融システム不安など広範な影響を及ぼす緊急事態が発生し、平時の金融プラットフォームが機能しない場合における緊急対応のための投融資を行っています。

災害復旧対応

社会的課題

災害復旧対応には、①被災地域について十分な知見を有する者が地域事情を勘案して対応にあたること、②重要な基盤インフラの毀損には極めて速やかな復旧対応が必要であることから、基盤インフラ関連の業界や事業に

ついて日頃の取引関係を通じて十分な知見を有し、かつ長期資金の供給ノウハウを有する者が対応することが必要です。

DBJの取り組み

DBJは、阪神・淡路大震災(平成7年1月発生)や新潟県中越地震(平成16年10月発生)などの災害復旧に対応しました。電気・ガス・鉄道・通信・放送・都市開発事業などのインフラ産業から、小売・食品関連などの生活関連事業、地域の雇用や経済活性化に大きな役割を果たす製造業等まで、さまざまな分野の復旧事業への対応を

実施しました。

【参考】災害復旧融資実績累計

阪神・淡路大震災 1,848億円
(平成6年度～平成14年度)
新潟県中越地震 203億円
(平成16年度～平成18年度)

テロ災害等対応緊急ファイナンス

社会的課題

テロ災害など緊急事態へのファイナンスは、日頃の取引関係を通じて十分な知見を有し、かつ運転資金も含め

た資金供給ノウハウを有する者が機動的に対応することが必要です。

DBJの取り組み

DBJは、平成13年度には「緊急対応等支援制度」を創設し、米国同時多発テロ(平成13年9月発生)、SARSなどにより事業環境が急速に悪化した航空業界などに対し、交通・物流体制の維持を図るため、緊急融資を実施しました。

【参考】テロ・SARS対応緊急融資実績累計 4,370億円
(平成13年度～平成16年度)

■情報機能の活用

DBJでは、投融資を中心とする幅広い活動を通して、社会と多面的な接点を持っています。企業をはじめ、国内外の政府、政府機関、国際機関、地方自治体、大学など、多岐にわたる情報チャネルや人的ネットワークを活かし、経済・社会が抱える課題の抽出、中立的な立場からの提言などを行い、質の高い情報発信を行っています。

経済・産業動向調査

産業界との広範な事業を背景に、DBJでは各業種・業界の事情や市場動向、国際競争などについて調査・研究を行っています。それとともに、各産業個別の状況報告書、技術開発等の動きや新産業・イノベーションに関するレポートを作成するなどして、その成果をお客様を中心とする社会に対してフィードバックしています。

(調査例)

◆『DBJ Monthly Overview』

内外の経済産業動向を、月次の景気指標と簡潔なコメントで解説したレポートです。

毎月公表される経済・金融指標の分析を軸に、内外の経済動向を解説しています。近年は、世界的に経済・金融面の連携が一段と拡大していることを受けて、マーケットに関連した視点を充実させているほか、海外での財政金融政策を紹介するなどの充実を図っています。



また、産業動向については、以下のようにタイムリーなトピックスを取り上げて解説しています。

「変革期を迎えた自動車業界～電池が拓く新しい未来」

(『DBJ Monthly Overview』 No.135、平成21年5月)

金融危機の影響で業績が急落した世界の自動車業界について、需要の高まりが予測されるエコカーに着目し、ハイブリッド車および自動車用二次電池をめぐる現状と課題、自動車メーカーと電池メーカーの提携・再編の動向などを整理・分析するとともに、中長期的視点から回復の可能性について検討を加えました。



「少子高齢化社会における小売市場の動向」

(『DBJ Monthly Overview』 No.136、平成21年6月)

減少傾向が続く国内の小売市場について、少子高齢化の進展による世帯構成の変化が小売市場に与える影響を踏まえ、業態別市場規模の推移・好業績企業の特徴などの現状分析を行うとともに、小売市場の将来像や小売企業の中期戦略について展望しました。



◆「DBJ 長期金利 Weekly Outlook」

お客様に対する週次の長期金利動向に関する情報として、毎週最初の営業日に提供しています。日米を中心に、前週のマーケット動向を概説するとともに、今週の主要経済指標や国債入札等のイベントを紹介します。当行エコノミストが週内に公表される重要経済指標や金融政策の影響について解説を行い、経済のファンダメンタルズ分析に基づくマーケット動向を展望します。



◆「金融システム・公共政策の課題と展望

—2008年東大・設研共同主催シンポジウム抄録—

(『経済経営研究』 Vol.30 No.1、平成21年4月)

東京大学金融教育研究センターとDBJ設備投資研究所は、平成20年11月21日に「金融システム・公共政策の課題と展望」と題するシンポジウムを開催しました。本冊子は、このシンポジウムの記録をまとめたものであり、8つの論文報告セッションの要約と、パネルディスカッション「アメリカ発の金融危機と金融業の行方」の議事録を収録しています。



◆「救急医療の現状と課題～(3)救急搬送編～」

(医療レポート、平成21年3月)

救急医療への不安がクローズアップされており、増加の一途をたどる救急需要への対応は重要かつ喫緊の課題となっています。本レポートでは、救急搬送体制と救急需要を取り巻く状況を中心に現状と課題を分析するとともに、課題に対する具体的な対応策の事例を紹介しています。



◆「地球温暖化と経済発展—持続可能な成長を考える」

(Economic Affairs 第9号、東京大学出版会、平成21年3月)

DBJ設備投資研究所による研究成果をまとめた論文集です。宇沢弘文東京大学名誉教授 (DBJ設備投資研究所特別顧問)をはじめ環境経済学の分野で著名な研究者を中心とした12本の論文を収録しています。現在の地球温暖化問題の動向を踏まえ、社会的共通資本の視点から考察を行い、持続可能な経済発展への政策や社会制度のあり方について提言をしています。



設備投資計画調査

DBJは、主な業務のひとつとして長期設備資金の供給に取り組んできました。「設備投資計画調査(アンケート調査)」は、昭和31年以来半世紀に及ぶ長い歴史を持ち、地域別の投資動向の調査、企業についての生きた情報を踏まえた分析などにより、国の経済運営や企業経営、あるいは研究機関や大学における研究・教育などさまざまな場面で活用されています。

(調査例)

◆「2007・08・09年度設備投資計画調査報告(2008年6月調査)」

(『調査』第98号、2008年9月)

企業の設備投資動向をアンケート調査で把握する「設備投資計画調査」の実施後、その分析を踏まえた調査結果を公表しています。



調査・研究と投融資活動の融合

DBJの調査・研究活動の成果は、資料の公表のみならず、全国各地の講演会やセミナー等で紹介されています。さらに、全行的なネットワークを通じた投融資機能にその成果を反映させることで、新たな金融ソリューションとして企業のCSR活動や技術事業化などに役立てられています。

(1)環境分野

環境分野では、地球温暖化対策、循環型社会形成、企業経営の持続可能性などのテーマに対し、国内外の各部門が調査レポートや講演会、専門誌・新聞・雑誌への寄稿などさまざまな形で活動を続けた結果、その成果が平成16年度から開始した「環境配慮型経営促進事業」(DBJ環境格付)融資や地球温暖化対策等の融資メニューとして結実し、多くの企業に活用されています。

(2)防災分野

地震をはじめとする自然災害が発生した場合、いかに対応し事業を継続すべきか——こうした課題に対して、企業には災害等への対策と備えをあらかじめ整えることが求められています。DBJでは、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)をめぐる動向に関する調査や、企業の防災への取り組み調査などを行い、その結果として平成18年度より「防災対応促進事業」(DBJ防災格付)融資を開始しました。

(3)技術分野

技術関連では、バイオエタノールなどの動向調査のほか、技術事業化支援センターが技術評価に関する活動を行い、企業の持つ技術の事業化の支援をしています。

地域への情報提供

(1) 地域振興に向けた情報提供活動

少子高齢化や市町村合併、財政難など、地域を取り巻く環境は厳しさを増し、今まで以上に知恵や工夫が求められる時代になっています。DBJでは、国内本支店・事務所19カ所、海外駐在員事務所・現地法人3カ所(平成21年7月1日現在)のネットワークを活用し、地方自治体、各地域の経済団体、企業など内外のさまざまな事業主体との情報交換等を通じて得られた情報の分析を行っています。その対象は、PPP(Public Private Partnership: 官民パートナーシップ)、観光振興、地域づくりやまちづくり、地方財政など多岐にわたり、分析結果は各種レポート、刊行物、寄稿、講演などの形で提供しています。



(2) 地域づくり支援

地域づくりにDBJのノウハウを活かすため、「地域づくり健康診断」を行っています。「地域づくり健康診断」は、地域診断チームがあらかじめ公表データなどから把握可能な地域の現状分析をもとに、現地取材情報を加え、独自の分析による診断を行い、その結果を解説するものです。

診断結果については地域の方々とディスカッションを行い、それを通して地域の方々自らが地域の課題と可能性を発見し、今後の方向性の検討や行動の契機となるよう支援しています(P.39参照)。



「地域経済活性化の論点メモ—地域経済活性化の概念整理と主な取り組み事例—」(『地域調査研究』Vol.4、平成21年1月)

喫緊の課題である地域経済活性化を議論するための基礎的資料として、地域経済活性化の論点を、具体的な取り組み事例を交えて整理しています。



『地域ハンドブック2009年度版』

地域政策、地域経済、地域社会の現状や地域プロジェクト等の動向を総合的に把握できるよう、「データ編」として地域ブロック・都道府県および主要都市等における経済・産業・生活・行財政等に関する基本的な指標を、「政策編」として主要な地域政策や地域プロジェクトの情報を、それぞれ掲載しています。

財団法人日本経済研究所

(財)日本経済研究所は、「内外の重要な経済問題に関する調査研究を行い、学術の振興に資するとともに、わが国経済社会の発展及び福祉の向上に寄与する」ことを目的に設立された財団法人です。(財)日本経済研究所の活動は、DBJの調査研究部門や大学・研究機関・有識者、また国・地方自治体など数多くの調査関係先および約500社の賛助会員等々、内外のネットワークに支えられ、都市開発、地域開発、社会資本整備、エネルギー、経済・産業などの分野において、日本経済の構造にかかわる課題の

調査に取り組んでいます。

DBJは、(財)日本経済研究所と連携し情報発信を行っています。



マネジメント体制

コーポレート・ガバナンスの状況..... 62

法令等遵守(コンプライアンス)態勢..... 67

リスク管理態勢..... 68

ディスクロージャー..... 71

顧客保護等管理態勢、個人情報保護方針.... 72

人材育成と職場環境づくり..... 73

環境マネジメント..... 75

■コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

DBJは「投融資一体型の金融サービス」を提供する経営における考え方として「企業理念」を定め、企業活動を行ううえでの拠りどころと位置づけています。

企業理念

金融力で未来をデザインします

— 私たちは創造的金融活動による課題解決で
お客様の信頼を築き、豊かな未来を、
ともに実現していきます —

固有の特性

企業理念の実現を支えるため、当行の固有の特性として以下の点を堅持していきます。

①志

当行の共有する価値観＝DNAである「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」を核とした基本姿勢。

②知的資産

当行が培ってきた経験およびノウハウから生まれる産業調査力、金融技術力、R&D(研究開発)力などの知的資産。

③ネットワーク

当行が築いてきたお客様、地方自治体、金融機関等とのリレーションに基づくネットワーク。

また、企業理念の実現に向けて、以下の「行動基準」に従って業務を遂行します。

①カスタマーファースト

お客様の立場に立ち、自ら課題に向かい、成果と喜びを共有する。

②プロフェッショナル

判断力とスキルを磨くことにより、投融資一体型の金融サービスを提供する、国内外を通じてオンリーワンの会社を目指す。

③グローバル&ローカル

時代・世界・地域を見渡した、長期的でフェアな視野を持ち続ける。

④スピード&チームワーク

チーム力を活かし、迅速で誠実な行動でお客様の信頼を築く。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(1) 会社の機関の内容

DBJにおいては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンス強化の観点から、社外取締役を選任しています。

また、経営会議の諮問機関として、アドバイザリー・ボードを設置し、DBJの経営戦略をはじめ経営全般に対して独立した立場から助言をいただきます。

さらに、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置し、取締役の報酬制度等について審議します。

<取締役会および取締役>

取締役会は9名で構成されています。経営の透明性確保等の観点より、そのうち2名を社外取締役としています。なお、

当事業年度(平成20年度：平成20年10月から平成21年3月までの6カ月間)においては、取締役会を7回開催しています。

社外取締役は以下の2名です。

三村 明夫(新日本製鐵株式会社代表取締役会長)

植田 和男(東京大学経済学部教授)

<監査役会および監査役>

監査役会は5名の監査役で構成されています。なお、当事業年度(6カ月間)においては、監査役会を7回開催しています。

会社法の規定に基づき、5名のうち過半数(3名)は社外監査役です。なお、常勤監査役は3名で、うち1名は社外監査役です。社外監査役を含む監査役の職務を補助する

ために、監査役会の指揮のもとに、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しています。

社外監査役は以下の3名です。

齋藤 博(元日本証券金融株式会社代表取締役副社長)(社外常勤監査役)

伊藤 眞(早稲田大学大学院法務研究科客員教授・弁護士)

八田 進二(青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)

<業務監査委員会>

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定および審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しています。なお、当事業年度(6カ月間)においては、1回開催しています。

<報酬委員会>

報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として社外取締役を含む取締役からなる報酬委員会を設置し、DBJに相応しい役員報酬制度のあり方等について検討を行っています。

<経営会議>

取締役会より業務執行の決定権限等を委任される機関として経営会議を設置しています。

経営会議は、経営に関する重要事項を決定します。なお、当事業年度(6カ月間)においては、25回開催しています。

<経営会議傘下の委員会等>

経営会議の傘下の機関として委員会等を設置し、各分野の専門的事項について決定(取締役会、経営会議にて決定されるものを除く。)および審議を行っています。

なお、委員会等の概要は以下のとおりです。

①ALM・リスク管理委員会

ポートフォリオのリスク管理およびALM運営に関する重要事項の決定および審議

②一般リスク管理委員会

法令等遵守、顧客保護等管理、オペレーショナル・リスク管理、システムリスク管理等に関する重要事項の決定および審議

③投融資決定委員会

投融資案件および投融資管理案件に関する決定および審議

④新商品等審査会

新商品の取り扱いまたは新業務の取り組みの開始に関する決定および審議

⑤投融資審議会

投融資案件の事前審議およびモニタリング

⑥海外業務委員会

海外業務の戦略および運営・管理態勢に関する事項の審議

<アドバイザー・ボード>

DBJの経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザー・ボードを設置しています。

アドバイザー・ボードは次の社外有識者および社外取締役により構成されています。

①社外有識者(五十音順、敬称略)

小川 是(株式会社横浜銀行頭取、社団法人全国地方銀行協会会長)

上條 清文(東京急行電鉄株式会社代表取締役会長)

橘・フクシマ・咲江(コーン・フェリー・インターナショナル株式会社日本担当代表取締役社長)

張 富士夫(トヨタ自動車株式会社代表取締役会長)

橋本 徹(前ドイツ証券株式会社会長、みずほフィナンシャルグループ名誉顧問)

②社外取締役

三村 明夫(新日本製鐵株式会社代表取締役会長)

植田 和男(東京大学経済学部教授)

マネジメント体制

<主務大臣の認可事項>

新DBJ法（株式会社日本政策投資銀行法）により、DBJは財務大臣の認可を受けなければならないものが規定されています。

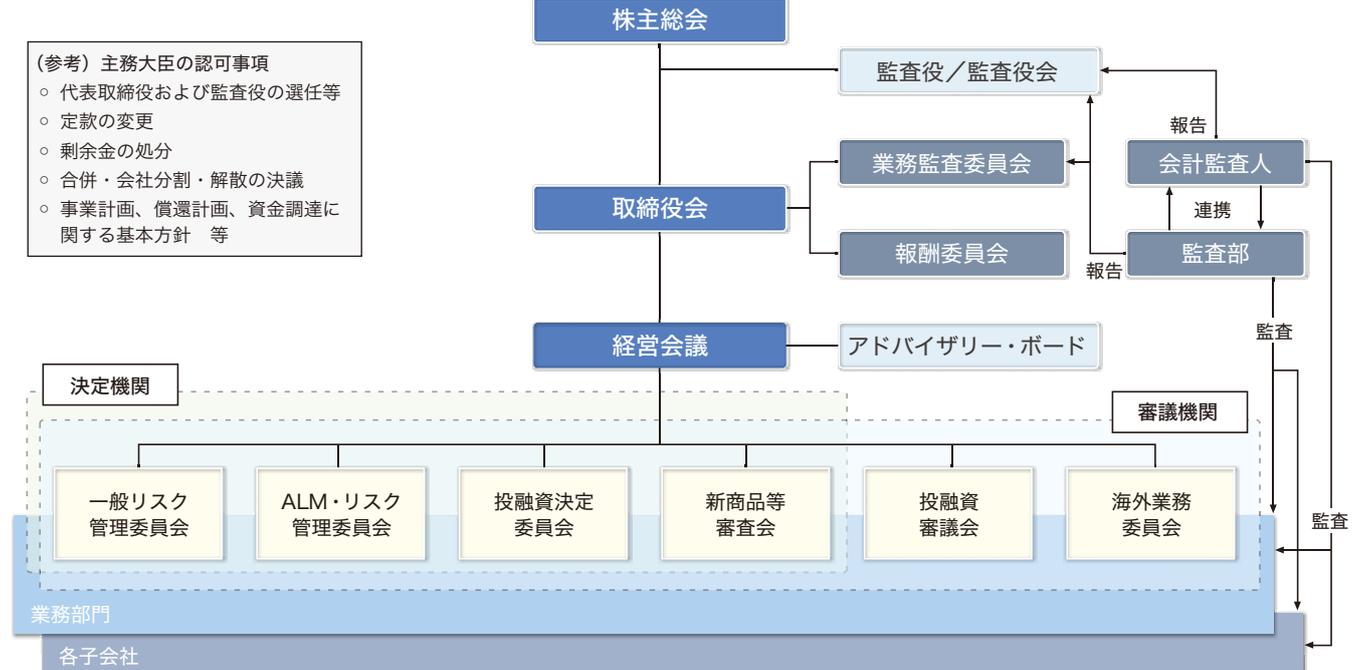
主な認可事項は以下のとおりです。

- 代表取締役および監査役の選任等
- 取締役の兼職

- 定款の変更
- 剰余金の処分
- 合併・会社分割・解散の決議
- 事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針等

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にすると、以下のとおりです。

■業務執行・監督等の仕組み



<執行役員制度>

業務執行に関する責任の明確化および意思決定の迅速化を図るべく、DBJにおいては執行役員制度を導入しています。常務執行役員8名（取締役兼務者を除く。）および執行役員5名が取締役会において決定された担当職務を執行します。

(2)内部統制システムの整備の状況

業務の健全性を確保するために、会社法に基づきDBJの業務の適正を確保するための態勢（内部統制システム）を「内部統制基本方針」として取締役会において定めています。

具体的には、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢等をDBJの経営上重要な課題として位置づけ、各規程類の制定、担当部署の設置その他態勢の整備を行っています。

「内部統制基本方針」(全文)

(目的)

第1条 本方針は、会社法（以下「法」という。）第362条第4項第6号、同第5項、同法施行規則（以下「施行規則」という。）第100条第1項及び同第3項の規定に則り、当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について定めるものである。

(取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第2条 取締役及び取締役会は、法令等遵守が当行の経営における最重要課題の1つであることを認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念及び法令等遵守基本方針を定める。

2. コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム及び内部規程類の制定等を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための態勢を整備する。
3. 法令等遵守の推進及び管理にかかる委員会や法令等遵守を担当する役員及び統括部署を設置する。
4. 法令等に違反する行為及び法令等遵守の観点から留意を要する事項を早期に把握し解決するために、コンプライアンス・ホットライン制度を設置する。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備する。
6. 取締役会は、法令等遵守を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、業務執行にかかる部署から独立した内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制)

第3条 取締役の職務の執行にかかる情報については、適切に保存及び保管を行い、また、必要に応じて閲覧が可能となるようにする。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第4条 経営の健全性を確保するため、業務遂行において生じる様々なリスクの特性に応じて、リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールからなるリスク管理プロセスにより適切にリスクを管理する。

2. 統合的リスク管理のための管理態勢を整備する。リスク管理に係る委員会やリスク管理を担当する役員及び担当部署を設置する。
3. リスクを以下に分類したうえで、それぞれのリスク管理方針を定める。
 - ①信用リスク、②投資リスク、③カントリーリスク、④市場性信用リスク、⑤市場リスク、⑥市場流動性リスク、⑦資金流動性リスク、⑧決済リスク、⑨オペレーショナルリスク
4. 上記のリスクを可能な限り統一的な手法により計量化したうえで、リスクガイドラインを定めて管理を行う。
5. 災害発生時に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、危機事態における業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保するために必要な態勢を整備する。
6. 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第5条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。

2. 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。

経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関または一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

3. 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる規程類の整備を行い、職務執行を適切に分担する。
4. 意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入し、その責任及び役割等については執行役員規程等に従うものとする。

(当行及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第6条 取締役会は、企業理念を制定し、当行グループとしての業務の適正を確保する。

2. 取締役会は、子会社等の業務の規模や特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の観点から適切な措置を取る。
3. 取締役会は、子会社等の間で業務運営に関する報告及び指導等の管理態勢を整備する。
4. 内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて子会社等に対する内部監査を実施し、取締役会に監査結果を適時適切に報告する。

(監査役の職務を補助する使用人に関する体制)

第7条 監査役の職務を補助する専属の組織として、監査役の求めに応じて、監査役室を設置し監査役会の指揮の下におく。

(監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項)

第8条 監査役の職務を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項は、監査役会の意向を尊重する。

(取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制)

第9条 取締役及び使用人は、当行の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する。

2. 取締役及び使用人が当行の信用または業績について重大な被害を及ぼす事項またはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する。
3. 監査役は、職務の遂行に必要な事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第10条 監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他重要な会議に出席することができ、必要に応じて意見を述べることができる。

2. 代表取締役は、監査役と定期的または監査役の求めに応じ意見交換を行うとともに、監査役の監査環境の整備に協力する。
3. 内部監査部門は、監査役との間で内部監査計画の策定、内部監査結果等について、定期的または監査役の求めに応じて意見交換及び連携を図る。
4. 取締役及び使用人は、監査役が行う監査活動に協力し、監査役会規程及び監査役監査基準その他に定めのある事項を尊重する。
5. 取締役及び使用人は、会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できる態勢の整備に協力する。

(3) 内部監査および監査役監査の状況

DBJは、執行部門から独立した取締役社長直属の部署として監査部を設置し、DBJの業務運営全般に係る法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価および改善のための提言を実施しています。

監査計画、監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会で審議決定され、取締役会に報告される仕組みとなっています。

なお、平成21年6月25日現在の監査部の人員は20名となっています。

監査役会および監査役は、監査方針および監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しています。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、支店の往査等を行っています。

(4) 会計監査の状況

DBJは、会計監査人として監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けています。当期において業務を執行した公認会計士（指定社員）は、小野行雄氏（継続監査年数^{*}1年）、梅津知充（同1年）氏および吉田波也人氏（同1年）です。

^{*}継続監査年数は、会社法監査の継続年数を記載しています。金融商品取引法監査の継続監査年数については、小野氏が1年、梅津氏が1年および吉田氏が1年となります（なお、監査対象年度を基準にした年数です）。

補助者は、公正価値評価専門家、システム専門家、アクチュアリー専門家も含め、計24名となっています。

また、DBJでは、監査役、監査部および会計監査人は、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、有効かつ適切な監査を行うための連携に努めています。

(5) 社外取締役および社外監査役の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害關係の概要

社外取締役である三村明夫氏は新日本製鐵株式會社の代表取締役会長ですが、DBJとの間に特別な利害關係はありません。なお、DBJは、新日本製鐵株式會社との通常の營業取引があります。

その他の社外取締役および社外監査役と、DBJとの間に特別な利害關係はありません。

DBJは、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しています。

(6) 社外取締役および社外監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

DBJは、定款において社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しています。

(7) 取締役の定数

DBJの取締役は13名以内とする旨を定款で定めています。

(8) 取締役の選任の決議要件

DBJは、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

(9)取締役および監査役の責任減免

DBJは、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めています。

(10)株主総会の特別決議要件

DBJは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。

■法令等遵守(コンプライアンス)態勢

法令等遵守については、具体的に以下のとおり取り組んでいます。

法令等遵守がDBJの経営における最重要課題のひとつであることを認識し、役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念、法令等遵守基本方針および法令等の遵守に関する規程を定めています。

DBJではこうした法令等遵守に関する基本規程のほか、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラムの制定・行内周知を通じて、以下の概要にて法令等遵守の徹底に取り組んでいます。

法令等の遵守に関する方針

DBJでは、法令等の遵守に関する規程において法令等の遵守に関する方針を、以下のとおり定めています。

- ① 役職員は、DBJの社会的使命および銀行の公の責任を深く自覚し、かつ個々の違法行為および不正な業務がDBJ全体の信用の失墜を招き、新DBJ法に定めるDBJの目的の履行に多大な支障を来すことを十分認識し、常に法令等を遵守した適切な業務を行わなければならない。

- ② 役職員は、業務の適法性および適切性に関してDBJが国民に対する説明責任を有することを十分自覚して、業務を行わなければならない。

法令等の遵守態勢

DBJでは、法令等の遵守に関連する事項の企画・立案および法令等の遵守の総合調整を行う統括セクションとして法務・コンプライアンス部を設置しています。また、法令等遵守に関する決定機関として一般リスク管理委員会を設置し、法令等遵守の実践状況の把握や行内体制の改善等について審議しています。

またDBJでは、法令等に違反する行為を早期に発見し解決すること等を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設けています。

■リスク管理態勢

DBJでは、経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題として認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

リスク管理態勢

DBJでは、業務を継続的に遂行する前提となる財務の健全性維持と業務の効率性改善の両立を図るため、リスク管理を行っています。具体的には、管理すべきリスクの管理部門を明確化し、リスクカテゴリーごとの適切な管理を進めるとともに、ALM・リスク統括部を統括部門とするリ

統合リスク管理という観点においては、担当取締役の業務職掌のもと、ALM・リスク統括部において、DBJ全体のリスク量総枠を一定の目標水準にコントロールするとともに、各リスクカテゴリー別にリスクガイドラインを設定した統合リスク管理を行っています。

スク管理態勢を構築しています。ALM・リスク管理委員会は、総合的なリスク管理に関する基本方針を定めるとともに、各リスクについて定期的にモニタリングを行っています。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスク管理には、個別案件の与信管理および銀行全体としてのポートフォリオ管理が必要です。

個別案件の与信管理

DBJは、投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。またDBJは、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。「資産自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか経営陣に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。

DBJでは、個別案件の審査・与信管理にあたり、営業担当部署と審査部署を分離するなど、相互に牽制が働く態勢としています。また、投融資決定委員会を開催し、個別案

件の管理・運営における重要事項を審議しています。これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

①債務者格付制度

DBJの債務者格付は、取引先等の信用状況を把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

②資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分および担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、または価値の毀損の危険性の度合に応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

ポートフォリオ管理

ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の与信期間に発生すると予想される損失額の平均値である期待損失(EL: Expected Loss)と、一定の確率で生じ得る

最大損失からELの額を差し引いた非期待損失(UL: Unexpected Loss)によって把握され、ELとULの計測結果をALM・リスク管理委員会に報告しています。

こうしたモニタリングや対応方針の検討を通じて、リスクの制御およびリスクリターンの改善について鋭意検討を進めています。

市場リスク・流動性リスク管理

市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式など、市場のさまざまなリスク要因の変動により、保有する資産・負債(オフバランス取引を含む。)の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、DBJでは主に金利リスクと為替リスクに大別されます。

①金利リスク

金利リスクとは、金利の変動にともない損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。

DBJは、融資業務に付随する金利リスクに関し、キャッシュフロー・ラダー分析(ギャップ分析)、VaR(Value at Risk)、金利感応度分析(Basis Point Value)等に基づいたリスク量の計測・分析を実施しています。また、この融資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、DBJはトレーディング(特定取引)業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

②為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクです。DBJの為替リスクは外貨建融資および外貨建債券発行により発生します。これについては、通貨スワップ等を利用することによりリスクヘッジを行っています。なお、スワップにともなうカウンタ

ーパーティリスク(スワップ取り組み相手が義務を履行できなくなるリスク)については、スワップ取り組み相手の信用力を常時把握するとともに、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間期のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金流動性リスク)と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)があります。

DBJにおける資金調達は主に、預金をはじめとする短期資金ではなく、社債や長期借入金に加え、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債などの長期・安定的な資金に依拠しています。

また、不測の短期資金繰り調整等に備え、手元資金は安全性と流動性を勘案しているほか、複数の一般金融機関との間で当座貸越枠の設定等も行っています。

さらに、日銀決済のRTGS(Real Time Gross Settlement: 1取引ごとに即時に決済を行う方式)を活用して営業時間中の流動性を確保するとともに、決済状況について適切な管理を実施しています。

DBJでは、信用リスクのみならず、市場リスク・流動性リスクについても、ALM・リスク管理委員会において審議を行っています。

オペレーショナル・リスク管理

DBJでは、内部プロセス・人・システムが不適切もしくは機能しないこと、または外性的事象が生起することから生じる損失に係るリスクを、オペレーショナル・リスクと定義しています。DBJにおいては、リスク管理態勢の整備等の取り組みを通じて、リスクの削減と顕在化の防止に努めています。

オペレーショナル・リスク管理については、一般リスク管理委員会において審議を行います。

オペレーショナル・リスク管理のうち、特に事務リスク管理およびシステムリスク管理については、以下のとおりです。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。DBJにおいては、マニュアルの整備、事務手続きにおける相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生防止に努めています。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動などシステムの不備等にもない損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを指します。DBJにおいては「システムリスク管理規程」に基づき、システムリスク管理を一元的に行うためにシステムリスク管理部門を設置し、情報システムの企画・開発、運用および利用の各局面におけるセキュリティスタンダードを定めることにより、全行的なシステムリスク管理態勢の充実、システムリスク管理業務の適切な遂行に努めています。

■ディスクロージャー

DBJは、広報・IRが経営とステークホルダーの皆様とを結ぶ大切な機能であるととらえています。そして、広く市場や社会から信頼されることを目指し、ステークホ

ルダーの皆様がDBJの現状および業務運営の方針等を正確に把握できるよう、広報・IR活動を通じて情報開示に努めています。

広報・IRに関する基本的な考え方

DBJは、広報・IR活動を行う際には、関係法令およびステークホルダーの皆様との信義を遵守し、品位の保持を図るとともに、適時・適切な情報開示および明瞭かつ正確な表示を行うように努めます。

DBJはまた、個人情報・顧客情報等について、本人・関係者の権利を侵害する開示や取引の信義に反するような表示は行いません。

広報・IR体制

広報・IRに関する事項の統括部である経営企画部が、行内外の情報流通の中心的役割を担い、出版物やインター

ネットなどさまざまなツールを利用した情報開示を行っています。

情報開示資料など

DBJは、次のような各種開示資料や広報誌、ウェブサイト等を通じて、幅広い情報開示を行っています。

①法令等に基づく情報開示資料

- 有価証券報告書
- 有価証券届出書
- 事業報告

②自主的な情報開示資料

- CSR・ディスクロージャー誌
- Annual Report & CSR Report
- 決算開示資料

③その他

- 『季刊DBJ』(広報誌)
- 「DBJニュースダイジェスト」(メールマガジン)
- ウェブサイト

<http://www.dbj.jp/>

(平成20年10月よりリニューアルしました。)



■顧客保護等管理態勢、個人情報保護方針

DBJは、顧客保護等管理態勢の整備・確立が、金融機関の業務利用者の保護および利便の向上の観点のみならず、

DBJの業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であると認識しています。

顧客保護等管理基本方針・個人情報保護宣言

DBJは、法令等を厳格に遵守し、お客様の利益の保護および利便性向上のために、「顧客保護等管理基本方針」を定め、さらにこれに基づいた内部規程を策定しています。またこれらについて、説明会等により行内の周知を図っています。

「顧客保護等管理基本方針」は以下のとおりです。

- ①お客様との取引に際しては、お客様に対して、法令等に基づいた正確かつ適切な情報提供および説明に努めます。
- ②お客様からの相談、要望および苦情については、お客様

の視点に立ち、真摯に受けとめると同時に、業務運営への適切な反映に努めます。

- ③お客様に関する情報は、法令等に従って適切に取得し、安全に管理すると同時に、お客様との取引に関連して、DBJの業務を外部委託する場合は、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう管理します。

なお、個人に関する情報については、「個人情報保護宣言」を制定・公表し、適切な取り扱いを行うことを宣言しています。

個人情報保護宣言

1. 取組方針について

当行は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、当行が各種業務を行うにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に加えて、当宣言をはじめとする当行の諸規程を遵守し、お客様の個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

2. 個人情報の適正取得について

当行は、お客様の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。

3. 個人情報の利用目的について

当行は、お客様の個人情報について、利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。当行におけるお客様の個人情報の利用目的は、当行のウェブサイト等に公表し、それ以外の利用目的につきましては、それぞれ取得する際に明示いたします。

4. 個人情報の第三者提供について

当行は、お客様の同意をいただいている場合、同意が推定できる場合及び法令等に基づく場合を除き、原則としてお客様の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲において個人情報の取扱いを委託する場合、

合併等の場合および別途定める特定の者との間で共同利用する場合には、お客様の同意をいただくことなく、お客様の個人情報を提供することがあります。

5. 安全管理措置について

当行は、お客様の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施いたします。また、お客様の個人情報を取扱う役員や委託先について、適切に監督いたします。

6. 個人情報の取扱いの継続的改善について

当行は、情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて当宣言を適宜見直し、お客様の個人情報の取扱いについて、継続的な改善に努めてまいります。

7. 開示請求等手続きについて

当行は、お客様に関する保有個人データの利用目的の通知、内容の開示のご請求、保有個人データの内容が事実と反する場合等における訂正・追加・削除、利用の停止・消去・第三者提供の停止のご請求等につきましては、適切に対応を行うよう努めてまいります。

8. お問い合わせについて

当行の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、誠実に対応を行うよう努めてまいります。

■人材育成と職場環境づくり

DBJが金融機関としての価値を発揮するうえで重要であるとする資産は「人」です。そこで、職員一人ひとりを「人財」としてとらえ、その能力開発に力を入れています。DBJは、体系的な人材育成制度の構築と安心できる

職場環境づくりに積極的に取り組むことにより、職員の質の高いパフォーマンスを引き出し、金融分野の牽引力の源となるよう日々努めています。

人材開発ビジョン

DBJは、時代の要請に応じてその役割を大きく進化・発展させてきました。こうした革新性は、日進月歩の金融分野において、常に時代をリードすることを求められるDBJにとって極めて重要です。

このためDBJにおいては、人材開発に関して「ゼネラリストを超えたスペシャリスト」というビジョンを掲げ、金融のプロフェッショナルとしての自律的かつ先駆的な

行動を促す人材育成を行っています。スペシャリティを身につけることはもちろん重要ですが、刻々と変化する時代のニーズに対応するためには、幅広い経験と奥深い知見、そして全体を俯瞰する力も必要です。こうした考えのもと、ジョブローテーション、人事評価および教育・研修などの人材育成制度を構築しています。

「目標マネジメントシステム」の活用

DBJでは、職員が自律的に業務に取り組み、かつその行動を変革していけるよう、また、そうした取り組みを適正に評価するため、「目標マネジメントシステム」を導入しています。これは、職員一人ひとりが、上司との面談を通じて目標設定を行い、フィードバックを受けることで、自

律的にPDCA (Plan-Do-Check-Act) サイクルを回す仕組みで、その充実に力を入れています。特に目標設定については、中長期的な視点で行内外の価値向上に取り組むことをより重視しており、実績の賞与等への反映と併せ、職員のモチベーションアップも図っています。

安心できる職場環境づくり

DBJでは、安心できる職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。

職員が働きやすい環境を整えるため、セクシャルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止に関して、周知徹底を図るとともに、相談窓口を設置して対応しています。また、心身の健康サポートに関しては、定期健康診

断に加え、研修を通じてのケアや職員だけでなく家族も利用可能な外部専門事業者によるカウンセリング窓口の設置などメンタル面でのサポート体制も整えています。

そして、意欲のある職員が長く仕事を続けられるよう、出産・育児に係る休暇制度、介護休暇制度および定年後継続雇用制度等を率先して導入しています。

充実した人材育成制度

金融のプロフェッショナルとして活躍する職員を支えるのは、充実した教育・研修制度です。DBJでは、階層等に応じた必須研修と職員のスキルや志向に応じて選択

できる自己啓発研修を組み合わせることで、職員一人ひとりが計画的に自己のキャリアを描くことが可能となっています。

マネジメント体制

平成20年度からは、高度な金融業務を担う前提となる基礎的な知識の習得・理解の深化を図るべく、「DBJ金融アカデミー」を新設し、「金融基礎講座」や「コーポレート・ファイナンス」「バリュエーション/ケーススタディ」等の講座の充実に注力しています。

また、年齢にかかわらず責任ある仕事を任せる実践的なOJTに加え、複数の部署を経験した後、スキルやキャリアに応じて中長期的な配属を実施するジョブローテ-

ションにより、中長期的なビジョンを持って実務経験を積み、能力開発を行うことができます。

さらに、グローバル化が進むなか、国内外を問わず活躍できる職員の育成を図るため、海外の大学院への留学制度をより充実させるとともに、国際機関をはじめ内外の研究機関・企業、諸官庁など多様な外部機関に積極的に職員を派遣して、能力開発とネットワーク拡充の支援をしています。

■DBJの人材育成制度

職位	階層別必須研修		選択制研修				業務関連(自己啓発)		外部派遣等
	ライフプラン研修 マネジメント研修 キャリア・ディベロップメント・プラン研修 入行2次研修 DBJ金融アカデミー 新人導入研修	トップマネジメント研修 マネジメント研修	・投融資実務研修 ・格付・資産査定研修 ・貸付金利基礎研修 ・債権管理研修 等	・コンプライアンス研修 ・法律実務研修 ・会社法・金融関連法務研修 等	・基礎的ナレッジ分野 ・会計基礎関連研修 ・税法研修 等	・ストラクチャードファイナンス研修 ・シンジケート・ローン研修 ・新産業創造セミナー ・環境・防災セミナー 等	・ファイナンス理論研修 ・ファイナンス・ケーススタディ研修 ・バリュエーション研修 ・エクイティ関連研修 ・RM業務研修 等	・共通スキル分野 ・問題解決、コミュニケーション ・ロジカルシンキング ・英会話 ・ビジネススマナー 等	通信教育、夜間通学講座、公的資格取得
自律的なキャリア開発 計画的・継続的な人材開発	マネジメント能力・リーダーシップ等の涵養	行内手続き・基本実務の習得	金融法務の習得	財務会計知識の習得	金融スキルの習得など 戦略・重点分野	業務遂行の基礎となる能力の習得	金融知識等	業務関連知識の涵養、専門的知識の習得、人材育成	
		業務上必要な知識・スキルの習得			戦略・重点分野への対応		業務上必要な知識・スキルの習得		

より高いモラルを求めて

半世紀にわたり総合政策金融機関として日本経済を牽引し、今後は、今まで培った長期的視点、中立性、パブリックマインド、信頼性を大切にする民間金融機関へと変貌するDBJにおいて、職員一人ひとりにはより一層高いモラルが求められます。

DBJでは、以前から、法令等遵守を徹底させる「コンプライアンス研修」、環境に配慮した行動を促す「環境マネジメント研修」、不正アクセスや情報漏洩等のリスクに対応するための「情報セキュリティ研修」などの受講を職員各人に義務づけ、モラルの向上に努めています。今後こうした取り組みに一層注力していきます。

■環境マネジメント

DBJは、社会・環境・経済というトリプルボトムラインの調和の実現を通じた「より豊かで持続可能な社会の実現」を目指すべく、環境問題の解決を人類共通の重要

課題ととらえ、環境に配慮した経済社会の形成に貢献することを目的として、「環境基本方針」を定め、取り組みを進めています。

環境保全への取り組み

DBJは、自ら環境保全活動を体系的かつ継続的に展開することにより、経済社会の持続的発展への寄与を図るべく、投融資活動を通じた環境保全に資する取り組みを実施しています。

①投融資活動を通じた環境対策の推進

DBJは、投融資活動を通じて、地球温暖化防止、循環型社会形成等に資するプロジェクトを支援し、また、お客様の環境配慮型経営の推進をサポートし、お客様の環境対策に寄与することを通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

②環境コミュニケーションを通じた啓発の推進

DBJは、環境問題についての継続的な調査研究・提言等を通じて、環境意識の向上や環境関連の課題への取り組みを支援し、持続可能な社会の実現に貢献します。

③オフィスにおける環境配慮活動の推進

環境法規制を遵守するとともに、DBJの業務活動から

生じる環境負荷の軽減に向けて、以下の活動を推進することにより、環境に配慮したオフィス環境の形成に努めます。

- 省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進
- 環境配慮物品の調達促進
- 環境汚染の予防

DBJはまた、平成13年6月、日本の銀行として初めてUNEP(国連環境計画)の金融機関声明に署名し、UNEPと金融機関の自主的協定に基づく団体UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)に加盟しました。さらに、平成14年11月にはISO14001の認証を取得するなど、環境保全と持続可能な社会の実現に関する取り組みを組織的に推進してきました。

現在は、このような取り組みを自主的に展開し、支店・事務所の所在する地域においても推進しています。

環境管理体制

DBJでは、経営企画部広報・CSR室担当役員を環境管理責任者とする体制のもと、役職員全員参加で環境マネジメント活動を行っています。

<環境管理責任者>

環境管理責任者は、経営企画部広報・CSR室担当役員とし、環境教育・研修実施の確認を行うとともに、環境年度目標の承認等を行います。

<一般リスク管理委員会>

経営会議傘下の一般リスク管理委員会において、環境年度目標や環境マネジメントレビューの審議を行います。

<経営企画部広報・CSR室>

DBJの環境マネジメント活動の運営に関する事務は、経営企画部広報・CSR室が行い、環境年度目標の立案に加え、環境年度目標の達成状況や法規制等の遵守状況の管理等を行います。

マネジメント体制

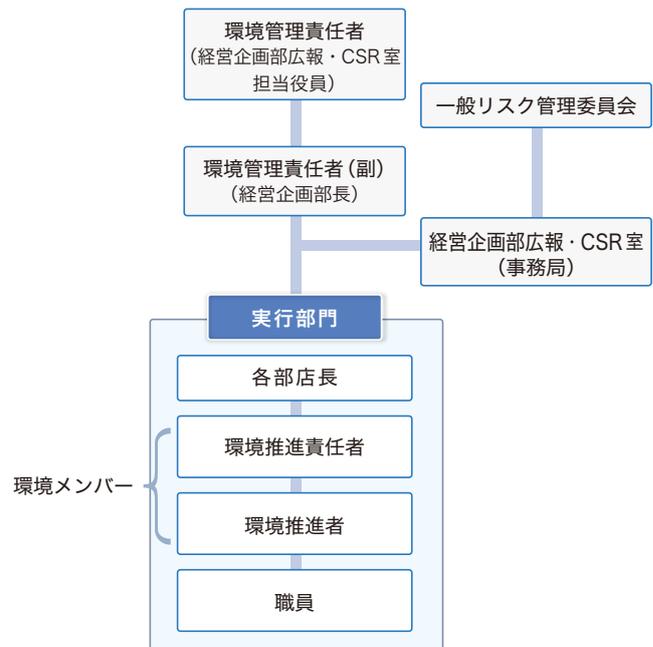
<環境推進責任者>

環境マネジメント活動を推進するために、各店舗に環境メンバーとして環境推進責任者および環境推進者を置いています。環境推進責任者は、環境推進者を指名するとともに、環境年度目標の達成状況の管理等を行います。

<職員>

環境マネジメント活動の実施・推進を行います。

■環境管理体制



平成20年度（平成20年4月～平成21年3月）の環境マネジメント活動

<グリーン購入への取り組み>

DBJでは、平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（通称「グリーン購入法」）に基づき、環境負荷の低減に効果のある物品やサービスの購入に取り組んでいます。

■代表的品目についてのグリーン調達実施状況

	平成20年度調達実績
紙類	100%
文具類	89～100%
オフィス家具類	89～100%
OA機器	87～100%
照明	100%
インテリア	実績なし

■省資源・省エネルギーへの取り組み状況

	平成20年度		平成21年度 目標
	目標(注1)	実績(注1)	
コピー・印刷用紙使用量	△1%	13.1%	△1%(注2)
廃棄物排出量	△1%	△8.2%	△1%(注3)
電力使用量	△1%	7.8%	△1%(注2)

注1. 平成20年度目標値・実績値は平成19年度比。

2. コピー・印刷用紙使用量および電気使用量については、当行融資件数あたり平成20年度実績比1%減。

3. 廃棄物排出量については、平成19年度実績値に定期異動による増加量を加えた値から1%減。

<各部店の環境マネジメント活動>

DBJでは、各部店の環境マネジメント活動を促進するため、優れた環境活動を行っている部店を表彰しています。表彰部店は、年度当初に設定した環境年度目標を一定程度達成している部店のなかから、活動が個人に限定されていないか（参加率）、地域と共同で環境活動を行っているか、などの観点で選定しています。

■表彰部店

○公共ソリューション部(現 事業開発部)

「こでん回収」の実施

不要となったデジカメ、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーなど小型の電子・電気機器等を回収し、レアメタル等希少資源のリサイクルと適正処理を検討する「こでん回収試験」が秋田県大館市を中心に平成18年12月から実施されています。

DBJは、この試験に協力しています。本店の食堂ほか3カ所に回収ボックスを設置し、小型電子・電気機器と同付属品の合計210件の「こでん回収」を行いました。



○企業金融第6部(現 地域企画部、中堅・成長企業ファイナンスグループ)

使用済み切手の回収

役職員宛に届く郵便物に貼られた切手を切り取って集め、(社)日本キリスト教海外医療協力会へまとめて送付しています。これにより、アジアやアフリカなどの保健・医療事情向上をサポートしています。



○北海道支店

洞爺湖サミット記念 環境総合展2008への出展

平成20年6月、「北海道洞爺湖サミット記念 環境総合展2008」実行委員会のアドバイザーを務めるとともに出展し、DBJ環境格付融資など、DBJの環境に対する取り組みを紹介しました。

なお、このような取り組みが評価され、北海道洞爺湖サミット道民会議会長の高橋はるみ北海道知事から感謝状が授与されました。



○四国支店

森林間伐活動への参加

平成20年10月、三井物産株式会社が主催する間伐*活動に参加しました。NPO法人による間伐の講義を受けた後、間伐作業に参加し、地元の方々との交流も深めました。



*間伐：森林保全方法のひとつ。立木密度を減少させることで、残った木の成長を促し、森林全体を健康にするために、樹木の一部を伐採すること。

○南九州支店

桜島での清掃活動

霧島・屋久国立公園内にある鹿児島県の象徴「桜島」。平成20年11月、観光地としても有名な桜島の臨海レジャーエリアの清掃活動に参加しました。このエリアには、海からの漂着物も多く、景観にも影響を及ぼしています。地元観光資源の保全のため、今後もこうした取り組みを進めます。



近年の環境分野への主な取り組み

平成11年	10月	日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)の目的に「持続的発展」を明記
平成13年	4月	グリーン調達、環境研修開始
	6月	UNEP(国連環境計画)の「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明」に署名(邦銀初)
	10月	UNEP「環の国金融機関環境会議」を主催
平成14年	3月	UNEPリオ総会にて基調講演
	7月	「環境方針」策定(平成17年4月に一部改訂)
	11月	ISO14001 認証取得
平成15年	10月	「社会環境報告書」(第1号)発行 金融と環境に関する国際会議「UNEP FI 東京会議」を共催
平成16年	4月	「環境配慮型経営促進事業」融資制度開始
	9月	「サステナブルな社会づくりレポート」発行(社会環境報告書第2号)
	11月	日本カーボンファイナンス(JCF)設立
	12月	日本温暖化ガス削減基金(JGRF)設立
平成17年	1月	UNEP FI「アジア・太平洋地域タスクフォース」の議長に就任
	4月	「省エネ法トップランナー機器普及促進」融資制度開始
	9月	「サステナブルな社会づくりレポート」発行(社会環境報告書第3号)
	10月	UNEP FIグローバルラウンドテーブルにて発表
	11月	ISO14001 認証取得(更改)
平成18年	4月	「京都議定書目標達成計画促進事業」融資制度開始
	5月	「責任投資原則並びに署名機関の公表に関する記者会見」開催
	8月	「CSR Report 2006」発行(社会環境報告書第4号)
平成19年	4月	「環境配慮型経営促進事業」融資制度のうち地球温暖化対策部分に対する利子補給制度開始
平成20年	4月	「環境方針」を「環境基本方針」に改訂
	10月	新DBJ発足にともない、第1回取締役会および経営会議にて「環境基本方針」「環境マネジメント規程」を制定

環境基本方針

制定 平成20年10月1日決定 同年10月1日実施

(目的)

第1条 当行は、社会・環境・経済というトリプルボトムラインの調和の実現を通じた「より豊かで持続可能な社会の実現」を目指すべく、環境問題の解決を人類共通の重要課題と認識し、環境に配慮した経済社会の形成に貢献することを目的として、当方針を定める。

(投融资業務を通じた環境対策の推進)

第2条 当行は、投融资業務を通じ、地球温暖化防止、循環型社会形成等に資するプロジェクトを支援し、また、お客様の環境配慮経営の推進をサポートすることで、お客様の環境対策に貢献することを通じて、サステナブルな社会の実現に貢献する。

2. 投融资業務にともない発生する環境面でのリスク評価を通じ、お客様の環境対策に貢献する。

(環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進)

第3条 当行は、環境問題についての継続的な調査研究・提言等を通じ、環境意識の向上や環境課題の解決への貢献を通じて、サステナブルな社会の実現に貢献する。

2. 我が国の環境への取り組みの紹介等を通じ、国際協力による環境啓発を推進する。
3. 当行の環境への取り組みに関する情報を発信し、社会とのコミュニケーションを通じて、取り組みの改善に努める。

(オフィスにおける環境配慮活動の推進)

第4条 環境法規制を遵守するとともに、当行業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、以下の活動を推進することにより環境に配慮したオフィス環境の形成に貢献する。

- (1) 省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進
- (2) 環境配慮物品の調達の促進
- (3) 環境汚染の予防

(地域における環境配慮活動の推進)

第5条 当行は、ヒートアイランド対策等地域における環境改善に資する取り組みへの協力を通じ、環境に配慮した地域社会の形成に貢献する。

コーポレート・データ

沿革	80
役員	81
組織図	82
本支店・事務所等 所在地	83
本支店・事務所等 照会先	84
関係会社の状況	88
資本の状況	89
株式会社日本政策投資銀行法	90
株式会社日本政策投資銀行法の一部を 改正する法律	93

■沿革

日本開発銀行、北海道東北開発公庫、日本政策投資銀行

年 月	事 項
昭和26年 4月	日本開発銀行(以下「開銀」という。)設立
昭和27年	開銀：大阪(現関西)、札幌(現北海道)、名古屋(現東海)、福岡(現九州)の各支店を開設
昭和31年 6月	北海道開発公庫設立
昭和32年 4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫(以下「北東公庫」という。)に改組、札幌(現北海道)、仙台(現東北)の各支店を開設
昭和35年	開銀：高松支店(現四国支店)を開設
昭和36年	開銀：広島(現中国)、金沢(現北陸)の各支店を開設
昭和37年 4月	開銀：ニューヨーク駐在員事務所を開設
昭和38年	開銀：鹿児島(平成11年10月より南九州支店)、松江の各事務所を開設
昭和39年 7月	開銀：ロンドン駐在員事務所を開設
昭和47年 1月	北東公庫：新潟事務所(平成元年7月より新潟支店)を開設
昭和60年 6月	日本開発銀行法を改正 1) 出資機能を追加(研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるもの) 2) 研究開発資金融資機能を追加
昭和62年 9月	開銀および北東公庫：NTT株売払収入を財源とする無利子貸付制度創設
平成 元年	開銀：大分、松山、岡山、富山の各事務所を開設 北東公庫：函館、青森の各事務所を開設
平成 7年 2月	開銀：震災復旧融資開始
平成 9年 9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 (開銀および北東公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される)
平成 9年 12月	開銀および北東公庫：金融環境対応融資開始(平成12年度末までの時限的措置)
平成11年 6月	日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)成立
平成11年 10月	開銀と北東公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団および環境事業団の融資業務を引き継ぐ 釧路事務所、シンガポール駐在員事務所を開設
平成14年 5月	日本政策投資銀行法を改正(金融庁による立入検査の導入を追加)
平成17年 12月	「行政改革の重要方針」閣議決定
平成18年 5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)成立
平成18年 6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年 6月	株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)成立

株式会社日本政策投資銀行

年 月	事 項
平成20年 10月	株式会社日本政策投資銀行設立(資本金1兆円)
平成20年 12月	シンガポール駐在員事務所を現地法人化(DBJ Singapore Limited 設立)
平成21年 6月	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成21年法律第67号)成立

■ 役員 (平成21年7月1日現在)

代表取締役社長

室伏 稔 (むろふしみのる)

代表取締役副社長

藤井 秀人 (ふじいひでと)

代表取締役副社長

荒木 幹夫 (あらかみきお)

取締役常務執行役員

竹内 洋 (たけうちよう)

経営企画部(広報・CSR室)、財務部、金融法人部、国際統括部担当

取締役常務執行役員

柳 正憲 (やなぎまさのり)

業務企画部、事業開発部、投資統括部担当

取締役常務執行役員

高橋 洋 (たかはしひろし)

管理部、経理部、審査部、法務・コンプライアンス部担当

取締役常務執行役員

薄井 充裕 (うすいみつひろ)

経営企画部(除く広報・CSR室)、ALM・リスク統括部、情報企画部担当

取締役(社外)

三村 明夫 (みむらあきお)

取締役(社外)

植田 和男 (うえだかずお)

常勤監査役

井上 毅 (いのうえつよし)

常勤監査役

進藤 哲彦 (しんどうてつひこ)

常勤監査役(社外)

齋藤 博 (さいとうひろし)

監査役(社外)

伊藤 眞 (いとうまこと)

監査役(社外)

八田 進二 (はったしんじ)

常務執行役員

福永 法弘 (ふくながのりひろ)

都市開発部、企業金融第3部、アセットファイナンスグループ担当

常務執行役員

山本 直人 (やまもとなおと)

企業金融第1部、企業金融第2部担当

常務執行役員

平田 憲一郎 (ひらたけんいちろう)

企業金融第4部担当

常務執行役員

小島 康寿 (こじまやすとし)

企業金融第5部担当

常務執行役員

長岡 久人 (ながおかひさと)

中堅・成長企業ファイナンスグループ、産業調査部、北陸支店、東海支店担当

常務執行役員

石井 歆 (いしいかん)

投資開発グループ、ファンド投資グループ、企業ファイナンスグループ、企業投資グループ、ストラクチャードファイナンスグループ、シンジケーショングループ、九州支店、南九州支店担当

常務執行役員

石森 亮 (いしもりりょう)

企業戦略部、地域企画部(公共RMグループ、地域振興グループ)、北海道支店、東北支店、新潟支店担当

常務執行役員(関西支店長)

加納 望 (かのうのぞむ)

関西支店、中国支店、四国支店担当

執行役員(内部監査担当)

三谷 康人 (みたにやすひと)

執行役員(金融法人担当)

相澤 雅文 (あいざわまさふみ)

執行役員人事部長

小林 健 (こばやしたけし)

執行役員経営企画部長

渡辺 一 (わたなべはじめ)

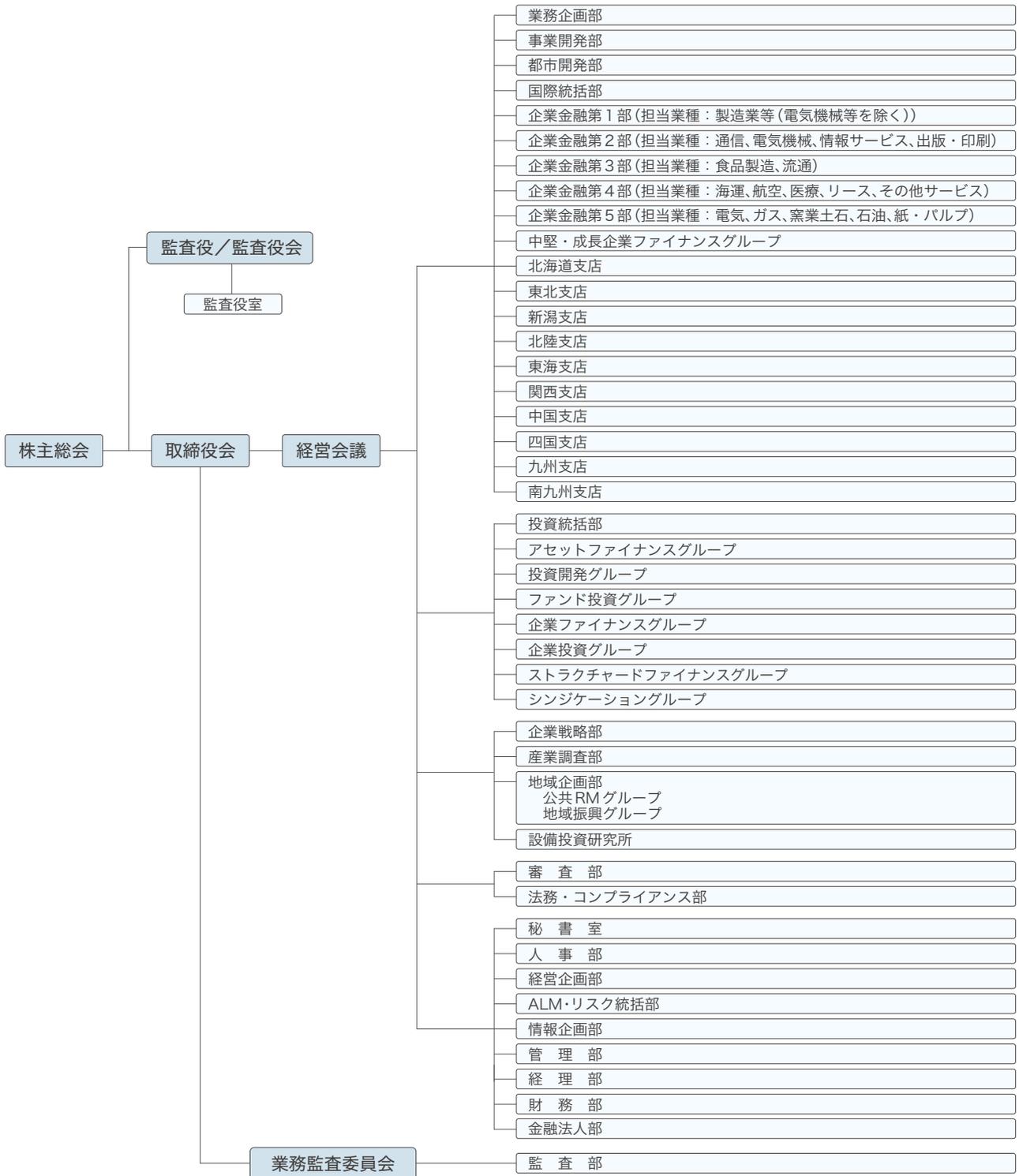
執行役員業務企画部長

前田 正尚 (まえだまさなお)

(注)1. 取締役 三村 明夫及び植田 和男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

2. 監査役 齋藤 博、伊藤 眞及び八田 進二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

■ 組織図 (平成21年7月1日現在)

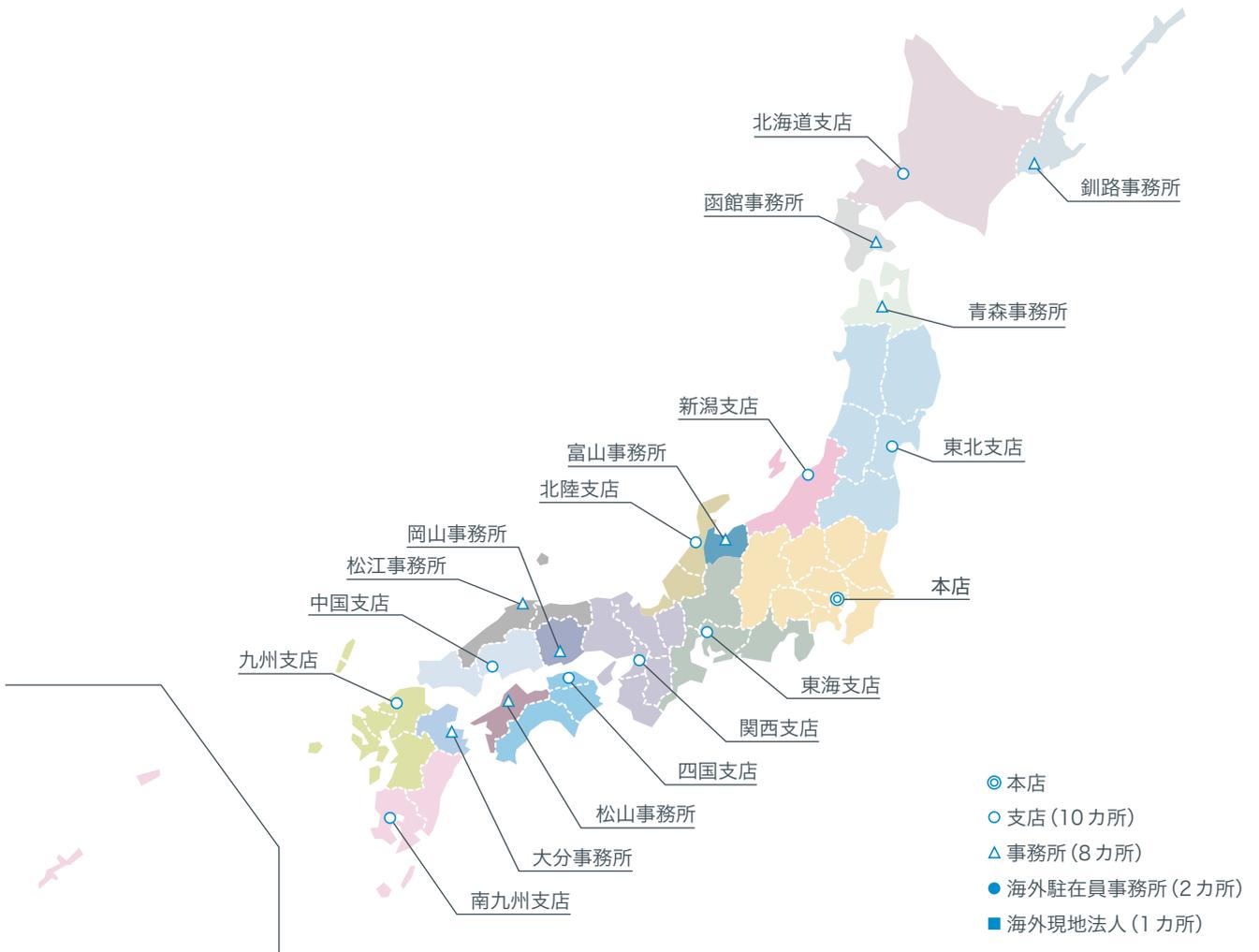


事務所：函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

海外駐在員事務所：ニューヨーク、ロンドン

海外現地法人：DBJシンガポール株式会社

■ 本支店・事務所等 所在地 (平成21年7月1日現在)



■ 本支店・事務所等 照会先 (平成21年7月1日現在)

本店 東京

〒100-0004
 東京都千代田区大手町 1 丁目 9 番 1 号
 TEL 03-3270-3211 (大代表)



北海道支店 札幌

〒060-0003
 札幌市中央区北 3 条西 4 丁目 1 番地
 (日本生命札幌ビル)
 TEL 011-241-4111 (代表)



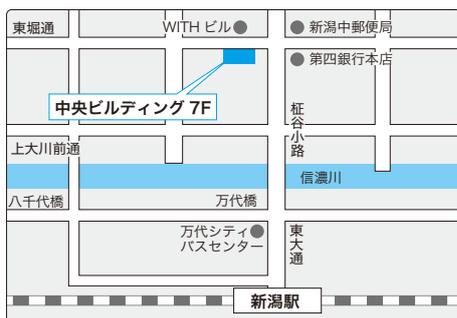
東北支店 仙台

〒980-0811
 仙台市青葉区一番町 2 丁目 1 番 2 号
 (NOF 仙台青葉通りビル)
 TEL 022-227-8181 (代表)



新潟支店 新潟

〒951-8066
 新潟市中央区東堀前通 六番町 1058 番地 1
 (中央ビルディング)
 TEL 025-229-0711 (代表)



北陸支店 金沢

〒920-0937
 金沢市丸の内 4 番 12 号
 (金沢中央ビル)
 TEL 076-221-3211 (代表)



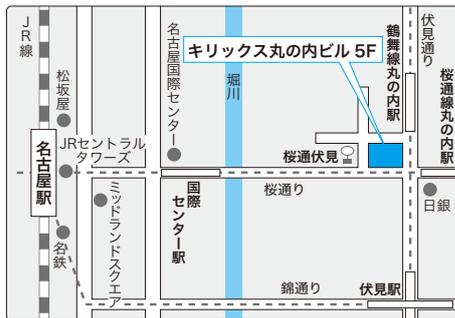
東海支店

名古屋

〒460-0002

名古屋市中区丸の内1丁目17番19号
(キリックス丸の内ビル)

TEL 052-231-7561 (代表)



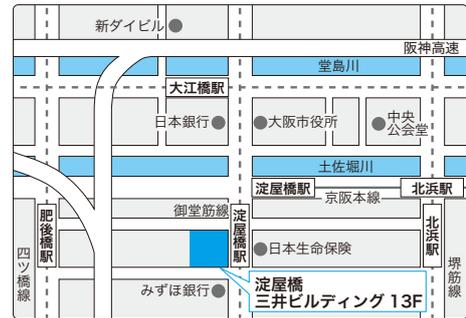
関西支店

大阪

〒541-0042

大阪市中央区今橋4丁目1番1号
(淀屋橋三井ビルディング)

TEL 06-4706-6411 (代表)



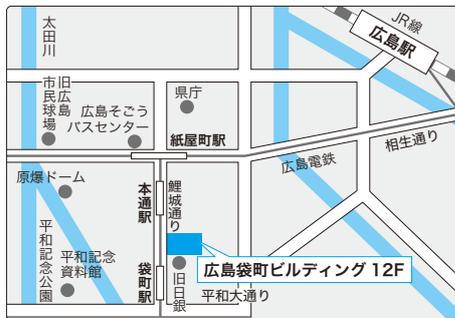
中国支店

広島

〒730-0036

広島市中区袋町5番25号
(広島袋町ビルディング)

TEL 082-247-4311 (代表)



四国支店

高松

〒760-0050

高松市亀井町5番地の1
(百十四ビル)

TEL 087-861-6677 (代表)



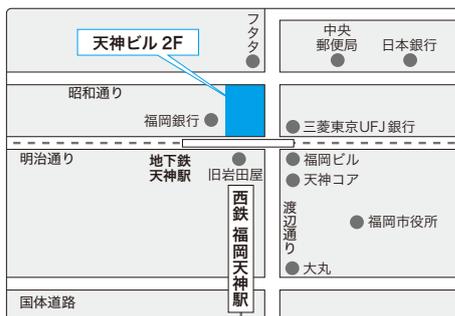
九州支店

福岡

〒810-0001

福岡市中央区天神2丁目12番1号
(天神ビル)

TEL 092-741-7734 (代表)



南九州支店

鹿児島

〒892-0842

鹿児島市東千石町1番38号
(鹿児島商工会議所ビル)

TEL 099-226-2666 (代表)



松山事務所

松山

〒790-0003
松山市三番町7丁目1番21号
(ジブラルタ生命松山ビル)
TEL 089-921-8211 (代表)



大分事務所

大分

〒870-0021
大分市府内町3丁目4番20号
(大分恒和ビル)
TEL 097-535-1411 (代表)



相談センター

福井市 TEL 0776-36-5459 宮崎市 TEL 0985-22-1130
(相談日は電話にてご確認ください。なお、相談日以外はそれぞれ北陸支店、南九州支店に転送されます。)

海外

●ニューヨーク駐在員事務所
1251 Avenue of the Americas,
Suite 830, New York, NY 10020,
U.S.A.
TEL 1-212-221-0708

●ロンドン駐在員事務所
Level 12, City Tower,
40 Basinghall Street, London,
EC2V 5DE, United Kingdom
TEL 44-20-7638-6210

●DBJシンガポール株式会社
9 Raffles Place,
#30-03 Republic Plaza,
Singapore 048619
TEL 65-6221-1779

子会社・グループ会社等

●財団法人日本経済研究所
〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台3-3-4
(駿河台セントビル)
TEL 03-5280-6102 (代表)

●株式会社日本経済研究所
〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台3-3-4
(駿河台セントビル)
TEL 03-5280-6101 (代表)

●新規事業投資株式会社
〒100-0004
東京都千代田区大手町2-6-2
(日本ビル)
TEL 03-3231-2381 (代表)



■ 関係会社の状況 (平成21年3月31日現在)

連結子会社

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当行が所有する 子会社等の 議決権比率(%)
DBJ事業投資株式会社	東京都千代田区	投資事業組合の管理等、 投資コンサルティング業務	平成15年 3月10日	40	100.00
新規事業投資株式会社	東京都千代田区	新規事業を行う者に対する出資等	平成2年 6月1日	6,000	63.83
新規事業投資1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区	投資事業組合の管理等	平成18年 6月23日	3,200	100.00 (10.00)
DBJクレジット・ライン株式会社	東京都千代田区	信託受益権の取得、 信託の運用委託及び指図等	平成18年 4月3日	50	100.00
株式会社日本経済研究所	東京都千代田区	コンサルティング、 アドバイザー事業	平成元年 12月13日	479	100.00
DBJ Singapore Limited	シンガポール 共和国	投融资サポート業務、 アドバイザー業務等	平成20年 12月16日	64 (1百万シンガ ポールドル)	100.00
有限会社DBJコーポレート・メザニン・ パートナーズ	東京都千代田区	投資事業組合の管理等	平成15年 6月6日	3	50.00
UDSコーポレート・メザニン投資事業 有限責任組合	東京都千代田区	投資事業組合の管理等	平成18年 1月18日	23,453	50.00 (0.00)
あすかDBJ投資事業有限責任組合	東京都港区	投資事業組合の管理等	平成17年 10月28日	5,130	49.40

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
 3. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 4. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、間接議決権比率を内数として表示しております。
 5. DBJ Singapore Limitedの設立年月日は、同社を現地法人化した日付を掲載しております。
 6. 有限会社DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ、UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合、あすかDBJ投資事業有限責任組合の持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

■資本の状況 (平成21年3月31日現在)

発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年10月1日	40,000	40,000	1,000,000	1,000,000	(注)2	(注)2

(注)1.平成20年10月1日における発行済株式総数、資本金の増加は会社設立によるものであります。

なお、旧DBJは新DBJ法附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で当行にその財産の全部(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を現物出資しており、それにより取得した株式を旧DBJへの出資者である政府に無償譲渡しております。

2.平成20年10月1日における資本準備金につきましては、当行定款附則第2条の規定に基づき、同法附則第16条第1項に定める評価委員が評価する資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額であります。

なお、平成21年1月28日に開催されました株式会社日本政策投資銀行資産評価委員会(第3回会合)において、当行に承継された資産の価額(平成20年10月1日時点)が決定されました。当該資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額は、1,157,715百万円となっております。

3.平成21年6月26日の株主総会決議に基づき、資本準備金からその他資本剰余金への振替及びその他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替により、欠損金補填を実施しております。この振替により資本準備金が97,248百万円減少したため、振替後の資本準備金残高は1,060,466百万円となっております。

大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	40,000	100.00
計	—	40,000	100.00

■株式会社日本政策投資銀行法 (平成19年法律第85号：抜粋)

第一条 (目的)

株式会社日本政策投資銀行 (以下「会社」という。)は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融资機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

第三条 (業務の範囲)

会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 預金 (譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。)の受入れを行うこと。
- 二 資金の貸付けを行うこと。
- 三 資金の出資を行うこと。
- 四 債務の保証を行うこと。
- 五 有価証券 (第七号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。)の売買 (有価証券関連デリバティブ取引 (金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号) 第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。)に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引 (投資の目的をもってするものに限る。)を行うこと (第三号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 六 有価証券の貸付けを行うこと。
- 七 金銭債権 (譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。)の取得又は譲渡を行うこと。
- 八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券 (資産流動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するもの)に限り、特定社債にあっては、特定短期社債を除く。)その他これらに準ずる有価証券として財務省令で定めるもの (以下この号において「特定社債等」という。)の引受け (売出しの目的をもってするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。
- 九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。
- 十 銀行 (銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。)その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。
- 十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引 (有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)を行うこと (第七号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこと。
- 十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うこと (募集又は売出しの取扱いについては、同法第二十八

条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者 (同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行うものに限る。)

- 十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に掲げる行為を行うこと。
- 十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うこと。
- 十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行うこと。
- 十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券 (当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)又は取引について、同項各号に定める行為を行うこと (第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。)
- 十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。
- 十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行うこと。
- 二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。
- 二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第五条 (日本政策投資銀行債の発行)

会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。

第九条 (預金の受入れ等を開始する場合の特例)

- 会社は、第三条第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第十二条 (株式)

会社は、会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式 (第三十四条第四号において「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権 (同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

第十三条 (社債、日本政策投資銀行債及び借入金)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債 (日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。)及び日本政策投資銀行債 (それぞれ社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八条において同じ。)の発行並びに借入金 (弁済期限が一年を超えるものに限る。以下この条及び第十八条において同じ。)の借入れ

について、発行及び借入れの金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十五条(代表取締役等の選定等の決議)

会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第十六条(取締役の兼職の認可)

第四条第二項の規程の適用がある場合を除くほか、会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

2 財務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならない。

第十七条(事業計画)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十八条(償還計画)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還計画を立て、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十九条(認可対象子会社)

会社は、次に掲げる者(第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあつては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。)を子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行(長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。)
- 三 金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)
- 四 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねることその他財務省令で定める要件に該当するものを除く。)
- 五 信託会社(信託業法(平成十六年法律第一百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。)
- 六 保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。)
- 七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者

第二十条(定款の変更等)

会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損

失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第二十二条(財政融資資金の運用に関する特例)

財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。)は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入れをする場合における会社に対する貸付け(第二十四条において単に「貸付け」という。)に運用することができる。

第二十三条

財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債(次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。)に運用することができる。

第二十五条(債務保証)

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができる。

第二十九条(主務大臣)

この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、会社が第九条第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

附則

第二条(政府保有株式の処分)

政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び次条において「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前条第三号に定める日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまでの間、会社の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他の事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第三条(この法律の廃止その他の措置)

政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及び義務を会社の有する投融資機能に相応する機能の担い手として構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるものとする。

第四条(準備期間中の業務等の特例)

会社はその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するため、日

本政策投資銀行（以下「政投銀」という。）は、準備期間（この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。）中、日本政策投資銀行法（附則第二十六条を除き、以下「政投銀法」という。）第四十二条第一項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金の借入れをすることができる。

- 8 政投銀法第二十二條第一項に規定する中期政策方針であつて平成二十年四月一日を始期とするものについての同項の規定の適用については、同項中「三年間の」とあるのは、「平成十七年四月一日を始期とする」とする。

第九條 (出資)

政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五條第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。

第十五條 (政投銀の解散等)

政投銀は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて会社が承継する。

- 2 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時ににおいて国が承継する。

第十六條 (承継される財産の価額)

会社が政投銀から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。

第十八條 (主務大臣)

附則第十五條第一項の規定により会社が承継する資産（以下

この条において「承継資産」という。）の管理についての第二十六條第二項及び第二十七條第一項における主務大臣は、第二十九條第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 北海道又は東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。）における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣
- 二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

第六十六條 (検討)

政府は、附則第一條第三号に定める日までに、電気事業者の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律（法律に基づく命令を含む。）の規定により政投銀の投融資機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

第六十七條 (会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用)

政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一條第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

株式会社日本政策投資銀行法案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成十九年六月五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 新たなビジネスモデルの構築に当たっては、エネルギー、鉄道、地域インフラの整備等の既存の出融資対象事業に対して引き続き円滑なファイナンスを提供できるよう、平成二十年十月までに、所要の措置を講ずるとともに、企業再生、証券化、ファンド設立等、最新の金融技術を十分に取り入れた業務展開を図ること。また、極めて長期にわたる資金供給の必要性にも配慮して、安定的な資金調達基盤の確立に努めること。
- 一 日本政策投資銀行の長期的企業価値が将来毀損されることのないよう、株式の処分方法等の検討に際しては、処分相手先の選定、発行株式の種類等について、慎重な検討を行い、株主構成の安定性等への配慮に加え、株主による企業統治が十分に機能するよう配慮すること。また、株式の処分は、株式市場等と与える影響にも十分配慮して行うこと。

- 一 移行期及び完全民営化に当たって、移行期の新会社の業務の在り方や完全民営化機関への円滑な承継のために必要な措置等について、経済社会情勢の変化や我が国の金融、産業の競争力の向上にも十分に配慮して、柔軟な対応を行うこと。
- 一 新たに指定金融機関として担うこととなる危機対応業務に関しては、現行の日本政策投資銀行が担っている危機対応機能を踏まえ、株式会社日本政策金融公庫と連携しつつ、危機に際しての円滑な資金供給に遺漏なきを期すこと。

右決議する。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

(平成21年法律第67号)

株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「次条」を「附則第三条」に、「前条第三号に定める日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(政府の出資)

第二条の二 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(国債の交付)

第二条の三 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。

- 2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。
- 3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。
- 4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- 5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

第二条の四 会社は、その行う危機対応業務(平成二十四年三月三十一日までにを行うものに限る。)に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

- 2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。
- 3 前項の規定による償還があった場合には、会社の資本金の額は、当該償還の直前の資本金の額と当該償還の額の合計額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百四十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合及び株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の四第三項の規定の適用がある場合」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の返還等)

第二条の五 会社は、平成二十四年七月一日において、附則第二条の三第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

- 2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、附則第二条の三第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(登録免許税の課税の特例)

第二条の六 附則第二条の二の規定による出資があった場合又は附則第二条の四第二項の規定による償還があった場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討等)

第二条 政府は、平成二十三年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)に対する出資の状況、同法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。)の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項及びこの法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する会社の株式を処分しないものとする。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第三条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項の措置の」を「平成二十四年四月一日から起算して」に改める。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十四号。次項において「商中法等改正法」という。)の施行の日以前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する

法律第六条第二項の規定の適用については、同項中「及び」とあるのは、「に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとし、」とする。

2 この法律の施行の日が商中法等改正法の施行の日後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、附則第二条第二項中「次条」とあるのは、「中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十四号)附則第四条」とする。

(政令への委任)

第五条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成二十一年六月二十五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般の追加出資措置を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の実施に際しては、これまで蓄積してきたノウハウ等の積極的活用などを通じた適切な審査の下で、必要な資金が円滑に供給されるよう業務の実施に万全を期すこと。

一 現下の国際金融危機に伴う経済金融情勢の悪化の下で、中小企業向け貸出残高が引き続き低下傾向にあることを踏まえ、株式会社日本政策金融公庫の行う中小・小規模企業向け融資の更なる円滑化に努めること。また、日本政策投資銀行の行う大企業・中堅企業向けの危機対応業務の実施に当たっては、その関連の中小・小規模企業に対する金融の円滑化にも十分配慮すること。

一 日本政策投資銀行の株式の保有の在り方等を見直し、必要な措置を講ずるに際しては、会社の業務運営の公共性の確保、会社が長期の投融资機能を果たしていくために必要となる安定的な資金調達基盤の確保、競争力のある人材を確保できる体制の構築等に留意して検討を行い、会社の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。

一 日本政策投資銀行や日本政策金融公庫等の担う政策金融の今後の在り方については、その機能と役割の重要性を再確認した上で、民間金融機関のみならず、系統金融機関、ゆうちょ銀行等も含めた我が国金融セクター全体との関係などにも留意しつつ、改めて見直しに向けた検討を行うこと。

右決議する。

I. 経理の状況（平成 20 年 10 月～平成 21 年 3 月）	96
連結財務諸表等	97
連結財務諸表	97
連結貸借対照表	97
連結損益計算書	98
連結株主資本等変動計算書	99
連結キャッシュ・フロー計算書	100
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	101
注記事項	103
連結貸借対照表関係	103
連結損益計算書関係	103
連結株主資本等変動計算書関係	104
連結キャッシュ・フロー計算書関係	104
リース取引関係	104
有価証券関係	105
金銭の信託関係	106
その他有価証券評価差額金	107
デリバティブ取引関係	107
退職給付関係	110
税効果会計関係	111
セグメント情報	111
関連当事者情報	112
1 株当たり情報	113
重要な後発事象	113
連結附属明細表	114
財務諸表等	116
財務諸表	116
貸借対照表	116
損益計算書	118
株主資本等変動計算書	119
重要な会計方針	120
注記事項	121
附属明細表	123
主な資産及び負債の内容	124
II. 参考情報	125
財務諸指標	125
開示債権と引当・保全の状況	132
金融再生法開示債権の状況	133
リスク管理債権の状況	134
自己資本比率の状況	135
その他	137
（参考情報：旧 DBJ の連結財務諸表等）	138
（参考情報：旧 DBJ の財務諸表等）	164
III. 自己資本充実の状況	176

I. 経理の状況(平成20年10月～平成21年3月)

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
3. 当行は、株式会社日本政策投資銀行法附則第9条の規定に基づき、日本政策投資銀行の財産の全部(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く)を平成20年10月1日に現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、同行の一切の権利及び義務(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く)を承継しております。当行の当連結会計年度及び当事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヶ月となっております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)の連結財務諸表及び当事業年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)の財務諸表について、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

②連結損益計算書

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
経常収益	151,206
資金運用収益	135,793
貸出金利息	130,490
有価証券利息配当金	4,771
コールローン利息及び買入手形利息	14
買現先利息	387
預け金利息	129
役務取引等収益	4,646
その他業務収益	719
その他経常収益 ※1	10,047
経常費用	272,900
資金調達費用	84,118
債券利息	25,991
コールマネー利息及び売渡手形利息	0
借入金利息	56,029
社債利息	216
その他の支払利息	1,880
役務取引等費用	142
その他業務費用	11,090
営業経費	17,803
その他経常費用	159,745
貸倒引当金繰入額	125,431
その他の経常費用 ※2	34,314
経常損失(△)	△121,693
特別利益	3,625
固定資産処分益	0
償却債権取立益	3,316
その他の特別利益	308
特別損失	52
固定資産処分損	9
減損損失	43
税金等調整前当期純損失(△)	△118,120
法人税、住民税及び事業税	20,021
法人税等調整額	△6,492
法人税等合計	13,529
少数株主損失(△)	△3,308
当期純損失(△)	△128,342

③連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	
当期末残高	1,000,000	
資本剰余金		
当期首残高	1,157,715	
当期末残高	1,157,715	
利益剰余金		
当期首残高	—	
当期変動額		
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978	
当期純損失(△)	△128,342	
当期変動額合計	△96,363	
当期末残高	△96,363	
株主資本合計		
当期首残高	2,157,715	
当期変動額		
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978	
当期純損失(△)	△128,342	
当期変動額合計	△96,363	
当期末残高	2,061,351	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	—	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,667	
当期変動額合計	△1,667	
当期末残高	△1,667	
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	—	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,182	
当期変動額合計	17,182	
当期末残高	17,182	
為替換算調整勘定		
当期首残高	—	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3	
当期変動額合計	3	
当期末残高	3	
評価・換算差額等合計		
当期首残高	—	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	15,518	
当期変動額合計	15,518	
当期末残高	15,518	
少数株主持分		
当期首残高	—	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,586	
当期変動額合計	9,586	
当期末残高	9,586	
純資産合計		
当期首残高	2,157,715	
当期変動額		
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978	
当期純損失(△)	△128,342	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	25,104	
当期変動額合計	△71,259	
当期末残高	2,086,456	

④連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失(△)	△118,120
減価償却費	598
のれん償却額	2,273
減損損失	43
持分法による投資損益(△は益)	△988
貸倒引当金の増減(△)	120,060
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△1,632
賞与引当金の増減額(△は減少)	210
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	20
退職給付引当金の増減額(△は減少)	89
資金運用収益	△135,793
資金調達費用	84,118
有価証券関係損益(△)	24,651
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	1,388
為替差損益(△は益)	△321
固定資産処分損益(△は益)	8
貸出金の純増(△)減	△747,836
債券の純増減(△)	56,748
借入金の純増減(△)	1,459,394
普通社債発行及び償還による増減(△)	81,423
預け金の純増(△)減	165,469
コールローン等の純増(△)減	△145,000
買現先勘定の純増(△)減	△218,968
資金運用による収入	136,689
資金調達による支出	△85,080
その他	3,055
小計	682,500
法人税等の支払額	△562
営業活動によるキャッシュ・フロー	681,938
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△1,037,782
有価証券の売却による収入	7,631
有価証券の償還による収入	327,769
金銭の信託の増加による支出	△2,350
金銭の信託の減少による収入	41,175
有形固定資産の取得による支出	△144
有形固定資産の売却による収入	13
無形固定資産の取得による支出	△591
投資活動によるキャッシュ・フロー	△664,277
財務活動によるキャッシュ・フロー	
少数株主からの払込による収入	750
少数株主への配当金の支払額	△54
財務活動によるキャッシュ・フロー	696
現金及び現金同等物に係る換算差額	326
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	18,683
現金及び現金同等物の期首残高	30,080
現金及び現金同等物の期末残高 ※1	48,763

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社9社

DBJ事業投資(株)

(有)DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ

UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合

DBJクレジット・ライン(株)

新規事業投資(株)

新規事業投資1号投資事業有限責任組合

DBJ Singapore Limited

(株)日本経済研究所

あすかDBJ投資事業有限責任組合

なお、DBJ Singapore Limitedは、設立により当連結会計年度から連結しております。他の8社は、平成20年10月1日の当行株式会社化と同時に取得したものとみなして連結しております。

(2) 非連結子会社18社

主要な会社名

UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合

UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合

(連結の範囲から除いた理由)

非連結の子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称

(有)ADSグローバルパートナーズ、(株)サンサー・インターナショナル・テクノロジー、(株)ダイフレックスHD、(株)ハイドロデバイス

(子会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社13社

イノベーション・カーブアウトファンド一号投資事業有限責任組合

(株)幕張メッセ

みなとみらい二十一熱供給(株)

(株)北海道熱供給公社

(株)苫東

(株)札幌副都心開発公社

苫小牧港開発(株)

苫小牧埠頭(株)

東北水力地熱(株)

日本海エル・エヌ・ジー(株)

地上の星投資事業有限責任組合

北海道国際航空(株)

メザニン・ソリューション1号投資事業有限責任組合

上記13社は、平成20年10月1日の当行株式会社化と同時に影響力が生じたものとみなして持分法の対象としております。なお、当連結会計年度期首よりイーバンク銀行(株)を持分法の対象に含めておりましたが、影響力の低下により、当連結会計年度末に持分法の対象から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社18社

主要な会社名

UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合

UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連会社95社

主要な会社名

都市再生プライベートファンド投資事業有限責任組合

合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社を関連会社としなかった当該他の会社等の名称

(株)ゴードン・ブラザーズ・ジャパン、鳴海製陶(株)、(株)伸和精工、(株)メディクルード、(株)グリーンパワー・インベストメント、(株)アドバンジェン、(株)VaxivaBiosciences、旭ファイバーグラス(株)、Takumi Technology Corporation (関連会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の財務諸表を使用しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 4社

3月末日 5社

なお、連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

また、DBJ Singapore Limitedを除く連結子会社8社は、平成20年10月1日付で当行の子会社となったことから、損益計算書については、決算日が12月末日の子会社は同年7月1日以降の分を、決算日が3月末日の子会社は同年10月1日以降の分を、それぞれ連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、持分法非適用の

投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)(イ)と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～50年

その他：4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年～5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(4) 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っ

ております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は51,303百万円であります。

連結子会社の一般債権に係る貸倒引当金は、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務差異：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の処理方法

当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…債券・借入金・社債及び貸出金
- b. ヘッジ手段…通貨スワップ
ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

③ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(14)消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。

7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度(平成21年3月31日)

- ※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式14,391百万円及び出資金38,817百万円を含んでおります。
- ※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは375,966百万円であります。
- ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,967百万円、延滞債権額は116,843百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とし

て利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は56,795百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は192,629百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※7. 為替決済等の取引の担保として、貸出金228,799百万円及び有価証券633,024百万円を差し入れております。
出資先の借入金の担保として、有価証券2,291百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は44百万円であります。
なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券3,314,596百万円の一般担保に供しております。
- ※8. 貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、266,886百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが79,128百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※9. 有形固定資産の減価償却累計額 432百万円
- ※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,280百万円であります。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

- ※1. その他経常収益には、株式等売却益3,525百万円を含んでおります。
- ※2. その他の経常費用には、株式等償却14,558百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式	40,000	—	—	40,000	
普通株式	40,000	—	—	40,000	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

該当ありません。

4. その他

当行は、株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日、日本政策投資銀行(以下「旧政投銀」という。)が、同法附則第15条の規定により国が承継する資産を除く財産の全部を出資することにより設立されました。旧政投銀から当行へ承継された資産及び負債(同法附則第16条の規定により評価委員が評価した価額)の概要は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産	12,414,193	負債	10,256,477
		純資産	2,157,715
資産合計	12,414,193	負債・純資産合計	12,414,193

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	(単位：百万円)
平成21年3月31日現在	
現金預け金勘定	67,521
定期性預け金等	△18,757
現金及び現金同等物	48,763

(リース取引関係)

当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、情報関連機器及び事務機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(3) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額

取得価額相当額	
有形固定資産	514百万円
無形固定資産	254百万円
合計	768百万円
減価償却累計額相当額	
有形固定資産	94百万円
無形固定資産	37百万円
合計	131百万円
減損損失累計額相当額	
有形固定資産	5百万円
無形固定資産	—百万円
合計	5百万円
年度末残高相当額	
有形固定資産	414百万円
無形固定資産	216百万円
合計	631百万円
・未経過リース料年度末残高相当額	
1年内	238百万円
1年超	406百万円
合計	645百万円
・リース資産減損勘定年度末残高	5百万円

- ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	146百万円
リース資産減損勘定取崩額	—百万円
減価償却費相当額	141百万円
支払利息相当額	6百万円
減損損失	5百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

- ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る

未経過リース料	
1年内	173百万円
1年超	109百万円
合計	283百万円

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当がありません。

I 当連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	54,059	51,095	△2,963	197	3,161
その他	98,230	97,857	△372	—	372
合計	152,289	148,953	△3,336	197	3,533

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	28,159	24,628	△3,530	139	3,669
債券	713,681	714,410	728	774	46
国債	250,670	251,413	743	772	29
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	461,514	461,514	—	—	—
社債	1,496	1,482	△14	2	16
その他	5,407	4,492	△914	—	914
合計	747,247	743,531	△3,716	914	4,630

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当連結会計年度における減損処理額は、15,066百万円(うち、株式14,558百万円、その他の証券507百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価格に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日) (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	6,170	3,415	327

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在) (単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券	
非上場社債	54,424
その他有価証券	
非上場株式	127,478
非上場社債	4,464
非上場外国証券	46,721
譲渡性預け金	10,158
その他	64,468

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在) (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	650,550	151,843	21,965	1,000
国債	174,956	76,457	—	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	461,514	—	—	—
社債	14,079	75,386	21,965	1,000
その他	10,000	7	98,245	—
合計	660,550	151,850	120,211	1,000

(金銭の信託関係)

I 当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在) (単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	12	△1

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)
該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在) (単位:百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の金銭の信託	28,074	24,860	△3,213	5	3,219

(注) 1. 当連結会計年度末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
評価差額	△3,248
その他有価証券	△3,254
その他の金銭の信託	5
(+ 繰延税金資産)	1,631
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,617
(△) 少数株主持分相当額	46
(+ 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額)	△3
その他有価証券評価差額金	△1,667

(注) その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

I 当連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引・先物為替予約取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

金利スワップ取引・通貨スワップ取引及び先物為替予約取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段の提供を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

(3) 取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段を提供する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建金銭債権及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

③ ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきましてもヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきましても、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取組先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的にALMリスク管理委員会に報告しております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

「契約額等」は、デリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	191,015	191,015	6,584	6,584
	受取変動・支払固定	189,090	189,090	△2,169	△2,169
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	4,415	4,415

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
金融商品	買建	—	—	—	—
取引所	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	112,742	97,497	△3,877	△3,877
	為替予約				
	売建	43,118	—	△503	△503
	買建	6,555	—	86	86
店頭	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△4,295	△4,295

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引 (平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	クレジット・				
	デフォルト・オプション				
	売建	861,210	446,610	△17,874	△17,874
店頭	買建	451,100	56,000	680	680
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△17,193	△17,193

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。
また、一部の連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額	
退職給付債務 (A)	△45,541	
年金資産 (B)	11,448	
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△34,092	
未認識数理計算上の差異 (D)	1,991	
未認識過去勤務債務 (E)	50	
連結貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	△32,050	
前払年金費用 (G)	—	
退職給付引当金 (F) - (G)	△32,050	

(注) 1. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額	
勤務費用	698	
利息費用	450	
期待運用収益	△32	
過去勤務債務の費用処理額	0	
数理計算上の差異の費用処理額	—	
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—	
退職給付費用	1,116	

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている)

(税効果会計関係)

当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸出金償却損金	
算入限度超過額	128,030百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	21,317
退職給付引当金	13,041
投資損失引当金	3,715
税務上の繰越欠損金	3,227
その他有価証券評価差額金	1,690
その他	5,500

繰延税金資産小計 176,521

評価性引当額 △136,373

繰延税金資産合計 40,148

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	△12,246
その他	△30

繰延税金負債合計 △12,276

繰延税金資産(負債)の純額 27,872百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 40.69%

(調整)

評価性引当額の増減	△50.66
のれん償却額	△0.78
持分法による投資損益	0.34
その他	△1.04

税効果会計適用後の法人税等の負担率 △11.45%

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

連結会社は融資業務以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100.00	資金の 借入等	資金の借入	247,700	借入金 (注1)	6,037,140	
							借入金の返済	601,214			
							利息の支払	54,550	未払費用		22,429
							債務被保証(注2)	2,072,206	-		-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 財務省からの借入金の利率は0.00%~4.75%、最終償還日は平成41年3月20日であります。

2. 債務被保証は提出会社の債券に対して行われているものであります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当がありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

記載すべき重要なものはありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連子会社との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当がありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当がありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当がありません。

(1 株当たり情報)

	当連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
1 株当たり純資産額	51,921.75円
1 株当たり当期純損失金額	3,208.55円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	2,086,456百万円
資産の部の合計額から控除する金額 (うち少数株主持分)	9,586百万円
普通株式に係る期末の純資産額	2,076,870百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	40,000千株

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	当連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
当期純損失	128,342百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る当期純損失	128,342百万円
普通株式の期中平均株式数	40,000千株

(重要な後発事象)

該当ありません。

⑤連結附属明細表

債券・社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限	摘要	
当行	1回～23回 政府保証債 (国内債)	平成12年8月25日～ 平成20年8月20日	882,095	882,176	0.8～2.2	あり (注)7	平成22年8月25日～ 平成35年6月19日	(注)1	
	1回～4回 政府保証債 (国内債)	平成20年11月19日～ 平成21年2月23日	—	119,672	1.4～2.1	なし	平成30年11月19日～ 平成36年2月23日		
	67次政府保証債 (外国債)	平成10年9月4日	25,081	25,079	1.81	あり (注)7	平成40年9月4日	(注)2	
	1次～14次 政府保証債 (外国債)	平成11年11月30日～ 平成19年11月26日	1,035,742 (2,350,000千\$) (1,450,000千EUR)	1,035,868 (2,350,000千\$) (1,450,000千EUR)	1.05～6.875	あり (注)7	平成22年6月21日～ 平成39年11月26日	(注)1	
	209回～211回 政府引受債	平成10年10月26日～ 平成10年12月21日	13,169 [13,169]	—	1.1～1.2	あり (注)7	平成20年10月24日～ 平成20年12月19日	(注)3	
	5, 7, 9回～14回, 16回～52回 財投機関債 (国内債)	平成14年10月24日～ 平成20年8月15日	1,364,662 [99,995]	1,314,695 [109,994]	0.57～2.74	あり (注)7	平成21年9月18日～ 平成59年3月20日	(注)4	
	1次財投機関債 (外国債)	平成19年6月20日	49,945	49,952	1.65	あり (注)7	平成24年6月20日	(注)4	
	1回～2回 財投機関債 (ユーロMTN)	平成20年9月18日	4,153 (20,000千\$)	4,153 (20,000千\$)	2.032～3.142	あり (注)7	平成22年9月17日～ 平成35年9月19日	(注)4 (注)5	
	1回～2回 普通社債 (国内債)	平成20年12月18日	—	57,000	1.116～1.367	なし	平成23年12月20日～ 平成25年12月20日		
	1回～12回 普通社債 (ユーロMTN)	平成20年12月2日～ 平成21年3月26日	—	24,423 (100,000千\$) [7,100]	0.68～2.3125	なし	平成22年3月3日～ 平成26年3月25日	(注)6	
	合計	—	—	3,374,848	3,513,020	—	—	—	—

(注) 1. 旧日本政策投資銀行において発行された政府保証債であります。

2. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。

3. 旧北海道東北開発公庫において発行された政府引受債であります。

4. 旧日本政策投資銀行において発行された財投機関債であります。

5. ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建及びユーロ円建財投機関債であります。

6. ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建及びユーロ円建無担保社債であります。

7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定に基づく一般担保であります。

8. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。

9. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

10. 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額	117,094	403,562	522,334	394,837	233,793

借入金等明細表

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率	返済期限
借入金	6,601,478	8,067,892	1.46%	—
借入金	6,601,478	8,067,892	1.46%	平成21年4月～平成41年3月
1年以内に返済 予定のリース債務	80	90	1.66%	—
リース債務(1年 以内に返済予定の ものを除く。)	173	196	1.66%	平成22年4月～平成25年8月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	1,587,053	855,142	952,316	945,447	797,137
リース債務	90	89	61	40	6

【2】財務諸表等

(1)【財務諸表】

①貸借対照表

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部	
現金預け金	58,386
現金	2
預け金	58,384
コールローン	145,000
買現先勘定 ※2	375,966
金銭の信託	23,981
有価証券 ※1, 7, 10	1,226,683
国債	251,413
短期社債	461,514
社債	112,431
株式	149,052
その他の証券	252,272
貸出金 ※3, 4, 5, 6, 7, 8	12,026,675
証書貸付	12,026,675
その他資産	88,436
前払費用	8,277
未収収益	40,634
金融派生商品	39,052
その他の資産 ※7	471
有形固定資産 ※9	162,367
建物	14,485
土地	147,396
リース資産	158
建設仮勘定	27
その他の有形固定資産	300
無形固定資産	4,573
ソフトウェア	4,271
リース資産	128
その他の無形固定資産	173
繰延税金資産	27,915
支払承諾見返	160,276
貸倒引当金	△273,813
投資損失引当金	△9,015
資産の部合計	14,017,435

負債及び純資産の部

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部	
債券 ※7	3,431,597
借入金	8,064,872
借入金	8,064,872
社債	81,423
その他負債	169,143
未払法人税等	20,091
未払費用	33,823
前受収益	1,199
金融派生商品	112,633
リース債務	284
その他の負債	1,111
賞与引当金	2,217
役員賞与引当金	20
退職給付引当金	32,023
役員退職慰労引当金	11
支払承諾	160,276
負債の部合計	11,941,586
純資産の部	
資本金	1,000,000
資本剰余金	1,157,715
資本準備金	1,157,715
利益剰余金	△97,248
その他利益剰余金	△97,248
繰越利益剰余金	△97,248
株主資本合計	2,060,466
その他有価証券評価差額金	△2,425
繰延ヘッジ損益	17,808
評価・換算差額等合計	15,382
純資産の部合計	2,075,849
負債及び純資産の部合計	14,017,435

②損益計算書

(単位：百万円)

	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
経常収益	148,548
資金運用収益	135,733
貸出金利息	131,160
有価証券利息配当金	4,064
コールローン利息	14
買現先利息	387
預け金利息	106
役務取引等収益	4,626
その他の役務収益	4,626
その他業務収益	632
外国為替売買益	632
その他経常収益	7,556
株式等売却益	3,236
金銭の信託運用益	866
その他の経常収益 ※1	3,453
経常費用	267,527
資金調達費用	83,995
債券利息	25,991
コールマネー利息	0
借入金利息	55,906
社債利息	216
金利スワップ支払利息	1,880
その他の支払利息	0
役務取引等費用	140
その他の役務費用	140
その他業務費用	10,730
国債等債券償還損	0
国債等債券償却	147
債券発行費償却	368
社債発行費償却	147
金融派生商品費用	10,065
その他の業務費用	0
営業経費	15,225
その他経常費用	157,436
貸倒引当金繰入額	122,603
投資損失引当金繰入額	4,277
貸出金償却	2,583
株式等償却	10,959
金銭の信託運用損	3
その他の経常費用 ※2	17,008
経常損失(△)	△118,979
特別利益	3,317
固定資産処分益	0
償却債権取立益	3,316
特別損失	39
固定資産処分損	8
減損損失	30
税引前当期純損失(△)	△115,701
法人税、住民税及び事業税	20,016
法人税等調整額	△6,490
法人税等合計	13,525
当期純損失(△)	△129,227

③株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	当事業年度
	(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,000,000
当期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,157,715
当期末残高	1,157,715
資本剰余金合計	
当期首残高	1,157,715
当期末残高	1,157,715
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	—
当期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
当期純損失(△)	△129,227
当期変動額合計	△97,248
当期末残高	△97,248
利益剰余金合計	
当期首残高	—
当期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
当期純損失(△)	△129,227
当期変動額合計	△97,248
当期末残高	△97,248
株主資本合計	
当期首残高	2,157,715
当期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
当期純損失(△)	△129,227
当期変動額合計	△97,248
当期末残高	2,060,466
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,425
当期変動額合計	△2,425
当期末残高	△2,425
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,808
当期変動額合計	17,808
当期末残高	17,808
評価・換算差額等合計	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	15,382
当期変動額合計	15,382
当期末残高	15,382
純資産合計	
当期首残高	2,157,715
当期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
当期純損失(△)	△129,227
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	15,382
当期変動額合計	△81,865
当期末残高	2,075,849

重要な会計方針

当事業年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(3年～5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権につい

ては、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は51,303百万円であり

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始

日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

当事業年度(平成21年3月31日)

※1. 関係会社の株式及び出資総額 76,753百万円

※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当事業年度末に当該処分をせず所有しているものは375,966百万円であります。

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,967百万円、延滞債権額は113,773百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定

支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は56,795百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は189,559百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 為替決済等の取引の担保として、貸出金228,799百万円及び有価証券633,024百万円を差し入れております。

投資先の借入金の担保として、有価証券2,025百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は15百万円であります。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券3,314,596百万円の一般担保に供しております。

※8. 貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、267,826百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが79,128百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 有形固定資産の減価償却累計額 430百万円

※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,280百万円であります。

(損益計算書関係)

当事業年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

※1. その他の経常収益には、投資事業組合の利益分配2,916百万円を含んでおります。

※2. その他の経常費用には、投資事業組合の損失分配16,496百万円を含んでおります。

(株主資本等変動計算書関係)

当行は、株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日、日本政策投資銀行(以下「旧政投銀」という。)が、同法附則第15条の規定により国が承継する資産を除く財産の全部を出資することにより設立されました。旧政投銀から当行へ承継された資産及び負債(同法附則第16条の規定により評価委員が評価した価額)の概要は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産	12,414,193	負債	10,256,477
		純資産	2,157,715
資産合計	12,414,193	負債・純資産合計	12,414,193

(リース取引関係)

当事業年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、情報関連機器及び事務機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額

有形固定資産	508百万円
無形固定資産	254百万円
合計	762百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産	93百万円
無形固定資産	37百万円
合計	130百万円

減損損失累計額相当額

有形固定資産	—百万円
無形固定資産	—百万円
合計	—百万円

期末残高相当額

有形固定資産	414百万円
無形固定資産	216百万円
合計	631百万円

・未経過リース料期末残高相当額

1年内	236百万円
1年超	402百万円
合計	639百万円

・リース資産減損勘定の期末残高 —百万円

・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	145百万円
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円
減価償却費相当額	140百万円
支払利息相当額	6百万円
減損損失	—百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	157百万円
1年超	108百万円
合計	265百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 当事業年度(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

当事業年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸出金償却損金

算入限度超過額 128,029百万円

退職給付引当金 13,030

有価証券償却損金算入限度超過額 9,640

投資損失引当金 3,668

その他有価証券評価差額金 1,664

その他 5,145

繰延税金資産小計 161,178

評価性引当額 △121,044

繰延税金資産合計 40,133

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益 △12,217

繰延税金負債合計 △12,217

繰延税金資産(負債)の純額 27,915百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 40.69%

(調整)

評価性引当額の増減 △52.35

その他 △0.03

税効果会計適用後の法人税等の負担率 △11.69%

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	51,896.23円
1株当たり当期純損失金額	3,230.68円

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
当期純損失	129,227百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る当期純損失	129,227百万円
普通株式の期中平均株式数	40,000千株

(重要な後発事象)

該当ありません。

④附属明細表

当事業年度(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで)

有形固定資産等明細表

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
建物	14,833	80	68 (25)	14,844	358	359	14,485
土地	147,414	—	18 (5)	147,396	—	—	147,396
リース資産	170	15	—	186	27	27	158
建設仮勘定	—	27	—	27	—	—	27
その他の有形固定資産	279	74	9	343	43	43	300
有形固定資産計	162,698	197	97 (30)	162,797	430	431	162,367
無形固定資産							
ソフトウェア	—	4,414	—	4,414	143	143	4,271
リース資産	123	20	—	143	14	14	128
その他の無形固定資産	4,092	477	4,396	174	0	0	173
無形固定資産計	4,215	4,912	4,396	4,732	158	158	4,573

(注) 1. 当期首残高は平成20年10月1日に日本政策投資銀行から承継した有形固定資産及び無形固定資産の額を表示しております。

2. 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

3. 有形固定資産の「その他の有形固定資産」の当期減少額には、一括償却資産の当期償却額6百万円が含まれております。

引当金明細表

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	111,563	215,438	—	111,563	215,438
個別貸倒引当金	95,928	18,728	5,371	50,911	58,374
うち非居住者向け債権分	—	3,061	—	—	3,061
投資損失引当金	5,751	4,277	1,014	—	9,015
賞与引当金	2,006	2,217	2,006	—	2,217
役員賞与引当金	—	20	—	—	20
役員退職慰労引当金	—	11	—	—	11
計	215,250	240,694	8,391	162,474	285,078

(注) 1. 当期首残高は、平成20年10月1日に日本政策投資銀行から承継した金額を表示しております。なお、重要な会計方針「6. 引当金の計上基準(1)貸倒引当金」に記載のとおり、破綻先及び実質破綻先の取立不能見込額については直接減額することとしておりますが、承継時の同取立不能見込額50,911百万円は個別貸倒引当金に含まれているため、個別貸倒引当金の当期首残高に含めて表示しております。

また、これにかかわる直接減額に伴う取崩額は当期減少額(その他)欄に含めて記載しております。

2. 当期減少額(その他)欄に記載の減少額は次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

○未払法人税等

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
未払法人税等	0	20,091	—	0	20,091
未払法人税等	0	16,308	—	0	16,308
未払事業税	—	3,782	—	—	3,782

(2)【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成21年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

①資産の部

預け金	日本銀行への預け金5,092百万円、他の銀行への預け金53,291百万円であります。
その他の証券	外国証券144,035百万円、投資事業組合等への出資金100,749百万円その他であります。
前払費用	賃貸借契約に基づく前払費用であります。
未収収益	貸出金利息39,222百万円、有価証券利息1,174百万円その他であります。
その他の資産	敷金411百万円その他であります。

②負債の部

未払費用	借入金利息23,409百万円、債券利息9,510百万円その他であります。
前受収益	保証料426百万円、債券に係る為替予約差額225百万円その他であります。
その他の負債	未払金400百万円その他であります。

Ⅱ. 参考情報

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 財務諸指標

(1) 貸出金等の状況

① 貸出金等平均残高

(単位：百万円)

	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
	金額
貸出金	11,426,261
社債	105,621

(注) 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

② 貸出金科目別期末残高

(単位：百万円)

	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
証書貸付			
期末残高	12,026,675	—	12,026,675
平均残高	11,426,261	—	11,426,261
その他			
期末残高	—	—	—
平均残高	—	—	—
合計			
期末残高	12,026,675	—	12,026,675
平均残高	11,426,261	—	11,426,261

(2) 貸出金残高の状況

①業種別貸出状況(残高)

(単位：百万円)

業種別	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	
	貸出金残高	
製造業	2,601,152	(21.63%)
農業	117	(0.00%)
林業	932	(0.01%)
漁業	—	(—)
鉱業	26,897	(0.22%)
建設業	18,924	(0.16%)
電気・ガス・熱供給・水道業	2,025,058	(16.84%)
情報通信業	747,876	(6.22%)
運輸業	3,451,422	(28.70%)
卸売・小売業	645,460	(5.37%)
金融・保険業	323,191	(2.69%)
不動産業	1,468,006	(12.21%)
各種サービス業	716,141	(5.95%)
地方公共団体	1,493	(0.01%)
合計	12,026,675	(100.00%)

(注) ()内は構成比。

②地方公共団体の出資または拠出に係る法人(第三セクター)への融資について

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人(いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)として整理しております)が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、社会資本整備促進融資を含む各投融資制度に基づいて投融資を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くっております。これらの法人への当事業年度末の貸出金残高は9,888億円です。

第三セクターに対するリスク管理債権

(単位：百万円)

債権の区分	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	
	金額	
破綻先債権	12,139	
延滞債権	31,347	
3ヵ月以上延滞債権	—	
貸出条件緩和債権	42,611	
合計	86,098	

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要することに加え、経済低迷の影響で売上実績等が計画を下回った等の理由によるものです。

(3) 借入金等の状況

①借入金等平均残高

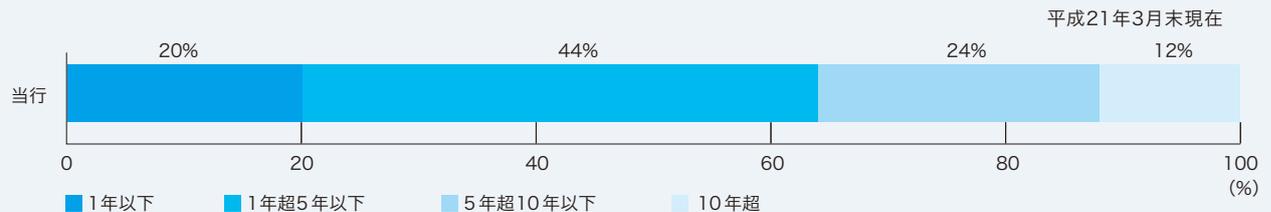
(単位：百万円)

	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
	金額
債券	3,424,051
借入金	6,827,880

(注) 1. 借入金等は、借入金及び債券を指します。

2. 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

②借入金の期間別割合



③自行債券の発行残高

(単位：百万円)

	平成20年度末
政府保証債(国内)	1,001,848
政府保証債(海外)	1,060,947
財投機関債(国内)	1,314,695
財投機関債(海外)	54,105
社債(国内)	57,000
社債(海外)	24,423
合計	3,513,020

④自行債券の期間別残高

(単位：百万円)

当事業年度末残高 (平成21年3月31日)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	—	249,905	79,905	92,758	309,265	270,013
政府保証債(海外)	—	258,472	74,931	150,473	182,963	394,107
財投機関債(国内)	109,994	374,954	389,929	149,968	194,910	94,937
財投機関債(海外)	—	2,153	49,952	—	—	2,000
社債(国内)	—	33,000	24,000	—	—	—
社債(海外)	7,100	7,411	9,911	—	—	—
合計	117,094	925,896	628,630	393,200	687,139	761,058

(4) 損益の状況

① 損益の概要

(単位：百万円)

	当事業年度	
	(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	
業務粗利益	46,126	
経費(除く臨時処理分)	△15,225	
人件費	△9,398	
物件費	△5,021	
税金	△805	
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	30,901	
のれん償却額	—	
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	30,901	
一般貸倒引当金繰入額	△103,875	
業務純益	△72,974	
うち債券関係損益	△147	
臨時損益	△46,005	
株式関係損益	△12,000	
不良債権処理損失	△21,674	
貸出金償却	△2,583	
個別貸倒引当金繰入額	△18,728	
その他の債権売却損等	△361	
その他臨時損益	△12,330	
経常利益(△は経常損失)	△118,979	
特別損益	3,277	
うち償却債権取立益	3,316	
税引前当期純利益(△は税引前当期純損失)	△115,701	
法人税、住民税及び事業税	20,016	
法人税等調整額	△6,490	
法人税等合計	13,525	
当期純利益(△は当期純損失)	△129,227	

(注) 1. 業務粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他業務収支

2. 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除いたものであります。

4. 債券関係損益=国債等債券売却益(+国債等債券償還益)-国債等債券売却損(-国債等債券償還損)-国債等債券償却

5. 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却-投資損失引当金繰入額

② 営業経費の内訳

(単位：百万円)

	当事業年度	
	(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	
給与・手当	7,602	
退職給付費用	1,114	
福利厚生費	1,040	
減価償却費	596	
土地建物機械賃借料	765	
営繕費	739	
消耗品費	193	
給水光熱費	164	
旅費	314	
通信費	212	
広告宣伝費	40	
租税公課	805	
その他	1,634	
合計	15,225	

(注) 損益計算書中の「営業経費」の内訳であります。

③部門別損益の内訳

(単位：百万円)

	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収支	51,738	—	51,738
資金運用収益	135,733	—	135,733
資金運用費用	83,995	—	83,995
役務取引等収支	4,486	—	4,486
役務取引等収益	4,626	—	4,626
役務取引等費用	140	—	140
その他業務収支	△10,097	—	△10,097
その他業務収益	632	—	632
その他業務費用	10,730	—	10,730
業務粗利益	46,126	—	46,126
業務粗利益率	0.73%	—	0.73%

(注) 当事業年度は、平成20年10月1日から同21年3月31日までの6ヶ月間であるため、業務粗利益率については年換算のうえ、数値を記載しております。

④資金運用勘定・調達勘定の分析

(単位：百万円)

	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用勘定			
平均残高	12,598,282	—	12,598,282
利息	135,733	—	135,733
利回り	2.16%	—	2.16%
うち貸出金			
平均残高	11,426,261	—	11,426,261
利息	131,160	—	131,160
利回り	2.30%	—	2.30%
うち有価証券			
平均残高	818,508	—	818,508
利息	4,064	—	4,064
利回り	1.00%	—	1.00%
うち預け金			
平均残高	46,489	—	46,489
利息	106	—	106
利回り	0.46%	—	0.46%
資金調達勘定			
平均残高	10,288,615	—	10,288,615
利息	83,995	—	83,995
利回り	1.64%	—	1.64%
うち債券・社債			
平均残高	3,460,125	—	3,460,125
利息	26,207	—	26,207
利回り	1.52%	—	1.52%
うち借入金			
平均残高	6,827,880	—	6,827,880
利息	55,906	—	55,906
利回り	1.64%	—	1.64%

(注) 当事業年度は、平成20年10月1日から同21年3月31日までの6ヶ月間であるため、利回りについては年換算のうえ、数値を記載しております。

⑤ 役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	4,626	—	4,626
うち預金・貸出業務	3,303	—	3,303
役務取引等費用	140	—	140
うち為替業務	—	—	—
役務取引等収支	4,486	—	4,486

⑥ その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収支	△10,097	—	△10,097
外国為替売買損益	632	—	632
国債等債券損益	△147	—	△147
その他	△10,582	—	△10,582

(5) 諸比率等

① 利鞘

(単位：%)

	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	
	国内業務部門	国際業務部門
(1) 資金運用利回①	2.16	
(イ) 貸出金利回	2.30	
(ロ) 有価証券利回	1.00	
(2) 資金調達原価②	1.94	
(イ) 預金等利回	—	
(ロ) 外部負債利回	1.65	
(3) 総資金利鞘①-②	0.22	

(注) 1. 「外部負債」=債券+コールマネー+借入金+社債。

2. 当事業年度は、平成20年10月1日から同21年3月31日までの6ヵ月間であるため、利回りについては年換算のうえ、数値を記載しております。

② 1株当たり情報

	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	
	国内業務部門	国際業務部門
1株当たり純資産額	51,896.23円	
1株当たり当期純損失金額	3,230.68円	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	
	国内業務部門	国際業務部門
当期純損失	129,227百万円	
普通株主に帰属しない金額	—百万円	
普通株式に係る当期純損失	129,227百万円	
普通株式の期中平均株式数	40,000千株	

③利益率

(単位：%)

		当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
	総資産業務純利益率(一般貸倒引当金繰入前)	0.24
ROA	総資産経常利益率	△0.93
	総資産当期純利益率	△1.01
	自己資本業務純利益率(一般貸倒引当金繰入前)	1.43
ROE	自己資本経常利益率	△5.52
	自己資本当期純利益率	△5.99

(注) 当事業年度は平成20年10月1日から同21年3月31日までの6ヶ月間ですが、当期純利益を用いて年換算をせずに算出しております。

④支払承諾の残高内訳

種類	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	
	口数(件)	金額(百万円)
保証	57	160,276

⑤1店舗当たり貸出金

(単位：百万円)

	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
1店舗当たり貸出金	1,093,334

⑥職員一人当たり貸出金

(単位：百万円)

	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
職員一人当たり貸出金	11,303

⑦中小企業等貸出金

		当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
中小企業等貸出金残高①	百万円	2,526,874
総貸出金残高②	百万円	12,026,675
中小企業等貸出金比率①/②	%	21.01
中小企業等貸出先件数③	件	1,614
総貸出先件数④	件	3,546
中小企業等貸出先件数比率③/④	%	45.52

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

2. 開示債権と引当・保全の状況

資産自己査定、債権保全状況(平成21年3月末)(単体)

(単位：億円)

債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	非分類～II分類	III分類	(IV分類)	貸倒引当金	(参考)引当金及び担保・保証等によるカバー率	リスク管理債権
破綻先 実質破綻先 211	破産更生債権 およびこれら に準ずる債権 211	うち担保・保証・引当金によるカバー 211 うち引当金 9	引当率100.0% 引当金は 非分類に計上	(部分直接償却) 193	584	100.0%	破綻先債権 189
破綻懸念先 1,154	危険債権 1,154	うち担保・保証・引当金によるカバー 1,148 うち引当金 575	引当率98.8% 引当金は 非分類に計上	(部分直接償却) 0		99.5%	延滞債権 1,137
要管理先債権 648	要管理債権 568	うち担保・保証 によるカバー 338	信用部分に 対する引当率 73.1%	(部分直接償却) 10	2,154	89.1%	3ヵ月以上 延滞債権及び 貸出条件緩和債権 568
要注意先 6,086	正常債権 120,903					債権残高に 対する引当率 31.1%	
正常先 114,737						債権残高に 対する引当率 0.1%	
債権残高合計 122,836	開示債権合計 122,836				貸倒引当金 合計 2,738	債権残高に 対する引当率 2.2%	リスク 管理債権 1,895

(注) 1. 「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。

「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。

2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。

3. 要管理債権及び危険債権のIV分類は、実質破綻先及び破綻先から債務者区分が上方遷移した取引先に対するものです。

(参考情報)

(1) 資産自己査定について

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、ALM及びリスク管理の総合的な意思決定機関であるALM・リスク管理委員会に報告しています。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しています。

(注) 当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

(2) 金融再生法に基づく開示債権

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づく資産の査定は、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付を行っている場合はその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権

3. 要管理債権

3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

(3) 銀行法に基づくリスク管理債権

1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものに該当する貸出金

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、1.に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のもに該当する貸出金

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金(1.及び2.に掲げるものを除く。)

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1.～3.に掲げるものを除く。)

銀行法施行規則より抜粋

3. 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権(部分直接償却実施後)(単体)

(単位:百万円)

	当事業年度末
	(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	21,077
危険債権	115,389
要管理債権	56,818
小計	193,285
正常債権	12,090,282
合計	12,283,567

(単位:百万円)

	当事業年度
	(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
部分直接償却実施額	51,303

開示債権合計残高(未残、部分直接償却実施後)に対する比率

(単位:%)

	当事業年度
	(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.17
危険債権	0.94
要管理債権	0.46
正常債権	98.43

保全状況

(単位:%)

	当事業年度
	(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
保全率(部分直接償却実施後)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0
危険債権	99.5
要管理債権	89.1
信用部分に対する引当率(部分直接償却実施後)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0
危険債権	98.8
要管理債権	73.1
その他の債権に対する引当率(部分直接償却実施後)	
要管理先債権以外の要注意先債権	31.1
正常先債権	0.1

4. リスク管理債権の状況

リスク管理債権 (部分直接償却実施後) (単体)

(単位：百万円)

	当事業年度
	(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
破綻先債権	18,967
延滞債権	113,773
3ヵ月以上延滞債権	23
貸出条件緩和債権	56,795
合計	189,559

貸出金残高 (未残、部分直接償却実施後) に対する比率 (単体)

(単位：%)

	当事業年度
	(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
破綻先債権	0.16
延滞債権	0.95
3ヵ月以上延滞債権	0.00
貸出条件緩和債権	0.47
リスク管理債権合計 / 貸出金残高 (未残)	1.58

業種別リスク管理債権 (単体)

(単位：百万円)

	当事業年度
	(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
製造業	14,742
農・林・漁業	17
鉱業	—
建設業	6,700
電気・ガス・熱供給・水道業	3,259
情報通信業	5,858
運輸業	41,588
卸売・小売業、飲食店	12,807
金融・保険業	3,670
不動産業	57,925
各種サービス業	42,991
地方公共団体	—
合計	189,559

5. 自己資本比率の状況

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率（パーゼルⅡ／標準的手法、国際統一基準）を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

（参考）

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出において基礎的手法を採用しております。また、当行はマーケット・リスク規制を導入しておりません。

連結自己資本比率（国際統一基準）

（単位：百万円）

項目		平成21年3月31日 金額
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,000,000
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本剰余金	1,157,715
	利益剰余金	△96,363
	自己株式(△)	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	—
	その他有価証券の評価差損(△)	△1,772
	為替換算調整勘定	—
	新株予約権	—
	連結子会社等の少数株主持分	9,690
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	
繰延税金資産の控除金額(△)	—	
計 (A)	2,069,269	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^(注1)	—
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—
	一般貸倒引当金	215,245
	負債性資本調達手段等	—
	うち永久劣後債務 ^(注2)	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^(注3)	—	
計	215,245	
うち自己資本への算入額 (B)	111,943	
控除項目	控除項目 ^(注4) (C)	489,607
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	1,691,606
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	8,267,755
	オフ・バランス取引等項目	509,819
	信用リスク・アセットの額 (E)	8,777,574
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	177,936
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	14,234
計 ((E) + (F)) (H)	8,955,510	
連結自己資本比率(国際統一基準) = D / H × 100 (%)	18.88	
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)	23.10	

(注) 1. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位:百万円)

項目		平成21年3月31日 金額
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,000,000
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本準備金	1,157,715
	その他資本剰余金	—
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△97,248
	その他	—
	自己株式(△)	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	—
	その他有価証券の評価差損(△)	△2,425
	新株予約権	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—
	繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—
	計 (A)	2,058,040
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^(注1)	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—
	一般貸倒引当金	215,438
	負債性資本調達手段等	—
	うち永久劣後債務 ^(注2)	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^(注3)	—
	計	215,438
	うち自己資本への算入額 (B)	111,858
控除項目 (C)	495,906	
自己資本額 (D)	1,673,992	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	8,261,475
	オフ・バランス取引等項目	509,419
	信用リスク・アセットの額 (E)	8,770,895
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	177,776
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	14,222
計((E)+(F)) (H)	8,948,672	
単体自己資本比率(国際統一基準) = D / H × 100(%)		18.70
(参考)Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		22.99

(注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

6. その他

旧DBJの連結財務諸表及び財務諸表について記載しております。

(1) 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- ① 旧DBJの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)に準拠しております。
- ② 旧DBJの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)に準拠しております。

(2) 監査証明について

旧DBJは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)の連結財務諸表及び前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)の財務諸表について、監査法人トーマツの監査証明を受けております。また、監査証明の中に「準じて」とあるのは、金融商品取引法と同等の監査をいたしました。が、監査証明については、旧DBJが金融商品取引法の適用を受けないことから、金融商品取引法に基づく監査ではないためであります。

(3) その他

旧DBJは、新DBJ法附則第9条の規定に基づき、旧DBJの財産の全部(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を平成20年10月1日に設立された当行に現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧DBJの一切の権利及び義務(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)は当行に承継されています。

(参考情報：旧DBJの連結財務諸表等)

連結財務諸表等

①連結貸借対照表

資産の部

(単位：百万円)

区分	平成19年度 (平成20年3月31日)		平成20年度 (平成20年9月30日)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(資産の部)				
貸出金 ※3, 4, 5, 6, 8	11,470,456	91.57	11,264,211	91.66
有価証券 ※1, 2, 7, 10	549,117	4.38	558,042	4.54
金銭の信託	74,469	0.59	65,153	0.53
買現先勘定	136,925	1.09	156,998	1.28
現金預け金	182,916	1.46	206,530	1.68
その他資産 ※7	64,054	0.51	56,776	0.46
有形固定資産 ※9	35,723	0.29	35,733	0.29
無形固定資産	1,429	0.01	4,218	0.03
支払承諾見返 ※11	126,833	1.01	102,067	0.83
貸倒引当金	△111,828	△0.89	△156,485	△1.27
投資損失引当金	△3,121	△0.02	△3,742	△0.03
資産の部合計	12,526,978	100.00	12,289,504	100.00

負債及び純資産の部

(単位：百万円)

区分	平成19年度 (平成20年3月31日)		平成20年度 (平成20年9月30日)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(負債の部)				
債券	3,157,163	25.20	3,374,848	27.46
借入金	6,978,546	55.71	6,601,478	53.72
その他負債	155,227	1.24	144,228	1.17
賞与引当金	1,653	0.02	2,006	0.02
退職給付引当金	31,432	0.25	31,935	0.26
支払承諾 ※11	126,833	1.01	102,067	0.83
負債の部合計	10,450,856	83.43	10,256,565	83.46
(純資産の部)				
資本金	1,272,286	10.16	1,272,286	10.35
利益剰余金	860,006	6.86	830,329	6.76
株主資本合計	2,132,292	17.02	2,102,615	17.11
その他有価証券評価差額金	12,300	0.10	△1,294	△0.01
繰延ヘッジ損益	△72,039	△0.58	△71,470	△0.58
評価・換算差額等合計	△59,739	△0.48	△72,765	△0.59
少数株主持分	3,567	0.03	3,088	0.02
純資産の部合計	2,076,121	16.57	2,032,938	16.54
負債及び純資産の部合計	12,526,978	100.00	12,289,504	100.00

②連結損益計算書

(単位：百万円)

区分	平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益	335,697	100.00	163,329	100.00
資金運用収益	313,618		141,788	
貸出金利息	306,462		135,802	
有価証券利息配当金	4,578		4,743	
買現先利息	1,577		570	
預け金利息	995		669	
その他の受入利息	3		2	
役務取引等収益	4,995		3,037	
その他業務収益	534		1,699	
その他経常収益 ※1	16,549		16,804	
経常費用	322,856	96.17	194,641	119.17
資金調達費用	209,382		91,936	
債券利息	45,130		27,200	
借入金利息	148,962		59,764	
その他の支払利息	15,288		4,971	
役務取引等費用	29		5	
その他業務費用	21,721		7,048	
営業経費	29,909		16,454	
その他経常費用 ※2	61,813		79,197	
経常利益 (△は経常損失)	12,841	3.83	△31,312	△19.17
特別利益	39,007	11.61	2,260	1.38
固定資産処分益	68		0	
償却債権取立益	1,982		1,798	
貸倒引当金戻入益	24,307		—	
繰上弁済補償金 ※3	12,648		—	
その他の特別利益	—		461	
特別損失	13	0.00	29	0.02
固定資産処分損	13		29	
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)	51,835	15.44	△29,081	△17.81
法人税、住民税及び事業税	13	0.00	2	0.00
法人税等調整額	△13	△0.00	△17	△0.01
法人税等合計			△15	△0.01
少数株主損失 (△)	△773	△0.23	△414	△0.26
当期純利益 (△は当期純損失)	52,608	15.67	△28,651	△17.54

③連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)								
	株主資本			評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等 合計			
平成19年3月31日残高	1,272,286	809,898	2,082,184	21,539	△122,294	△100,754	4,234	1,985,663	
連結会計年度中の変動額									
国庫納付金	—	△2,499	△2,499	—	—	—	—	△2,499	
当期純利益	—	52,608	52,608	—	—	—	—	52,608	
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	—	—	—	△9,239	50,254	41,015	△667	40,348	
連結会計年度中の変動額合計	—	50,108	50,108	△9,239	50,254	41,015	△667	90,457	
平成20年3月31日残高	1,272,286	860,006	2,132,292	12,300	△72,039	△59,739	3,567	2,076,121	

(単位：百万円)

	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)								
	株主資本			評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等 合計			
平成20年3月31日残高	1,272,286	860,006	2,132,292	12,300	△72,039	△59,739	3,567	2,076,121	
連結会計年度中の変動額									
国庫納付金	—	△1,026	△1,026	—	—	—	—	△1,026	
当期純損失(△)	—	△28,651	△28,651	—	—	—	—	△28,651	
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	—	—	—	△13,595	569	△13,026	△478	△13,504	
連結会計年度中の変動額合計	—	△29,677	△29,677	△13,595	569	△13,026	△478	△43,182	
平成20年9月30日残高	1,272,286	830,329	2,102,615	△1,294	△71,470	△72,765	3,088	2,032,938	

④連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区分	平成19年度	平成20年度
	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
	金額	金額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益(△は税金等調整前当期純損失)	51,835	△29,081
減価償却費	763	406
のれん償却額	91	—
持分法による投資損益(△は益)	△15,045	3,389
持分変動損益(△は益)	—	△461
貸倒引当金の増減(△)額	△34,797	44,656
投資損失引当金の増減額(△は減少)	27	621
賞与引当金の増減額(△は減少)	35	353
退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,874	502
資金運用収益	△313,618	△141,788
資金調達費用	209,382	91,936
有価証券関係損益(△)	△416	△1,698
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	15,656	6,430
為替差損益(△は益)	△0	11
固定資産処分損益(△は益)	△55	28
繰上弁済補償金	△12,648	—
貸出金の純増(△)減	619,356	206,245
債券の純増減(△)	485,518	217,685
借入金の純増減(△)	△945,389	△377,067
預け金の純増(△)減	△147,600	△32,600
買現先勘定の純増(△)減	86,903	△20,072
社債・株式・その他の証券の純増(△)減	△99,407	△8,711
資金運用による収入	316,487	143,011
資金調達による支出	△209,417	△91,142
その他	12,240	△5,893
小計	21,778	6,762
法人税等の支払額	△1,241	—
法人税等の還付額	—	658
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,536	7,421
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△100,577	△105,315
有価証券の売却による収入	60,901	81,617
有価証券の償還による収入	20,000	10,000
金銭の信託の増加による支出	△8,781	△1,170
金銭の信託の減少による収入	6,324	2,477
有形固定資産の取得による支出	△773	△248
有形固定資産の売却による収入	120	2
無形固定資産の取得による支出	△1,373	△2,721
投資活動によるキャッシュ・フロー	△24,160	△15,358
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
国庫納付による支払額	△1,320	△1,026
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,320	△1,026
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△11
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△4,944	△8,976
VI 現金及び現金同等物の期首残高	36,250	31,306
VII 現金及び現金同等物の期末残高 ※1	31,306	22,330

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	
<p>(1) 連結子会社10社</p> <p>DBJ事業投資(株) DBJコーポレート投資事業組合 DBJ新産業創造投資事業組合 DBJ事業価値創造投資事業組合 DBJストラクチャード投資事業組合 金融サービス育成投資事業組合 (有)DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ DBJクレジット・ライン(株) 新規事業投資(株) 新規事業投資1号投資事業有限責任組合 金融サービス育成投資事業組合については、当連結会計年度において新たに設立されたことに伴い、当連結会計年度より、連結子会社としております。</p> <p>(2) 非連結子会社21社</p> <p>あすかDBJ投資事業有限責任組合 (有)GADフィナンシャル・サービス UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合 bhp有限責任事業組合 DBJみらい創造投資(有) 合同会社DBJ WBS FUNDING 合同会社DBJ日本海投資 CITIC Japan Growth Partners, L.P. トランスサイエンス・マテリアル投資事業有限責任組合 Bridgehead(株) (株) 苜東 バイオテック・ヘルスケア一号投資事業有限責任組合 アイティーファーム一号投資事業有限責任組合 アイティーファーム二号投資事業有限責任組合 マイルストーン投資事業有限責任組合 アント・DBJ投資事業有限責任組合 International Financial Solutions Group, Ltd. Zenshin Capital Management II, L.P. Zenshin Capital Partners II, L.P.</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 (有)ADSグローバルパートナーズ、(株)サンセー・インターナショナル・テクノロジー、WISE PARTNERS(株)、(株)ダイフレックスHD、(株)ハイドロデバイス、いすゞパートナーズ投資事業有限責任組合</p>	<p>(1) 連結子会社10社</p> <p>DBJ事業投資(株) DBJコーポレート投資事業組合 DBJ新産業創造投資事業組合 DBJ事業価値創造投資事業組合 DBJストラクチャード投資事業組合 金融サービス育成投資事業組合 (有)DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ DBJクレジット・ライン(株) 新規事業投資(株) 新規事業投資1号投資事業有限責任組合</p> <p>(2) 非連結子会社22社</p> <p>あすかDBJ投資事業有限責任組合 (有)GADフィナンシャル・サービス UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合 bhp有限責任事業組合 DBJみらい創造投資(有) 合同会社DBJ WBS FUNDING 合同会社DBJ日本海投資 CITIC Japan Growth Partners, L.P. トランスサイエンス・マテリアル投資事業有限責任組合 Bridgehead(株) バイオテック・ヘルスケア一号投資事業有限責任組合 アイティーファーム一号投資事業有限責任組合 アイティーファーム二号投資事業有限責任組合 マイルストーン投資事業有限責任組合 アント・DBJ投資事業有限責任組合 International Financial Solutions Group, Ltd. Zenshin Capital Management II, L.P. Zenshin Capital Partners II, L.P. ラオックス投資事業有限責任組合 DBJ Singapore Limited</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 (有)ADSグローバルパートナーズ、(株)サンセー・インターナショナル・テクノロジー、WISE PARTNERS(株)、(株)ダイフレックスHD、(株)ハイドロデバイス</p>

平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<p>(子会社としなかった理由) 当行資金供給業務の一環として、投資育成目的のため出資したものであること、あるいは管理業務に準ずる業務を行うため無限責任組合員の地位を有するものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。</p>	<p>(子会社としなかった理由) 当行資金供給業務の一環として、投資育成目的のため出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p>	
<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社1社 イーバンク銀行(株) イーバンク銀行(株)については、当行及び子会社が同社株式を取得したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社21社 あすかDBJ投資事業有限責任組合 (有)GADフィナンシャル・サービス UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合 bhp有限責任事業組合 DBJみらい創造投資(有) 合同会社DBJ WBS FUNDING 合同会社DBJ日本海投資 CITIC Japan Growth Partners, L.P. トランスサイエンス・マテリアル投資事業有限責任組合 Bridgehead(株) (株) 苦東 バイオテック・ヘルスケア一号投資事業有限責任組合 アイティーファーム一号投資事業有限責任組合 アイティーファーム二号投資事業有限責任組合 マイルストーン投資事業有限責任組合 アント・DBJ投資事業有限責任組合 International Financial Solutions Group, Ltd. Zenshin Capital Management II, L.P. Zenshin Capital Partners II, L.P.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社100社 主要な会社名 イノベーションカーブアウトファンド一号投資事業有限責任組合 合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社を関連会社としなかった当該他の会社等の名称 グローバルインシュアランス(株)、(株)ゴードン・ブラザーズ・ジャパン、鳴海製陶(株)、(株)メディクルード、(株)グリーンパワー・インベストメント、(株)ロコモジェン、(株)アドバンジェン、</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社1社 イーバンク銀行(株)</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社22社 あすかDBJ投資事業有限責任組合 (有)GADフィナンシャル・サービス UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合 bhp有限責任事業組合 DBJみらい創造投資(有) 合同会社DBJ WBS FUNDING 合同会社DBJ日本海投資 CITIC Japan Growth Partners, L.P. トランスサイエンス・マテリアル投資事業有限責任組合 Bridgehead(株) バイオテック・ヘルスケア一号投資事業有限責任組合 アイティーファーム一号投資事業有限責任組合 アイティーファーム二号投資事業有限責任組合 マイルストーン投資事業有限責任組合 アント・DBJ投資事業有限責任組合 International Financial Solutions Group, Ltd. Zenshin Capital Management II, L.P. Zenshin Capital Partners II, L.P. ラオックス投資事業有限責任組合 DBJ Singapore Limited</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社108社 主要な会社名 都市再生プライベートファンド投資事業有限責任組合 合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社を関連会社としなかった当該他の会社等の名称 グローバルインシュアランス(株)、(株)ゴードン・ブラザーズ・ジャパン、鳴海製陶(株)、(株)メディクルード、(株)グリーンパワー・インベストメント、(株)ロコモジェン、(株)アドバンジェン、</p>

平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<p>General Enterprise Management Services Limited、(株) VaxivaBiosciences、(株) アンクス</p> <p>(関連会社としなかった理由) 当行資金供給業務の一環として投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。</p>	<p>General Enterprise Management Services Limited、(株) VaxivaBiosciences、(株) アンクス、旭ファイバーグラス(株)、(株) グライコメディクス、Takumi Technology Corporation (関連会社としなかった理由) 当行資金供給業務の一環として投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。</p>
<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p>	
<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 1社 3月末日 9社</p> <p>子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。なお、(有)DBJコーポレート・メザニン・パートナーズについては、当連結会計年度より決算日を12月31日に変更しております。</p>	<p>連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の中間財務諸表を使用しております。</p> <p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 1社 9月末日 9社</p> <p>連結決算日と上記中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p>	
<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表及び中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)(イ)と同じ方法により行っております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(3) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：22年～50年 動産：3年～20年</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(3) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：22年～50年 その他：3年～20年</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>

平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<p>(4) 繰延資産の処理方法 債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てております。 上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は52,170百万円であります。</p> <p>(6) 投資損失引当金の計上基準 投資に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。また、賞与引当金には、役員に対するものが含まれております。</p> <p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理 また、退職給付引当金には、役員に対するものが含まれております。</p>	<p>(4) 繰延資産の処理方法 同左</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てております。 上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は50,887百万円であります。</p> <p>(6) 投資損失引当金の計上基準 同左</p> <p>(7) 賞与引当金の計上基準 同左</p> <p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理</p>

平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建の資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(10) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(11) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a.ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金</p> <p>b.ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券</p> <p>③ヘッジ方針 金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>④ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(12) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p> <p>(10) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(11) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(12) 消費税等の会計処理 同左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	
のれん及び負ののれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。	同左
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は170百万円、「無形固定資産」中のリース資産は123百万円、「その他負債」中のリース債務は254百万円増加しております。また、これにより連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの小計区分前の「その他」に含めて表示しておりました「預け金の純増(△)減」(前連結会計年度 △3,700百万円)及び「社債・株式・その他の証券の純増(△)減」(前連結会計年度 △40,038百万円)については、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。</p> <p>なお、「社債・株式・その他の証券の純増(△)減」には、社債・株式・その他の証券に係るその他有価証券評価差額金の純増減等を含めて表示しております。</p>	

注記事項

(連結貸借対照表関係)

平成19年度 (平成20年3月31日)	平成20年度 (平成20年9月30日)
<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式17,594百万円及び出資金40,912百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは136,925百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,329百万円、延滞債権額は57,429百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>	<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式13,635百万円及び出資金46,739百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは156,998百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は688百万円、延滞債権額は84,729百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>

平成19年度 (平成20年3月31日)	平成20年度 (平成20年9月30日)
<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は26百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は60,988百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は119,774百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券123,155百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は484百万円であります。</p> <p>※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、327,665百万円であります。 このうち、1年以内に融資予定のものは153,869百万円であります。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 20,858百万円</p> <p>※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,280百万円であります。</p> <p>※11. 従来、支払承諾として計上していたクレジットデリバティブは、時価の合理性が確認できたことから、当連結会計年度より当該評価額により時価評価しております。</p>	<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は73,020百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は158,462百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券120,471百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は465百万円であります。</p> <p>※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、274,879百万円であります。 このうち、1年以内に融資予定のものは100,675百万円であります。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 21,021百万円</p> <p>※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,280百万円であります。</p> <p>※11. _____</p>

(連結損益計算書関係)

平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<p>※1. その他経常収益には、投資事業組合の利益分配13,569百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常費用には、貸出金償却7,913百万円、貸出債権の売却に係る損失198百万円、株式等償却723百万円、投資損失引当金繰入額1,392百万円、持分法による投資損失15,045百万円及び金融派生商品費用8,602百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 従来、繰延計上してきた繰上弁済に伴う補償金を全額取り崩したものであります。</p>	<p>※1. その他経常収益には、投資事業組合の利益分配11,800百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額45,398百万円及び株式等償却10,441百万円を含んでおります。</p> <p>※3. _____</p>

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 平成19年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(1) 国庫納付金支払額

2,499百万円

(2) 基準日が当連結会計年度に属する国庫納付金のうち、国庫納付金の納付日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	国庫納付金(百万円)	基準日	納付日
平成20年 5月14日	1,026	平成20年 3月31日	平成20年 5月30日
決算役員会			

II 平成20年度(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

(1) 国庫納付金支払額

1,026百万円

(2) 基準日が当連結会計年度に属する国庫納付金のうち、国庫納付金の納付日が翌連結会計年度となるもの

該当ありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年3月31日現在 (単位：百万円) 現金預け金勘定 182,916 定期性預け金等 △151,600 財務代理人への信託金 △10 現金及び現金同等物 31,306	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年9月30日現在 (単位：百万円) 現金預け金勘定 206,530 定期性預け金等 △184,200 現金及び現金同等物 22,330

(リース取引関係)

平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 1,111百万円 その他 484百万円 合計 1,596百万円 減価償却累計額相当額 動産 479百万円 その他 181百万円 合計 661百万円	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として、情報関連機器及び事務機器であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 ② リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(3) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 848百万円 無形固定資産 467百万円 合計 1,316百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 327百万円 無形固定資産 212百万円 合計 540百万円

平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
減損損失累計額相当額		減損損失累計額相当額	
動産	—百万円	有形固定資産	—百万円
その他	—百万円	無形固定資産	—百万円
合計	—百万円	合計	—百万円
年度末残高相当額		年度末残高相当額	
動産	631百万円	有形固定資産	521百万円
その他	302百万円	無形固定資産	254百万円
合計	934百万円	合計	775百万円
・未経過リース料年度末残高相当額		・未経過リース料年度末残高相当額	
1年内	304百万円	1年内	265百万円
1年超	634百万円	1年超	517百万円
合計	939百万円	合計	782百万円
・リース資産減損勘定年度末残高		・リース資産減損勘定年度末残高	
	—百万円		—百万円
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失		・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	
支払リース料	292百万円	支払リース料	181百万円
リース資産減損勘定取崩額	—百万円	リース資産減損勘定取崩額	—百万円
減価償却費相当額	282百万円	減価償却費相当額	174百万円
支払利息相当額	9百万円	支払利息相当額	8百万円
減損損失	—百万円	減損損失	—百万円
・減価償却費相当額の算定方法		・減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
・利息相当額の算定方法		・利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。		リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	
2. オペレーティング・リース取引		2. オペレーティング・リース取引	
・未経過リース料		・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	—百万円	1年内	182百万円
1年超	—百万円	1年超	242百万円
合計	—百万円	合計	425百万円
(減損損失について)		(減損損失について)	
リース資産に配分された減損損失はありません。		リース資産に配分された減損損失はありません。	

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

I 平成19年度

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	46,501	46,663	162	522	360
その他	—	—	—	—	—
合計	46,501	46,663	162	522	360

(注)1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	34,617	41,355	6,738	13,412	6,674
債券	162,181	164,639	2,457	2,881	423
国債	140,661	143,530	2,869	2,881	11
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	16,000	15,834	△165	—	165
社債	5,520	5,274	△245	—	245
その他	5,852	5,943	91	191	100
合計	202,651	211,938	9,287	16,485	7,197

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当連結会計年度における減損処理額は、3,570百万円(うち、株式149百万円、債券2,480百万円、その他940百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価格に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	307	105	3,049

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券	
非上場社債	35,246
その他有価証券	
非上場株式	142,038
非上場社債	0
譲渡性預金	149,000
その他	113,392

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	36,240	129,873	76,519	3,754
国債	20,089	71,182	52,259	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	15,834	—	—	—
社債	317	58,691	24,260	3,754
その他	149,000	—	125	—
合計	185,240	129,873	76,645	3,754

II 平成20年度

1. 売買目的有価証券(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	46,530	46,377	△153	283	437
その他	—	—	—	—	—
合計	46,530	46,377	△153	283	437

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	35,894	35,505	△389	8,575	8,964
債券	176,540	176,311	△228	128	357
国債	155,890	155,949	58	127	69
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	20,649	20,362	△287	0	288
その他	2,400	1,600	△800	—	800
合計	214,834	213,417	△1,417	8,704	10,121

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない

ものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は、8,159百万円（うち、株式5,789百万円、債券2,370百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価格に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	90,164	6,061	43

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）（単位：百万円）

	金額
満期保有目的の債券	
非上場社債	45,972
その他有価証券	
非上場株式	128,725
非上場社債	0
譲渡性預金	181,300
その他	63,022

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年9月30日現在）（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	87,413	155,495	22,118	3,787
国債	69,980	85,968	—	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	17,433	69,527	22,118	3,787
その他	181,300	—	—	—
合計	268,713	155,495	22,118	3,787

（金銭の信託関係）

I 平成19年度

1. 運用目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）
該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）
該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年3月31日現在）（単位：百万円）

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の金銭の信託	74,417	74,454	410	674	263

（注）「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

II 平成20年度

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	14	△0

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の金銭の信託	65,612	65,138	△474	181	652

(注)「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 平成19年度

○その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	金額
評価差額	12,831
その他有価証券	13,095
その他の金銭の信託	△263
(+ 繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債))	△105
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	12,726
(△)少数株主持分相当額	11
(+ 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額)	△436
その他有価証券評価差額金	12,300

(注) その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

II 平成20年度

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	金額
評価差額	△1,676
その他有価証券	△1,020
その他の金銭の信託	△656
(△)繰延税金負債	67
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,743
(+ 少数株主持分相当額)	20
(+ 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額)	428
その他有価証券評価差額金	△1,294

(注) その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

I 平成19年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引・先物為替予約取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

金利スワップ取引・通貨スワップ取引及び先物為替予約取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段の提供を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

(3) 取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段を提供する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建融資及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

③ ヘッジ方針

金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきましてもヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきましても、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に各担当理事に報告しております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

「契約額等」は、デリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,285,344	2,155,344	36,658	36,658
	受取変動・支払固定	2,285,303	2,155,303	△36,755	△36,755
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△96	△96

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	15,337	—	402	402
	買建	100	—	△0	△0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	402	402

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)
該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)
該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・ デフォルト・スワップ				
	売建	1,107,506	1,107,506	△15,705	△15,705
	買建	602,416	602,416	868	868
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△14,836	△14,836

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

II 平成20年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引・先物為替予約取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

金利スワップ取引・通貨スワップ取引及び先物為替予約取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段の提供を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

(3) 取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段を提供する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建融資及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

③ ヘッジ方針

金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきましてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきましては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に各担当理事に報告しております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

「契約額等」は、デリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金融商品	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	取引所				
店頭	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約				
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,510,410	2,410,410	9,997	9,997
	受取変動・支払固定	2,508,469	2,408,469	△9,989	△9,989
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	7	7

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (平成20年9月30日現在)

(単位: 百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
金融商品	買建	—	—	—	—
取引所	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	5,415	—	282	282
	為替予約				
	売建	25,488	—	453	453
	買建	5,358	—	37	37
店頭	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	773	773

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引 (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成20年9月30日現在)

(単位: 百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	クレジット・				
	デフォルト・スワップ				
	売建	1,081,765	656,575	△16,924	△16,924
店頭	買建	583,295	159,605	615	615
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△16,308	△16,308

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

区分	平成19年度 (平成20年3月31日)	平成20年度 (平成20年9月30日)
	金額	金額
退職給付債務 (A)	△45,019	△45,018
年金資産 (B)	13,586	13,082
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△31,432	△31,935
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	—	—
未認識数理計算上の差異 (E)	—	—
未認識過去勤務債務 (F)	—	—
連結貸借対照表計上額純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	△31,432	△31,935
前払年金費用 (H)	—	—
退職給付引当金 (G) - (H)	△31,432	△31,935

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

区分	平成19年度 (平成20年3月31日)	平成20年度 (平成20年9月30日)
	金額	金額
勤務費用	1,389	694
利息費用	887	449
期待運用収益	△74	△33
過去勤務債務の費用処理額	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	1,841	832
会計基準変更時差異の費用処理額	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—	—
退職給付費用	4,043	1,942

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	平成19年度 (平成20年3月31日)	平成20年度 (平成20年9月30日)
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.5%	0.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	同左

(税効果会計関係)

平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
繰延税金資産	繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	541百万円	税務上の繰越欠損金	1,384百万円
未払事業税	0	未払事業税	20
投資損失引当金否認	270	投資損失引当金否認	71
有価証券評価損	604	有価証券評価損	1,058
その他	3	減損損失等否認	11,388
繰延税金資産小計	1,420	その他	365
評価性引当額	△1,420	繰延税金資産小計	14,288
繰延税金資産合計	0	評価性引当額	△14,287
繰延税金負債		繰延税金資産合計	0
その他有価証券評価差額金	△105	繰延税金負債	
その他	△17	その他有価証券評価差額金	△66
繰延税金負債合計	△122	繰延税金負債合計	△66
繰延税金資産(負債)の純額	△122百万円	繰延税金資産(負債)の純額	△66百万円

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

平成19年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)及び平成20年度(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)連結会社は銀行業以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、その事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

平成19年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)及び平成20年度(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

3. 国際業務経常収益

平成19年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)及び平成20年度(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

1. 平成19年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

2. 平成20年度(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(重要な後発事象)

日本政策投資銀行(以下「政投銀」という。)は、株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号。以下「政投銀法」という。)附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で株式会社日本政策投資銀行に、政投銀法附則第15条の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資しており、それにより取得した株式を当行への出資者である政府に無償譲渡しています。

また、政投銀法附則第15条の規定に基づき、政投銀は株式会社日本政策投資銀行の成立の時に於いて解散しており、その一切の権利及び義務は、政投銀法附則第15条の規定により国が承継する資産を除き、株式会社日本政策投資銀行が承継しています。

⑤連結附属明細表

債券明細表

会社名	銘柄	発行年月日	平成19年度末残高 (百万円)	平成20年度末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限	摘要
	1回～23回 政府保証債 (国内債)	平成12年8月25日～ 平成20年8月20日	802,282	882,095	0.80～2.20	一般 担保	平成22年8月25日～ 平成35年6月19日	
	67次政府保証債 (外国債)	平成10年9月4日	25,083	25,081	1.81	一般 担保	平成40年9月4日	(注)1
	1次～14次 政府保証債 (外国債)	平成11年11月30日～ 平成19年11月26日	1,035,616 (2,350,000千\$) (1,450,000千EUR)	1,035,742 (2,350,000千\$) (1,450,000千EUR)	1.05～6.875	一般 担保	平成22年6月21日～ 平成39年11月26日	
当行	204回～211回 政府引受債	平成10年5月25日～ 平成10年12月21日	39,550 [39,550]	13,169 [13,169]	1.10～1.90	一般 担保	平成20年5月23日～ 平成20年12月19日	(注)2
	5.7回～52回 財投機関債 (国内債)	平成14年10月24日～ 平成20年8月15日	1,204,692 [129,997]	1,364,662 [99,995]	0.40～2.74	一般 担保	平成20年9月22日～ 平成59年3月20日	
	1次財投機関債 (外国債)	平成19年6月20日	49,937	49,945	1.65	一般 担保	平成24年6月20日	
	米ドル建 普通社債	平成20年9月18日	—	2,153 (20,000千\$)	3.142	一般 担保	平成22年9月17日	(注)3
	ユーロ円建 普通社債	平成20年9月18日	—	2,000	2.032	一般 担保	平成35年9月19日	(注)4
合計	—	—	3,157,163	3,374,848	—	—	—	—

(注)1. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。

2. 旧北海道東北開発公庫において発行された政府引受債であります。

3. ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行した米ドル建普通社債であります。

4. ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建普通社債であります。

5. 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。

6. 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

7. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額	113,165	292,052	464,510	383,692	299,950

借入金等明細表

区分	平成19年度末残高 (百万円)	平成20年度末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	6,978,546	6,601,478	1.72	—
1年以内に返済予定の リース債務	—	80	1.60	平成21年4月～平成21年9月
リース債務(1年以内に 返済予定のものを除く。)	—	173	1.65	平成22年4月～平成25年8月

(注)1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	1,012,322	901,709	796,013	698,469	845,577

(参考情報：旧DBJの財務諸表等)

【1】財務諸表等

①貸借対照表

資産の部

(単位：百万円)

区分	第9期 (平成20年3月31日)		第10期 (平成20年9月30日)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(資産の部)				
貸出金 ※3, 4, 5, 6, 8	11,512,906	91.92	11,294,661	91.91
証書貸付	11,512,906		11,294,661	
有価証券 ※1, 2, 7, 11	532,137	4.25	532,157	4.33
国債	143,530		155,949	
社債	87,022		96,936	
株式	185,767		169,934	
その他の証券	115,816		109,337	
金銭の信託	25,720	0.21	24,744	0.20
買現先勘定	136,925	1.09	156,998	1.28
現金預け金	161,741	1.29	197,567	1.61
現金	1		1	
預け金	161,739		197,566	
その他資産 ※7	64,894	0.52	56,703	0.46
前払費用	135		142	
未収収益	42,766		41,509	
金融派生商品	20,510		13,859	
その他の資産	1,481		1,192	
有形固定資産 ※9	35,709	0.28	35,723	0.29
建物	15,075		14,888	
土地	20,340		20,340	
その他の有形固定資産	293		494	
無形固定資産	1,371	0.01	4,215	0.03
権利金	0		0	
その他の無形固定資産	1,371		4,215	
支払承諾見返 ※12	172,833	1.38	148,067	1.21
貸倒引当金	△112,030	△0.89	△156,580	△1.27
投資損失引当金	△7,329	△0.06	△5,751	△0.05
資産の部合計	12,524,880	100.00	12,288,508	100.00

負債及び純資産の部

(単位：百万円)

区分	第9期 (平成20年3月31日)		第10期 (平成20年9月30日)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(負債の部)				
債券	3,157,163	25.21	3,374,848	27.46
債券発行高	3,157,163		3,374,848	
借入金	6,932,546	55.35	6,555,478	53.35
借入金	6,932,546		6,555,478	
その他負債	155,075	1.24	144,062	1.17
未払費用	33,346		34,236	
前受収益	997		911	
従業員預り金	199		159	
金融派生商品	115,499		107,659	
その他の負債	5,032		1,095	
賞与引当金	1,653	0.01	2,006	0.02
退職給付引当金	31,432	0.25	31,935	0.26
支払承諾 ※12	172,833	1.38	148,067	1.20
負債の部合計	10,450,705	83.44	10,256,399	83.46
(純資産の部)				
資本金	1,272,286	10.16	1,272,286	10.35
利益剰余金	861,584	6.88	832,868	6.78
その他利益剰余金	861,584		832,868	
準備金 ※10	1,113,186		1,147,916	
繰越利益剰余金	△251,601		△315,048	
株主資本合計	2,133,870	17.04	2,105,154	17.13
その他有価証券評価差額金	13,084	0.10	△995	△0.01
繰延ヘッジ損益	△72,780	△0.58	△72,050	△0.58
評価・換算差額等合計	△59,695	△0.48	△73,045	△0.59
純資産の部合計	2,074,175	16.56	2,032,108	16.54
負債及び純資産の部合計	12,524,880	100.00	12,288,508	100.00

②損益計算書

(単位：百万円)

区分	第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益	335,891	100.00	163,063	100.00
資金運用収益	314,084		140,833	
貸出金利息	307,725		136,340	
有価証券利息配当金	3,815		3,291	
買現先利息	1,577		570	
預け金利息	961		629	
その他の受入利息	3		2	
役務取引等収益	4,836		2,981	
その他の役務収益	4,836		2,981	
その他業務収益	589		1,698	
外国為替売買益	166		—	
その他の業務収益	422		1,698	
その他経常収益	16,381		17,550	
株式等売却益	66		4,328	
金銭の信託運用益	1,281		976	
その他の経常収益 ※1	15,033		12,244	
経常費用	320,878	95.53	192,526	118.07
資金調達費用	208,866		91,719	
債券利息	45,130		27,200	
借入金利息	148,446		59,547	
金利スワップ支払利息	15,273		4,964	
その他の支払利息	15		7	
役務取引等費用	23		5	
支払為替手数料	6		3	
その他の役務費用	17		2	
その他業務費用	18,811		6,704	
債券発行費	1,827		808	
外国為替売買損	—		775	
国債等債券売却損	6		—	
国債等債券償却	2,480		4,370	
金融派生商品費用	14,167		548	
その他の業務費用	329		201	
営業経費	29,316		16,206	
その他経常費用	63,861		77,889	
貸倒引当金繰入額	—		45,290	
投資損失引当金繰入額	5,820		3,396	
貸出金償却	7,913		3,683	
株式等売却損	85		—	
株式等償却	31,200		18,092	
金銭の信託運用損	383		6	
その他の経常費用 ※2	18,456		7,420	
経常利益(△は経常損失)	15,012	4.47	△29,462	△18.07
特別利益	38,922	11.58	1,799	1.10
固定資産処分益	68		0	
償却債権取立益	1,982		1,798	
貸倒引当金戻入益	24,221		—	
繰上弁済補償金 ※3	12,648		—	
特別損失	13	0.00	26	0.01
固定資産処分損	13		26	
当期純利益(△は当期純損失)	53,921	16.05	△27,689	△16.98

③株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)								
	株主資本					評価・換算差額等			
	資本金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等 合計	純資産 合計
		その他利益剰余金 繰越 準備金	利益剰余金						
平成19年3月31日残高	1,272,286	1,076,594	△266,430	810,163	2,082,449	21,493	△122,367	△100,873	1,981,575
事業年度中の変動額									
準備金の積立	—	36,592	△36,592	—	—	—	—	—	—
国庫納付金	—	—	△2,499	△2,499	△2,499	—	—	—	△2,499
当期純利益	—	—	53,921	53,921	53,921	—	—	—	53,921
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	△8,408	49,586	41,177	41,177
事業年度中の変動額合計	—	36,592	14,829	51,421	51,421	△8,408	49,586	41,177	92,599
平成20年3月31日残高	1,272,286	1,113,186	△251,601	861,584	2,133,870	13,084	△72,780	△59,695	2,074,175

(単位：百万円)

	第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)								
	株主資本					評価・換算差額等			
	資本金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等 合計	純資産 合計
		その他利益剰余金 繰越 準備金	利益剰余金						
平成20年3月31日残高	1,272,286	1,113,186	△251,601	861,584	2,133,870	13,084	△72,780	△59,695	2,074,175
事業年度中の変動額									
準備金の積立	—	34,729	△34,729	—	—	—	—	—	—
国庫納付金	—	—	△1,026	△1,026	△1,026	—	—	—	△1,026
当期純損失(△)	—	—	△27,689	△27,689	△27,689	—	—	—	△27,689
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	△14,080	730	△13,349	△13,349
事業年度中の変動額合計	—	34,729	△63,446	△28,716	△28,716	△14,080	730	△13,349	△42,066
平成20年9月30日残高	1,272,286	1,147,916	△315,048	832,868	2,105,154	△995	△72,050	△73,045	2,032,108

重要な会計方針

第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表及び中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。また、一部の投資事業組合への出資金については、組合の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、中間財務諸表項目を当行の出資持分割合に応じて計上しております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	
<p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	
<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：22年～50年 動産：3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：22年～50年 その他：3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>
4. 繰延資産の処理方法	
<p>債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。</p>	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	
<p>外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	同左
6. 引当金の計上基準	
<p>(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務</p>	<p>(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務</p>

第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<p>者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は52,170百万円であります。</p> <p>(2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。また、賞与引当金には、役員に対するものが含まれております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理 また、退職給付引当金には、役員に対するものが含まれております。</p>	<p>者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は50,887百万円であります。</p> <p>(2) 投資損失引当金 同左</p> <p>(3) 賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理</p>
<p>7. リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
---------------------------------	----------------------------------

8. ヘッジ会計の方法

<p>① ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金 b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券</p> <p>③ ヘッジ方針 金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
--	---

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左
--------------------------------	----

財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は170百万円、「無形固定資産」中のリース資産は123百万円、「その他負債」中のリース債務は254百万円増加しております。また、これにより損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第9期 (平成20年3月31日)	第10期 (平成20年9月30日)
<p>※1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 86,808百万円</p> <p>※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当事</p>	<p>※1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 77,584百万円</p> <p>※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当事</p>

第9期 (平成20年3月31日)	第10期 (平成20年9月30日)
<p>業年度末に当該処分をせずに所有しているものは136,925百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,329百万円、延滞債権額は57,429百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は26百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は60,988百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は119,774百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券123,155百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は441百万円であります。</p> <p>※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、268,665百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは153,869百万円であります。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 20,845百万円</p> <p>※10. 当行における準備金は、日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)第41条第1項の規定に基づいて積み立てられているものであり、任意積立金として「利益剰余金」に計上しております。</p> <p>※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,280百万円であります。</p> <p>※12. 従来、支払承諾として計上していたクレジットデリバティブは、時価の合理性が確認できたことから、当連結会計年度より当該評価額により時価評価しております。</p>	<p>業年度末に当該処分をせずに所有しているものは156,998百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は688百万円、延滞債権額は84,729百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は73,020百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は158,462百万円あります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券120,471百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は429百万円あります。</p> <p>※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、219,879百万円あります。このうち、1年以内に融資予定のものは100,675百万円あります。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 21,008百万円</p> <p>※10. 同左</p> <p>※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,280百万円あります。</p> <p>※12. _____</p>

(損益計算書関係)

第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
※1. その他経常収益には、投資事業組合の利益分配13,427百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、金融派生商品費用8,602百万円を含んでおります。 ※3. 従来、繰延計上してきた繰上弁済に伴う補償金を全額取り崩したものであります。	※1. その他の経常収益には、投資事業組合の利益分配11,769百万円を含んでおります。 ※2. _____ ※3. _____

(株主資本等変動計算書関係)

該当ありません。

(リース取引関係)

第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)																																																																																								
_____ 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td> 動産</td><td style="text-align: right;">1,098百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">480百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">1,579百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td> 動産</td><td style="text-align: right;">474百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">179百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">654百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減損損失累計額相当額</td></tr> <tr><td> 動産</td><td style="text-align: right;">—百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">—百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">—百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">期末残高相当額</td></tr> <tr><td> 動産</td><td style="text-align: right;">623百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">301百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">925百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">・未経過リース料期末残高相当額</td></tr> <tr><td> 1年内</td><td style="text-align: right;">301百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td style="text-align: right;">629百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">930百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">・リース資産減損勘定の期末残高</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">—百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		動産	1,098百万円	その他	480百万円	合計	1,579百万円	減価償却累計額相当額		動産	474百万円	その他	179百万円	合計	654百万円	減損損失累計額相当額		動産	—百万円	その他	—百万円	合計	—百万円	期末残高相当額		動産	623百万円	その他	301百万円	合計	925百万円	・未経過リース料期末残高相当額		1年内	301百万円	1年超	629百万円	合計	930百万円	・リース資産減損勘定の期末残高			—百万円	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> ① リース資産の内容 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 有形固定資産 主として、情報関連機器及び事務機器であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 ② リース資産の減価償却の方法 財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td> 有形固定資産</td><td style="text-align: right;">838百万円</td></tr> <tr><td> 無形固定資産</td><td style="text-align: right;">467百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">1,306百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td> 有形固定資産</td><td style="text-align: right;">323百万円</td></tr> <tr><td> 無形固定資産</td><td style="text-align: right;">212百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">536百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減損損失累計額相当額</td></tr> <tr><td> 有形固定資産</td><td style="text-align: right;">—百万円</td></tr> <tr><td> 無形固定資産</td><td style="text-align: right;">—百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">—百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">期末残高相当額</td></tr> <tr><td> 有形固定資産</td><td style="text-align: right;">514百万円</td></tr> <tr><td> 無形固定資産</td><td style="text-align: right;">254百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">769百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">・未経過リース料期末残高相当額</td></tr> <tr><td> 1年内</td><td style="text-align: right;">263百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td style="text-align: right;">512百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td style="text-align: right;">776百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">・リース資産減損勘定の期末残高</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">—百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	838百万円	無形固定資産	467百万円	合計	1,306百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	323百万円	無形固定資産	212百万円	合計	536百万円	減損損失累計額相当額		有形固定資産	—百万円	無形固定資産	—百万円	合計	—百万円	期末残高相当額		有形固定資産	514百万円	無形固定資産	254百万円	合計	769百万円	・未経過リース料期末残高相当額		1年内	263百万円	1年超	512百万円	合計	776百万円	・リース資産減損勘定の期末残高			—百万円
取得価額相当額																																																																																									
動産	1,098百万円																																																																																								
その他	480百万円																																																																																								
合計	1,579百万円																																																																																								
減価償却累計額相当額																																																																																									
動産	474百万円																																																																																								
その他	179百万円																																																																																								
合計	654百万円																																																																																								
減損損失累計額相当額																																																																																									
動産	—百万円																																																																																								
その他	—百万円																																																																																								
合計	—百万円																																																																																								
期末残高相当額																																																																																									
動産	623百万円																																																																																								
その他	301百万円																																																																																								
合計	925百万円																																																																																								
・未経過リース料期末残高相当額																																																																																									
1年内	301百万円																																																																																								
1年超	629百万円																																																																																								
合計	930百万円																																																																																								
・リース資産減損勘定の期末残高																																																																																									
	—百万円																																																																																								
取得価額相当額																																																																																									
有形固定資産	838百万円																																																																																								
無形固定資産	467百万円																																																																																								
合計	1,306百万円																																																																																								
減価償却累計額相当額																																																																																									
有形固定資産	323百万円																																																																																								
無形固定資産	212百万円																																																																																								
合計	536百万円																																																																																								
減損損失累計額相当額																																																																																									
有形固定資産	—百万円																																																																																								
無形固定資産	—百万円																																																																																								
合計	—百万円																																																																																								
期末残高相当額																																																																																									
有形固定資産	514百万円																																																																																								
無形固定資産	254百万円																																																																																								
合計	769百万円																																																																																								
・未経過リース料期末残高相当額																																																																																									
1年内	263百万円																																																																																								
1年超	512百万円																																																																																								
合計	776百万円																																																																																								
・リース資産減損勘定の期末残高																																																																																									
	—百万円																																																																																								

第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)																																
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">289百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">—百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">279百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">—百万円</td> </tr> </table> ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">—百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">—百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">—百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	支払リース料	289百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	279百万円	支払利息相当額	9百万円	減損損失	—百万円	1年内	—百万円	1年超	—百万円	合計	—百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">179百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">—百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">172百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">—百万円</td> </tr> </table> ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">182百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">242百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">425百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	支払リース料	179百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	172百万円	支払利息相当額	7百万円	減損損失	—百万円	1年内	182百万円	1年超	242百万円	合計	425百万円
支払リース料	289百万円																																
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																
減価償却費相当額	279百万円																																
支払利息相当額	9百万円																																
減損損失	—百万円																																
1年内	—百万円																																
1年超	—百万円																																
合計	—百万円																																
支払リース料	179百万円																																
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																
減価償却費相当額	172百万円																																
支払利息相当額	7百万円																																
減損損失	—百万円																																
1年内	182百万円																																
1年超	242百万円																																
合計	425百万円																																

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 第9期(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

II 第10期(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

日本政策投資銀行(以下「政投銀」という。)は、株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号。以下「政投銀法」という。)附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で株式会社日本政策投資銀行に、政投銀法附則第15条の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資しており、それにより取得した株式を当行への出資者である政府に無償譲渡しています。

また、政投銀法附則第15条の規定に基づき、政投銀は株式会社日本政策投資銀行の成立の時に解散しており、その一切の権利及び義務は、政投銀法附則第15条の規定により国が承継する資産を除き、株式会社日本政策投資銀行が承継しています。

④ 附属明細表

第10期(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)

有形固定資産等明細表

(単位:百万円)

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
建物	—	—	—	34,375	19,486	342	14,888
土地	—	—	—	20,340	—	—	20,340
その他の有形固定資産	—	—	—	2,016	1,521	57	494
有形固定資産計	—	—	—	56,731	21,008	399	35,723
無形固定資産							
権利金	—	—	—	0	0	0	0
その他の無形固定資産	—	—	—	4,220	4	4	4,215
無形固定資産計	—	—	—	4,220	5	4	4,215

(注)有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

引当金明細表

(単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
貸倒引当金	112,030	132,094	782	86,762	156,580
一般貸倒引当金	86,762	111,563	—	86,762	111,563
個別貸倒引当金	25,268	20,531	782	—	45,017
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—
投資損失引当金	7,329	3,396	4,974	—	5,751
賞与引当金	1,653	2,006	1,653	—	2,006
計	121,013	137,496	7,409	86,762	164,338

(注)当期減少額(その他)欄に記載の減少額は次の理由によるものです。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

【2】主な資産及び負債の内容

第10期末(平成20年9月30日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

①資産の部

預け金	日本銀行への預け金1,729百万円、他の銀行への預け金195,837百万円であります。
その他の証券	投資事業組合等への出資金107,736百万円その他であります。
前払費用	賃貸借契約に基づく前払費用であります。
未収収益	貸出金利息40,667百万円、有価証券利息669百万円その他であります。
その他の資産	仮払金746百万円(出資金払込等)その他であります。

②負債の部

未払費用	借入金利息23,487百万円、債券利息10,246百万円その他であります。
前受収益	保証料475百万円、債券に係る為替予約差額271百万円その他であります。
その他の負債	仮受金765百万円その他であります。

Ⅲ. 自己資本充実の状況

自己資本比率は、銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下、「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について国際統一基準にて算出しております。

なお当行は本件情報開示の時点（平成21年7月現在）において、銀行法第十四条の二の適用を受けておりませんが、参考として自己資本比率告示に基づく自己資本比率を開示します。

自己資本比率計測にあたっては、信用リスクについて標準的手法を、オペレーショナル・リスクについては基礎的手法を採用しております。また、当行はトレーディング（特定取引）業務を行っておらず、自己資本比率告示第四条及び第十六条に該当するため、マーケット・リスク相当額を計測にあたり不算入としております。

【1】自己資本比率の状況(連結)

定性的な開示事項

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1. 連結の範囲に関する事項 | 当行の連結自己資本比率は、自己資本比率告示第三条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号（以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲に含まれる会社に相違点はありません。連結グループのうち、連結子会社は9社であり、新規事業投資（株）（新規事業を行う者に対する出資等）、DBJクレジット・ライン（株）（信託受益権の取得、信託の運用委託及び指図等）等です。
自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人、同告示第八条第一項第二号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項第十二号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社は、いずれも存在しません。
連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等につきましては、該当事項はありません。 |
| 2. 自己資本調達手段の概要 | 自己資本については、日本国政府からの全額出資となっています。 |
| 3. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要 | 自己資本の充実度に関しましては、信用リスク、金利リスク、オペレーショナル・リスクを計量化し、それらの合計額と自己資本額を比較することによって、自己資本の余力を計測しております。この余力を以て、計量化できないリスクや不測の事態への対応、新規融資等のリスクテイクに十分かどうか判断し、業務運営の方向性を設定しております。 |
| 4. 信用リスクに関する事項 | イ. リスク管理の方針及び手続の概要
融資・債務保証先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少ないし消滅し、当行が被る損失を信用リスクと定義し、このうち一定の計測期間において平均的に発生が見込まれる損失を「予想損失」(EL)、平均的に見込まれる損失額を超えて発生する損失を「予想外損失」(UL)として、ULと自己資本額とを定期的に比較して自己資本の余力を計測しております。
ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
当行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。
(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。 |
| 5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 与信先の信用力の高低により必要に応じて担保・保証を取得しており、その取得にあたっては担保物件の処分により回収が確実と見込まれる金額の多寡や保証人の信用力等の観点から個々に有効性を判断しております。
担保評価等は、原則として投融資部店からの依頼に基づき、審査部が実施しております。投融資部店及び審査部はこの結果に基づき信用リスク管理を行っており、また原則全ての担保物件について年1～2回の評価の見直しを実施して、担保物件の最新の状況を把握しております。 |

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	取引相手の格付や与信額の規模等を定期的に参照して、取引開始の可否の決定や既存取引のリスク把握を実施しています。
7. 証券化エクスポージャーに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>当行が保有している証券化エクスポージャーはクレジット・デリバティブに該当するものを除けば、その多くが内部格付手法における「特定貸付債権(自己資本比率告示第一条第四十七号)に該当しており、それらのエクスポージャーについては通常の企業向け与信に適用される行内格付とは異なる、特定貸付債権の特性により適した評点制度に基づき格付を付与し、その高低に応じたリスク管理を実施しております。なお、当該格付はエクスポージャーの新規取得時に付与するのみならず、その後も定期的に見直しを行っております。</p> <p>また、当行は主に投資家として証券化取引に取り組んでおり、取得したエクスポージャーについては満期までの保有を原則としております。</p> <p>ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>当行は標準的手法を採用しております。</p> <p>ハ. 証券化取引に関する会計方針</p> <p>証券化取引について、資産売却あるいは資金調達等については、実際の入出金等が現実化した時点で会計上認識しております。</p> <p>ニ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称</p> <p>証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとでの適格格付機関の使い分けは行っておりません。</p> <p>(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。</p>
8. マーケット・リスクに関する事項	当行は自己資本比率告示第四条に該当するため、マーケット・リスク相当額に係る額を算入していないため、該当ありません。
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>当行では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外性的事象が生起することから生じる損失にかかるリスク」と定義しております。</p> <p>当行は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めています。</p> <p>当行は、各部店にオペレーショナル・リスク・オフィサーを設置しリスクに関するデータ収集手続を定める等、リスクの把握やデータベースの整備を図っております。</p> <p>また、金融業務の高度化・多様化等の進展に伴い生じうる多様なオペレーショナル・リスクを、適切に特定、評価・計測、モニタリング、コントロールするための管理手法・管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。</p> <p>ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称</p> <p>当行は基礎的手法を採用しております。</p>
10. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要	当行では、投資先の収益・財務状況の悪化や市場環境の変化等により、投資価値が減少ないし消滅し、当行が被るリスクを投資リスクと定義しております。新規のエクスポージャー取得にあたっては投資分野等ごとに投資リスクに見合うリターンが見込めるか検討を行い、その後も保有エクスポージャーのパフォーマンス評価を定期的実施しております。

11. 銀行勘定における金利
リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手順の概要

長期かつ固定金利での貸付が多くを占めますが、これに見合う長期固定の調達等により金利リスクの低減化を図っております。金利リスクの計測手法としてはValue at Risk (VaR) やバーゼルⅡのいわゆる「標準化された金利ショック」^(※)を算出して経済価値の観点からの各リスク量を把握しております

(※) 下欄「ロ」の②及び③の計測手法

定期的にVaRや200bpValueと自己資本とを比較し、金利リスクが自己資本の一定範囲に収まることを確認しております。

ロ. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では、以下の方法により金利リスクを算定しております。

- ① VaR：保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.9%、ヒストリカル法により計測
 - ② 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値
 - ③ 200bpValue (ペイシス・ポイント・バリュー)：標準的な金利ショックとして金利が2%平行移動した場合の経済価値変動額を計測
- (②及び③は、バーゼルⅡにおけるいわゆる「標準化された金利ショック」の手法に該当しております。)

定量的な開示事項

1. 自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

		平成20年度 (平成21年3月31日)
イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額合計		702,205
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		650,833
(i) 日本国政府・地方公共団体等向け		0
(ii) 金融機関向けエクスポージャー		5,111
(iii) 法人等向けエクスポージャー		613,433
(iv) 出資等のエクスポージャー		16,536
(v) その他エクスポージャー		15,752
② 証券化エクスポージャー		51,372
ロ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額		—
ハ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		14,234
ニ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ+ハ)		716,440
ホ. 連結自己資本比率及び連結における基本的項目比率	連結自己資本比率	18.88%
	基本的項目比率	23.10%

3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)
貸出金	11,562,800
出資・ファンド	216,535
コミットメント・支払承諾見返	379,029
債券(国債・社債等)	888,443
現先・コールローン	520,972
その他	375,860
合計	13,943,641

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別

(単位:百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)
国内合計	13,943,566
海外合計	75

(注)「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

(2) 業種別又は取引相手別

(単位:百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)
製造業	2,832,973
農林水産業	1,221
鉱業	26,965
建設業	58,995
卸売・小売業	875,540
金融保険業	1,149,726
不動産業	1,276,177
運輸通信業	4,064,028
電気・ガス・水道業	2,028,789
サービス業	1,137,269
その他	491,953

(3) 残存期間別

(単位:百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)
5年以下	5,043,231
5年超10年以下	4,818,836
10年超15年以下	2,646,779
15年超	1,040,599
期間のないもの	394,194

八、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額(信用リスク削減手法の効果を勘案した後の額)

(単位:百万円)

		平成20年度 (平成21年3月31日)
リスク・ウェイト	0%	753,431
同	10%	294
同	20%	4,624,103
同	50%	2,743,958
同	100%	5,444,070
同	150%	263,014

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減効果が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

		平成20年度 (平成21年3月31日)
適格金融資産担保		375,963
保証又はクレジット・デリバティブ		1,852,601

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

		平成20年度 (平成21年3月31日)
与信相当額の算出に用いる方式		カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額		117,323
グロスのアドオン額と取引種類別の内訳		103,801
	うち金利関連取引	60,822
	うち外国為替関連取引	40,079
	うちクレジット・デリバティブ取引	2,900
ネットティングによる与信相当額削減額		110,391
ネットの与信相当額		110,732
	うちネット再構築コストの額	53,719
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額		861,210
	クレジット・デフォルト・スワップ提供	
	クレジット・デフォルト・スワップ購入	451,100
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額		393,100

(注1) 派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法は実施しておりません。

(注2) 与信相当額の算出の対象となるクレジット・デリバティブは、証券化エクスポージャーに該当するものを含んでおり、別掲の証券化エクスポージャーと一部データにつき重複があるほか、いわゆるシングルネームCDSの提供につきましては支払承諾と構成して参照企業に対する法人等向けエクスポージャーとして計測しているものも含んでおります。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー

該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家である証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

		平成20年度 (平成21年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス		613,337
クレジット・デリバティブ		739,574
ファンド(注)		192,854

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

			平成20年度 (平成21年3月31日)
リスク・ウェイト	20%	残高	594,454
		所要自己資本額	9,511
同上	50%	残高	201,778
		所要自己資本額	8,071
同上	100%	残高	261,237
		所要自己資本額	20,899
同上	350%	残高	35,000
		所要自己資本額	9,800
同上	自己資本控除	残高	437,337
		所要自己資本額	—
同上	その他(注)	残高	15,958
		所要自己資本額	3,090

(注) 自己資本比率告示附則第十五条の経過措置を適用したエクスポージャー。

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳 (単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス ファンド(注)	244,482
	192,854

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(4) 自己資本比率告示附則第十五条の適用(証券化エクスポージャーに関する経過措置)により算出される信用リスク・アセットの額 (単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)
信用リスク・アセット額	38,635

7. マーケット・リスクに関する事項

当行は、自己資本比率告示第四条に該当するため、マーケット・リスク相当額を第二条の算式に算入していないため、該当ありません。

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)
イ. 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	
上場株式等エクスポージャー	28,961
それ以外の出資等又は株式等エクスポージャー	180,170
ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却損益の額	3,204
出資等又は株式等エクスポージャーの償却に伴う損益の額	14,558
ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	△1,667
ニ. 自己資本比率告示第六条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額	—

(注1) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額は、ありません。

(注2) 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額は、ありません。

9. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー

信用リスク・アセットのみなし計算を適用したエクスポージャーは、ありません。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

	平成20年度 (平成21年3月31日)
金利ショックに対する経済的価値の増減額	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 194億円

【2】自己資本比率の状況(単体)

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要	自己資本については、日本国政府からの全額出資となっています。
2. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	自己資本の充実度に関しましては、信用リスク、金利リスク、オペレーショナル・リスクを計量化し、それらの合計額と自己資本額を比較することによって、自己資本の余力を計測しております。この余力を以て、計量化できないリスクや不測の事態への対応、新規融資等のリスクテイクに十分かどうか判断し、業務運営の方向性を設定しております。
3. 信用リスクに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>融資・債務保証先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少ないし消滅し、当行が被る損失を信用リスクと定義し、このうち一定の計測期間において平均的に発生が見込まれる損失を「予想損失」(EL)、平均的に見込まれる損失額を超えて発生する損失を「予想外損失」(UL)として、ULと自己資本額とを定期的に比較して自己資本の余力を計測しております。</p> <p>ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称</p> <p>当行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。</p> <p>(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(S&P)。</p>
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	<p>与信先の信用力の高低により必要に応じて担保・保証を取得しており、その取得にあたっては担保物件の処分により回収が確実と見込まれる金額の多寡や保証人の信用力等の観点から個々に有効性を判断しております。</p> <p>担保評価等は、原則として投融資部店からの依頼に基づき、審査部が実施しております。投融資部店及び審査部はこの結果に基づき信用リスク管理を行っており、また原則全ての担保物件について年1～2回の評価の見直しを実施して、担保物件の最新の状況を把握しております。</p>
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	取引相手の格付や与信額の規模等を定期的に参照して、取引開始の可否の決定や既存取引のリスク把握を実施しています。
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>当行が保有している証券化エクスポージャーはクレジット・デリバティブに該当するものを除けば、その多くが内部格付手法における「特定貸付債権(自己資本比率告示第一条第四十七号)に該当しており、それらのエクスポージャーについては通常の企業向け与信に適用される行内格付とは異なる、特定貸付債権の特性により適した評点制度に基づき格付を付与し、その高低に応じたリスク管理を実施しております。なお、当該格付はエクスポージャーの新規取得時に付与するのみならず、その後も定期的に見直しを行っております。</p> <p>また、当行は主に投資家として証券化取引に取り組んでおり、取得したエクスポージャーについては満期までの保有を原則としております。</p> <p>ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>当行は標準的手法を採用しております。</p> <p>ハ. 証券化取引に関する会計方針</p> <p>証券化取引について、資産売却あるいは資金調達等については、実際の入出金等が現実化した時点で会計上認識しております。</p> <p>ニ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称</p> <p>証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。</p> <p>(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(S&P)。</p>

7. マーケット・リスクに関する事項	<p>当行は自己資本比率告示第十六条に該当するため、マーケット・リスク相当額に係る額を算入していないため、該当ありません。</p>
8. オペレーショナル・リスクに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>当行では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外性的事象が生起することから生じる損失にかかるリスク」と定義しております。</p> <p>当行は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めています。</p> <p>当行は、各本店にオペレーショナル・リスク・オフィサーを設置しリスクに関するデータ収集手続を定める等、リスクの把握やデータベースの整備を図っております。</p> <p>また、金融業務の高度化・多様化等の進展に伴い生じうる多様なオペレーショナル・リスクを、適切に特定、評価・計測、モニタリング、コントロールするための管理手法・管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。</p> <p>ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称</p> <p>当行は基礎的手法を採用しております。</p>
9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要	<p>当行では、投資先の収益・財務状況の悪化や市場環境の変化等により、投資価値が減少ないし消滅し、当行が被るリスクを投資リスクと定義しております。新規のエクスポージャー取得にあたっては投資分野等ごとに投資リスクに見合うリターンが見込めるか検討を行い、その後も保有エクスポージャーのパフォーマンス評価を定期的実施しております。</p>
10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>長期かつ固定金利での貸付が多くを占めますが、これに見合う長期固定の調達等により金利リスクの低減化を図っております。金利リスクの計測手法としてはValue at Risk (VaR) やパーゼルIIのいわゆる「標準化された金利ショック」(*)を算出して経済価値の観点からの各リスク量を把握しております。</p> <p>(※) 下欄「ロ」の②及び③の計測手法</p> <p>定期的にVaRや200bpValueと自己資本とを比較し、金利リスクが自己資本の一定範囲に収まることを確認しております。</p> <p>ロ. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要</p> <p>当行では、以下の方法により金利リスクを算定しております。</p> <p>① VaR：保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.9%、ヒストリカル法により計測</p> <p>② 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値</p> <p>③ 200bpValue (ベイシス・ポイント・バリュー)：標準的な金利ショックとして金利が2%平行移動した場合の経済価値変動額を計測</p> <p>(②及び③は、パーゼルIIにおけるいわゆる「標準化された金利ショック」の手法に該当しております。)</p>

定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)
イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額合計	701,671
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	650,299
(i) 日本国政府・地方公共団体等向け	0
(ii) 金融機関向けエクスポージャー	5,020
(iii) 法人等向けエクスポージャー	612,793
(iv) 出資等のエクスポージャー	16,805
(v) その他エクスポージャー	15,680
② 証券化エクスポージャー	51,372
ロ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	—
ハ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	14,222
ニ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)	715,893
ホ. 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率	単体自己資本比率 18.70% 基本的項目比率 22.99%

2. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)
貸出金	11,552,191
出資・ファンド	228,976
コミットメント・支払承諾見返	378,629
債券(国債・社債等)	888,443
現先・コールローン	520,972
その他	364,641
合計	13,933,855

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)
国内合計	13,933,855
海外合計	—

(注) 当行には、海外店はありませぬ。

(2) 業種別又は取引相手別

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)
製造業	2,832,973
農林水産業	1,221
鉱業	26,965
建設業	58,995
卸売・小売業	875,540
金融保険業	1,164,797
不動産業	1,276,177
運輸通信業	4,064,028
電気・ガス・水道業	2,028,789
サービス業	1,138,241
その他	466,123

(3) 残存期間別

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)
5年以下	5,042,831
5年超10年以下	4,818,836
10年超15年以下	2,646,779
15年超	1,040,599
期間のないもの	384,808

ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額(信用リスク削減手法の効果を勘案した後の額)

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)
リスク・ウェイト 0%	753,431
同 10%	294
同 20%	4,618,368
同 50%	2,743,836
同 100%	5,438,599
同 150%	263,014

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減効果が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)
適格金融資産担保	375,963
保証又はクレジット・デリバティブ	1,852,601

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

		平成20年度 (平成21年3月31日)
与信相当額の算出に用いる方式		カレント・エクスポージャー方式
与信相当額の算出に用いる方式		
グロス再構築コストの額		117,323
グロスのアドオン額と取引種類別の内訳		103,801
	うち金利関連取引	60,822
	うち外国為替関連取引	40,079
	うちクレジット・デリバティブ取引	2,900
ネットティングによる与信相当額削減額		110,391
ネットの与信相当額		110,732
	うちネットの再構築コストの額	53,719
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額		861,210
	クレジット・デフォルト・スワップ提供	
	クレジット・デフォルト・スワップ購入	451,100
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額		393,100

(注1) 派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法は実施しておりません。

(注2) 与信相当額の算出の対象となるクレジット・デリバティブは、証券化エクスポージャーに該当するものを含んでおり、別掲の証券化エクスポージャーと一部データにつき重複があるほか、いわゆるシングルネームCDSの提供につきましては支払承諾と構成して参照企業に対する法人等向けエクスポージャーとして計測しているものも含んでおります。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャー
該当ありません。

ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

		平成20年度 (平成21年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス		586,961
クレジット・デリバティブ		739,574
その他(注)		225,527

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

			平成20年度 (平成21年3月31日)
リスク・ウェイト	20%	残高	594,454
		所要自己資本額	9,511
同上	50%	残高	201,777
		所要自己資本額	8,071
同上	100%	残高	261,237
		所要自己資本額	20,898
同上	350%	残高	35,000
		所要自己資本額	9,800
同上	自己資本控除	残高	443,636
		所要自己資本額	—
同上	その他(注)	残高	15,958
		所要自己資本額	3,090

(注) 自己資本比率告示附則第十五条の経過措置を適用したエクスポージャー。

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳 (単位:百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス ファンド(注)	218,414 225,221

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(4) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 (単位:百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)
信用リスク・アセット額	38,635

6. マーケット・リスクに関する事項

当行は、自己資本比率告示第十六条に該当するため、マーケット・リスク相当額を第十四条の算式に算入していないため、該当ありません。

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日)
イ. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額	
(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー	28,492
(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	186,518
ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却損益の額	3,236
出資等又は株式等エクスポージャーの償却に伴う損益の額	10,959
ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	△2,425
ニ. 自己資本比率告示第十八条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額	—

(注1) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額は、ありません。

(注2) 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額は、ありません。

8. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

信用リスク・アセットのみなし計算を適用したエクスポージャーは、ありません。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

	平成20年度 (平成21年3月31日)
金利ショックに対する経済的価値の増減額	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 194億円

■用語解説

エグジット (EXIT)

アセットファイナンスにおいて、元本の償還期日到来時、ないし期限の利益喪失時における償還原資を確保するための戦略のことで、「出口戦略」ともいう。一般的には、対象プロジェクトが順調にキャッシュフローを生み続けている限り、社債発行や借入を通じたリファイナンスによる事業継続を図り、償還期日までにリファイナンスの見込みが立たない場合は、テイル期間（償還期間の後に余裕を持たせるために設ける期間）を設けてその期間内に売却手続きを図る、とするストラクチャーが多い。

→ P.33, 48

シニアファイナンス (シニア融資)

シニアファイナンスとは、通常、他の資金より優先的に弁済され、投資リスクが低い資金である。日本において発行されている社債、金融機関から供給されている融資の多くが、シニアファイナンスに該当する。

→ P.8, 18, 27, 30, 32, 34, 35, 37, 55

シンジケート・ローン

幹事金融機関（アレンジャー）が複数の金融機関をとりまとめてシンジケート団を組成し、単一の契約証書で同一の約定条件に基づいて行う融資の形態。通常、参加金融機関の債権は譲渡可能となる。

→ P.18, 30, 32, 41, 42, 43, 49, 54, 74

ストラクチャードファイナンス

仕組み金融。事業の立ち上げ、操業期間、その他多様な場面におけるリスクを回避するために、契約や金融技術を駆使することによって、信用リスクをコントロールする金融手法。

→ P.8, 28, 30, 32, 34, 52, 74

デューデリジェンス (Due Diligence)

融資団のために行われる、融資対象不動産についての詳細かつ多角的な調査のことをいう。SPCが発行する社債の信用度評価のために要請される建物状況調査、環境調査、法的調査、市場調査などがその主要なものである。

(Due = 「当然支払うべき」、Diligence = 「努力」)

→ P.38

ノンリコース

リコースとは遡求を意味し、ノンリコースとは、融資対象プロジェクトについて、その返済を親会社の保証に依存（＝遡求）することなく、子会社であるSPCが当該事業から生み出す収益およびプロジェクト資産のみに依存することをいう。リミテッドリコースもほぼ同義である。プロジェクトファイナンスでは、ステップインライト（介入権）を金融団が行使できるよう、事業会社が有する債権、契約上の地位、株式等はすべて金融団が担保として取得する。

→ P.8, 31, 32, 34, 35, 41, 55

ハイブリッドファイナンス

ハイブリッドファイナンスとは、資本と負債の特徴を有する証券等によるファイナンス手法をいう。ハイブリッド証券・ハイブリッドローン等による資金調達手段であり、メザンファイナンスの一種。劣後債、劣後ローン、永久債、優先出資証券、優先株などによる資金調達があげられる。負債の性質を持つと同時に、格付機関から一定の資本性を認められることが期待できるなど、発行体にとっては財務構成比率を改善し、財務の安定性を高めるメリットがある。

→ P.30, 37, 41, 50

プロジェクトファイナンス

あるプロジェクトの資金調達において、返済原資をその事業から生み出されるキャッシュフローのみに依存するファイナンスのこと。担保は当該事業に関連する資産に限定し、プロジェクトを行う親会社の保証等は原則にはしていない。PFIにおいては、基本的に当該PFI事業のみを行うSPCが設立されること、収入は当該事業により生み出されるキャッシュフローに限られることなどから、プロジェクトファイナンスになじみやすい。

→ P.18, 27, 30, 32, 34, 41, 46, 49, 52, 55

メザンファイナンス (メザン融資)

メザンファイナンスとは、銀行が従来取り組んできたシニアファイナンスより返済順位が下位にある資金のことをいう（メザンとは中2階という意味）。メザンファイナンスはややリスクの高い資金になるが、米国をはじめ幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては、多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしており、シニアファイナンスより高く適切な金利水準を確保することによって、金融機関にとって投資が可能となっている。

→ P.8, 18, 27, 30, 31, 34, 35, 36, 37, 41, 47, 50, 55

リファイナンス

借り換えのこと。償還期日の半年～2年前に、リファイナンスアレンジャーがリファイナンス計画を策定し、償還期日までにリファイナンスに関するローン契約のクロージングを済ませることで、リファイナンス手続きが完了する。なお、リファイナンスが完了しなかった場合に備え、テイル期間を設けて売却手続きを定めておくのが通常である。アセットファイナンスにおいて、元本の償還のための資金調達をいかに図るかは極めて重要である。

→ P.33, 48

ALM(Asset Liability Management)

金融機関が、その保有する資産および負債を統合して管理のうえ、それらに内在するリスクをコントロールすること。

→ P.63, 64, 68, 69

CSR(Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任。企業の責任は、これまでの製品やサービスの提供、法規制の遵守等にとどまらず、ステークホルダーへの配慮や情報開示、環境への取り組みなど、経済的・法的な責任を超えたより広範なものとしてとらえられるようになってきている。

→ P.3, 20-24, 27, 28, 30, 40-56, 59, 71, 75, 78

DIPファイナンス

米国においては、再建型倒産手続きである連邦倒産法第11章手続き(チャプター11)に入った企業(DIP: Debtor In Possession、占有継続債務者)に対する融資のことをさすが、日本においては、再建型倒産手続きである民事再生法や会社更生法の手続き申し立て後、計画認可決定前までの融資をDIPファイナンスという。

→ P.27, 30, 31, 33, 48

M&Aアドバイザー

企業の買収・合併、事業売却、合併、事業のリストラクチャリング、スピンオフ、株式交換、レバレッジド・バイアウト(Leveraged Buy-out: LBO)、企業防衛などに対する多岐にわたるアドバイス業務のこと。企業経営にかかわる戦略的アドバイスやソリューションを提供することで、顧客の短期ならびに長期的な目標の達成を支援する。

→ P.8, 15, 18, 28, 30, 31, 38, 56

MBO(Management Buyout)

子会社や一事業部門の経営者が、親会社から当該事業部門の支配権を買収するもの。M&Aの一手法であるが、事業の買収者が第三者ではなく、買収対象事業の経営者である場合がMBOである。通常、事業買収資金の全額を当該経営者が調達できるケースは少ないことから、当該事業の資産を担保とした借入を利用するLBOの方式をとることが多い。

→ P.30, 36, 37, 39

PFI(Private Finance Initiative)

民間の資金、経営能力および技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法。1992年に英国で導入され、日本においては1999年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(通称「PFI法」)が制定された。租税(=財政負担)の対価として最も価値のあるサービスを提供するというValue for Money(VFM)という概念が、判断基準のひとつである。

→ P.27, 34, 41, 52, 54

PPP(Public Private Partnership)

社会資本整備や行政サービスの提供に民間主体等を活用し、公民協調により事業を実施する手法。PFIや民営化、民間委託等がある。

→ P.60

SPC(Special Purpose Company)

特別目的会社。プロジェクトファイナンスにおいては、特定のプロジェクトから生み出されるキャッシュフローを親会社の信用とは切り離すことがポイントであるが、その独立性を法人格的に担保すべく、単一事業会社として設立されるケースが多い。一方、アセットファイナンスにおいては、オリジネーターがオフバランス化を図るべく切り離れた資産を、新たに保有する会社として設立される。

→ P.34, 35, 36, 41, 52, 54, 55

UNEP(United Nations Environment Programme)

国連環境計画。地球環境等に取り組む国連の中核機関。DBJは、2001年6月25日、「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明(UNEP Statement by Financial Institutions on the Environment and Sustainable Development)」に、日本の銀行として初めて署名した。

→ P.23, 43, 75, 78

平成21年7月
発行 株式会社日本政策投資銀行
経営企画部広報・CSR室
URL: <http://www.dbj.jp/>

株式会社日本政策投資銀行

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目9番1号

Tel: 03-3270-3211 (大代表)



本誌は FSC 認証紙を使用し、「大豆インキ」を使い、「水なし印刷」で印刷しています。
また、本誌の印刷における電気の 100%は、グリーン電力（風力）で賄われています。